

第七十七回国会 大蔵委員会 議 録 第 七 号

昭和五十一年四月二十七日(火曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

佐藤 鑑樹君 武藤 山治君
山田 耻目君 増本 一彦君
広沢 直樹君 内海 清君
山下 元利君

金融機関の週休二日制に関する小委員長

昭和五十一年四月二十八日(水曜日)

午後三時六分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

田中 六助君

塩川正十郎君

山下 元利君

佐藤 鑑樹君

浦野 幸男君

金子 一平君

瓦 力君

小泉純一郎君

野呂 恭一君

林 大幹君

坊 秀男君

毛利 松平君

山口 敏夫君

廣瀬 秀吉君

武藤 山治君

山中 吾郎君

荒木 宏君

坂口 力君

竹本 孫一君

大蔵 大臣

運輸 大臣

大蔵政務次官

大蔵省主計局次

長

唐沢俊二郎君

田中 敬君

美秀君

幸雄君

耻目君

千八君

宗一君

晴夫君

大石 幸雄君

木野 幸雄君

齋藤 邦吉君

廣瀬 信行君

原田 憲君

宮崎 茂一君

保岡 興治君

山中 貞則君

松浦 利尚君

村山 喜一君

横山 利秋君

小林 政子君

廣沢 直樹君

大平 正芳君

木村 睦男君

大蔵省主計局次

長

唐沢俊二郎君

田中 敬君

委員外の出席者

大蔵委員会調査

室長

末松 経正君

高橋 元君

松下 康雄君

大倉 實隆君

道哉君

田中 博通君

中橋敬次郎君

横井 正美君

熊谷 文雄君

佐藤 守良君

杉浦 喬也君

大蔵省主計局次

長

松下 康雄君

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

長

大蔵省主計局次

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

委員の異動

四月二十八日

本日の会議に付した案件

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一

部を改正する法律案(内閣提出第三八八号)

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等

共済組合法に規定する共済組合が支給する年金

の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等

共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出

第五六号)

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法

律案(内閣提出第一号)

税制に関する件

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組

合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部

を改正する法律案及び昭和四十二年度以後にお

ける公共企業体職員等共済組合法に規定する共

済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する

法律案の両案を一括して議題といたします。

これより両案について、政府より提案理由の説

明を求めます。大平大蔵大臣。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組

合等からの年金の額の改定に関する法律等の

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

昭和五十一年四月二十八日

第一類第五号

大蔵委員会議録第七号

昭和五十一年四月二十八日

一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職員等
共済組合法に規定する共済組合が支給する年
金の額の改定に関する法律及び公共企業体職
員等共済組合法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○大平内務大臣 たいま議題となりました昭和
四十二年以後における国家公務員共済組合等か
らの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正
する法律案につきまして、提案の理由及びその概
要を御説明申し上げます。

この法律案は、国家公務員共済組合法等の規定
により支給されている年金につきまして、その額
を引き上げることとするほか、年金額算定方式の
改善、廃疾給付及び遺族給付の改善、最低保障額
の引き上げ、恩給公務員期間等を有する者に対す
る特例措置の改善、短期給付の任意継続組合員制
度の改善等、所要の措置を講じようとするもので
あります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上
げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額
を改定することです。すなわち、旧令によ
る共済組合等からの年金受給者のための特別措置
法、旧国家公務員共済組合法及び国家公務員共済
組合法に基づく年金のうち、昭和五十一年三月三十一
日以前に給付事由が生じたものにつきまして、
恩給における措置に準じ、昭和五十一年度の国家
公務員の給与の改善内容に準じ、年金額の算定の
基礎となっている俸給を増額することにより、昭
和五十一年七月分以後、年金額を引き上げること
といたしております。

第二に、通算退職年金等の額の算定方式中の定
額部分の額を引き上げるとともに、その加算期間
の上限について、三十年とされておりましたのを改
め、これを三十五年に延長することといたしてお
ります。

第三に、継続療養給付等を受けている者に係る
公務によらない廃疾年金支給のための廃疾認定日
について、療養の給付等開始後三年を経過した時
とされておりましたのを改め、一年六カ月を経過し
た時とすることといたしております。

第四に、公務によらない廃疾年金、廃疾一時金
及び遺族年金の受給資格期間につきましては、組
合員となつて一年以上とされておりましたのを改
め、他の公的年金制度の加入期間と合わせて組合
員期間が一年以上となるときは、受給資格期間を
満たしたものとすることといたしております。

第五に、夫の死亡に係る遺族年金を受ける妻に
遺族である子がいる場合、またはその妻が六十歳
以上である場合には、遺族である子の数等に応じ
た加算を行うことといたしております。

第六に、遺族年金の扶養加給の額を増額するこ
とといたしております。

第七に、通算退職年金の受給権者が死亡した場
合には、その者の遺族に対して、新たに通算遺族
年金として通算退職年金の額の百分の五十に相当
する額を支給することといたしております。

第八に、国家公務員共済組合法に定める退職年
金等の最低保障額を引き上げることといたしてお
ります。

第九に、恩給公務員期間等を有する者に対する
特例措置の改善といたしまして、恩給における措
置に準じ、七十歳以上の高齢者等に対する年金
額の割り増し措置の改善、公務関係年金及び長期
在職した退職年金受給者等の年金の最低保障額の
引き上げ等を行うことといたしております。

第十に、短期給付の任意継続組合員制度の加入
期間を一年から二年に延長するとともに、掛金の
軽減等の措置を講ずることといたしております。

以上のほか、掛金及び給付の算定の基礎となる
俸給の最高限度額を三十一万四千円から三十四万
円に引き上げることとする等、所要の措置を講ずるこ
とといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要
であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいま
すようお願い申し上げます。

○田中委員長 木村運輸大臣。

○木村内務大臣 たいま議題となりました昭和
四十二年以後における公共企業体職員等共済組
合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改
定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法
の一部を改正する法律案の提案理由につきまして
御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給し
ております退職年金等につきまして、このたび別
途本国会に提案されております恩給法等の一部を
改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じ
て年金額を引き上げるとともに廃疾年金及び遺族
年金の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改
善、通算遺族年金制度の創設等の措置を講ずるた
め、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申
し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しており
ます退職年金等のうち、昭和五十一年三月三十一
日以前に給付事由が生じたものにつきまして、恩給
等の改善措置に準じ、その年金額の算定の基礎
となる俸給を昭和五十一年度の国家公務員の
給与の改善内容に準じて増額することにより、昭
和五十一年七月分から年金額を引き上げること
といたしております。

第二に、旧国家公務員共済組合法等に基づく退
職年金等の最低保障額を恩給等の改善措置に準じ
て引き上げるとともに、公共企業体職員等共済組
合法に基づく退職年金等の最低保障額につきまし
ても、その額の引き上げ等の措置を講ずること
といたしております。

第三に、廃疾年金、遺族年金等につきまして、
一の公的年金制度の加入期間を組合員期間とみな
すこととした場合に、これらの長期給付の受給資
格期間を満たすこととなるときは、その者または
その者の遺族にそれぞれ廃疾年金、遺族年金等を
支給することとして、受給資格の緩和を図ること
といたしております。

第四に、公共企業体職員等共済組合法等に基づ
く遺族年金につきまして、遺族年金を受ける妻が
遺族である子を有する場合または六十歳以上であ
る場合には、遺族である子の数等に応じた加算を
行うことにより、遺族年金の給付水準の改善を図
ることといたしております。

第五に、通算退職年金の受給権者が死亡したと
きにその者の遺族に通算遺族年金を支給する通算
遺族年金制度を創設することといたしております。

このほか、任意継続組合員について、その加入
期間を一年延長して二年とするとともに、掛金の
軽減を図る等の措置を講ずることといたしており
ます。

以上がこの法律案を提案する理由であります。
何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛成いた
だきますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて両案の提案理由の説明は
終わりました。

両案に対する質疑は後刻行います。

○田中委員長 税制に関する件について調査を進
めます。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。荒木宏君。

○荒木委員 時間が余りございませんので、質問
を初めに三點ばかり要約してお尋ねしますので、
後ほどまとめてそれぞれ御答弁いただきたいと思
います。

まず第一点は、大臣にお尋ねいたします。高成
長から低成長に移行したというふう言われてお
ります。税制、企業課税、特に減価償却の耐
用年数や残存率の問題について昨日局長にいろ
いろお尋ねをいたしました。大臣から昨日の経過を
踏まえた上での御答弁をいただきたいと思うので
すが、私が取り上げました事例は航空機の耐用年

数であります。

これは実際の使用期間が、たとえば運輸省の調査などでは三万フライングアワー、平均約十年以上というふうに出ておりますが、国庫六六年、国内線七年、こういう法定耐用年数になっております。そのほか一、二の事例も挙げましたけれども、実際の使用期間と法定の耐用年数の乖離が見られる事例が間々ある。現にいまの耐用年数は昭和三十六年に省令として決定された、こういうことでありますので、そういった物理的な面から実情に近づけるという努力、さらに経済的に見ましてもそうした航空需要を拡大推進していくというところからつり合いのとれた成長に切りかえていくという点からも、この償却のあり方、その一つとしての耐用年数の見直しということは必要ではないか。

ことに、予算委員会に提出されました大蔵省の資料で「各国の主要産業別減価償却率の比較」を見ますと、全製造業で見まして、日本の償却率は四十九年度下期で一五・四％、これはイギリスの七・八％に比べて約二倍であります。アメリカの一〇・三％に比べて約五割増しということになっております。西ドイツは計算方法が違いますが別として、全製造業で見ても先進資本主義国の五割増しあるいは二倍という高い償却率、これが高度成長を支える税制の一つの柱であったことは疑いなくもなおります。その中でも特に自動車工業などは二・四％、これは世界各國の中でも最高の率を示しておりますけれども、こういったことを踏まえて大臣から、物理的な点、経済的な点あるいは国際比較、昨日局長から見直しという点の御答弁をいただいておりますので、政策責任者としてその点の確認を含めた御意見をいただきたいと思います。

第二点は、所得税減税の問題であります。先般、中期の財政収支ケース、ケースとして大蔵省の方から国会の方に試案が提供されました。中期の見通しを見ますと、税収の平均伸び率が六年間で二〇・九％、弾性値が約一・七％とい

う非常に高い数値が示されておるようでありま

す。これは当然新税もしくは増収ということになるのでありますが、財政面から見ましてこれらの高い伸び率がどういうふうな処理をされるか。財政支出に向けられる面もありましよう、あるいは国債の償還ということに向けられる向きもありましよう。と同時に、減税という国民生活を守る面にも目が向けられなければならない、非常に重要な部分であると思えます。また景気面から言いますと、政府の方の説明では、輸出の振興あるいは設備投資、公共事業、いま特に財政の面に重点を置いておられるようでありまますが、同時に従来の説明から見ましても、個人消費の拡大ということと景気対策の上でも否定はされてこなかったところあります。したがって、財政に関する中期の見通しだとかあるいは五十年代前期の経済運営に伴う概算の発表だとか、いろいろありますが、その中で財政面から見ましても、また経済の発展という点から見ても、個人消費の面、それにつながる税制の態様としての所得税減税という問題、特に低所得者の減税という問題、これがその都度その都度の場当りのことであつてはいいがなものであろうか。ある年はたまたまだぶつたんでどつと二兆円減税をやつた。ある年はふところが窮屈だからというので全然やらない。これでは一貫した筋の通った運営というものはむずかしいからう。

そこで、減税ということについて、いま申しましたような点も含めて、大臣から、一体どういう立場からどういうふうな基準で所得税減税を考えていらつしやるのか、本年度の年度内もありましようし、来年度もありましようし、あるいは中期五年の中の見通しもありましようし、ほかの面の取の方だとかあるいは出していく方だとか、国債の方だとか、これは個々に出ておるのでありますが、この減税ということについては大きな何でありながら従来はつきりしたお考えがない、これをお聞かせいただきたいというのが第二点であります。それから、第三点は国税庁の長官にお尋ねをし

たいと思います。

児玉警士夫の事例に触れるまでもなく、税についての姿勢ということがいさげしく指摘をされておるわけでありまが、私は具体的な事例を少し申し上げてみたいのです。昨年の十月二十二日に、東京江東税務署の署員二人が事前通知なしで、ある納税者のところへ参りました。理由も明らかにならずに二階の事務所を捜索をした。そして、翌々日二十四日には、主人が不在中、奥さんに個人名義の預金通帳を出せと要求をして、そのため、その奥さんは心臓発作が起つてその場で卒倒して、五日間入院をされたという事例が起りました。そういう報告がありまして、これは三月一日付の商工新聞でも報道されておるのですが、その後の経過は、再三調査理由をお尋ねしたことが明らかにならず、結局十二月になつてから、どうも個人名義で主人が出資していた別会社からの返済金の取り扱いの問題があつたようだ。これがわかつたものですから、その経緯を御説明して、そして横領だとかなんとかという疑いは晴れた、こういうふうな経過のようであります。そこで、こういったいわば警察まがいのようなり方、奥さんが病気になる、こういったようなやり方はいかなるものであろうか。

また、大阪府の泉大津の税務署で、これは納税者が別の商人会の会計担当をしておりまして、で、その金員を、別通帳にしておりました。それが、便宜自分の名義で一緒に預けていた。それが本人の所得だということであるという追及があつたのですが、これも、そうではないかということとを聞いてもらえばすぐ説明ができることを、理由も明らかにされないで、ただもろに見せる見せろという話一本やりでくるものですから事が非常にこじれてくる。ですから、こういうふうな調査のやり方、こういうことも必要なのではなからうか。また、本年の二月十三日に大阪の東住吉税務署が確定申告の説明会をやりました。大阪信金の田辺支店をやつたというのですが、納税協会の常任

理事の方が出られて、そして、納税協会に入れば事後調査はしない、申告書には協会の会員であるということを確認する判を押す、こういう説明があり、その場に原田さんという総括官も同席しておられて確認をされた。こういった差別扱いの事例についての報告がありました。三月八日の商工新聞に掲載をされております。こういうふうな問題があります。

それからまた、大阪府泉佐野税務署の調査官の松田さんという人が納税者のところへ調査に参りました。それで帰るときに、後で申し立てたとか裁判でござつた言つと脱税で警察から手が回るといふようなことを捨てぜりふまがいで言い残して帰つたといふような事例があります。

さらにまた、大阪府下の泉大津税務署で法人税課の担当者が調査に行くといふことで、これは納税者が依頼をした税理士さんの話もあつたようですけれども、朝から晩までありまして、それで昼は近くの小料理屋へ一緒に食事に行つて、そしてその代金はもちろん納税者の方の負担であります。つまり、納税者の負担で食事の供応を受けるといったような事例があります。

こういったように調査に当たつて、理由を示せば問題なくいけるといふような事態であるにもかかわらず、理由開示なしでどうしやむにむかひにかく見せる見せろとやる。後で納税者の方で、あれはどうもこうではないかと察知をして、そして急転直下その問題については解決がいくというふうなことです。ですから、事前通知だとか理由の開示とかいふようなことは税務の運営方針でも調査の重点項目として出されておるわけですが、いかになかなかこれが徹底されていない。

したがって、長官にお尋ねしたいのは、一つはいま申し上げた五つの事例について調査をしていただいて、そして適正でないという点があれば直ちに是正の指導をされたい。またいま申し上げた、奥さんが卒倒して入院するといふような事例について一体どう思われるかといふこと、それから、納税協会に特に不当に差別の扱いをする

いったようなことについてどのように処置をされるか。さらには食料供給といった事例についても、長官のこれに対する処置、以上の三点の質問を申し上げて御答弁いただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 第一の御質問は償却資産の耐用年数についてでございます。耐用年数をどうすべきかは、荒木さん御指摘のように物理的な観点から、さらには経済的な観点から適正にやるべきことは申すまでもございません。技術の進歩が非常に早い時代におきましては、経済的な年数は短いと見なければならぬわけでございます。具体的に航空機の問題が提起されたわけでございますが、実情に即する点がございしますならば、検討して改めなければならぬことがございしますならば改めることにやぶさかではございません。大蔵省といたしましては、歳入政策に偏り過ぎてはいけませんし、産業政策に偏り過ぎてはいけません。適正に耐用年数は決めたものと考へております。

それから第二の点でございしますけれども、個人消費拡大のために所得税の減税を行うべきでないかという御主張を込めての御質問でございしました。財政、とりわけいまの時期における財政、それからここ五十年代の前期における財政の問題にする場合、ひとつ荒木先生に御理解いただきたいのは、いまの状態は決して正常な状態における財政ではないということでございます。すなわち、中央も地方も巨額な赤字を抱えた財政でございまして、これから早く脱却して、ノーマルな財政に返らなければならぬという身構えをいたしておる財政状況であるということでございまして、非常にノーマルな財政状況でございまして、しかも景気振興上、個人消費を拡大するために個人の所得税を減税するというのが必要でございしますし、またそれが可能でございしますならば、私どももそれに賛同するにやぶさかでないわけでございしますけれども、少なくとも現在、そういうことが財政の領域から申しますと余裕がないということが第一点、私どもがいまそれに応じ切れない理由の一つでございします。

それから第二は、そういう中におきまして、しかも景気の回復を図らなければならぬわけでございします。そういう場合に、所得税減税をそういう苦しい中でもやるべきか、それともその他の公共事業費等の増額によるべきかという選択の問題になります。政府は、景気浮揚効果から申しますと、公共事業費の増額を選択すべきでないかという判断をいたしましたということが第二点でございします。

それから第三点といたしまして、この中期の財政展望に立ちまして、今後特別債財政からの脱却というようにことを考えてみる場合に、相当程度増収を確保してまいらなければならぬわけでございします。そういう場合の財政的な必要と、それから経済政策上、消費の拡大を招く必要と、どちらが大きいかという問題も確かに御指摘のようにあるわけだと思ひます。ございしますけれども、私ども今後の経済の推移は十分ウォッチしてからなければいかぬと思ひますが、幸いにいたしまして、ようやく現在の政策の仕組みの中におきまして景気の回復の曙光が見えてまいりてきておるわけでございまして、用心深く進めてまいります。ならば景気の回復は着実に可能ではないかという展望を持っておるわけでございまして、いまのところどうしても減税によって消費拡大をしなれば景気の回復は不可能であるし、またそうするより以外に代替政策は手元にないのであるというところまでまだ思ひ詰めた状況にないということとは御理解をいただきたいと思ひます。

○熊谷(文)政府委員 ただいま先生から御指摘のございしました第一の、昨年十月二十二日の江東税務署の件でございしますが、私どもが聞いております範囲でお答えいたしますと、何年分の所得の調査につきまして調査をさせていただきますというところで、御主人が留守中へございしましたけれども、奥様の御了解を得まして調査に入つたというふう聞いております。なお、調査に当たりますては、私ども常々心がけておることでございます。

ますが、納税者の健康状態というものは重々配慮いたしまして調査に携わるわけでございしますが、本件につきまして、調査の途中で確かに気分が悪くなつたという時点におきまして直ちに調査を打ち切つたというふう聞いております。もちろん今後とも調査に当たりましては、納税者の事情というものを十分配慮するような指導をしてまいりたいと考えております。

それから第二点の、大阪の東住吉でございしますか、税務署の管内で、確定申告期におきまして説明会を開き、納税協会の方がその席で、協会員となれば事後調査は行わないという説明をしたというお話でございしますが、これは恐らく私の想像でございしますけれども、そういうことは申し出ることはあり得ないと思ひます。少なくとも適正な申告があれば調査しないということをお願いしたのではございません。その席へ原田統括官がおるといふことも行き過ぎだといふふうには私は考えません。その他につきましても、調査の内容につきましても具体的な問題ということでございしますが、調査するのは所得全部でございします。必ずしも適当な、そういうふうなことですべてが終わるとは思っておりません。

それから泉大津の納税者負担で食料の供給を受けたといふことでございしますけれども、これは確かに問題でございまして、検討をさせていただきますと思ひます。

○中橋政府委員 事前通知の履行につきましては、かねて、事案の内容にもよりますけれども、そういう方向をとっております。

理由開示につきましてもできるだけ具体的に調査の内容を申し上げたいのでございしますけれども、やはり個別の事案につきましては全体的にそのうはまいらないといふことも御了承を願ひたいと思ひます。

○田中委員 坂口力君。

○坂口委員 昨日も、大臣御見えになりませんでした。き、この減税の問題は私も少しやらせていただきました。前回に大臣にお聞きいたしましたときにも、大臣は、心を鬼にして減税はやらない、というお考えを述べられたわけでありました。いまもお話がありましたように、現在の財政状態といふのはノーマルな状態ではない、アブノーマルであるというお話でございします。ひとつ、ノーマルな財政状態といふのは粗々どういふふうな状態のときにノーマルとお考えになるのかということが一つ。

それからいま財政的に余裕がない、そうしてまた景気回復については公共事業の方がより現在に適しているというお考えを述べられたわけでありますが、一方、公共事業の拡大について、現段階で見ましても、卸売価格がかなり上昇してきているという側面がございします。そういったときに、マイナス面と申しますか、再び物価上昇が起こるというネガティブな面もこれにはまつわつてくるわけでございします。その辺のところも計算に入れたのかどうか、この辺のところをひとつあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 どういう財政状態がノーマルかというお尋ねでございしますが、現在、個人の家計がともかくどうにか実所得が確保されておるといふ状態でございますが、企業のうちの相当の部分で赤字である、中央、地方の財政が赤字であるといふような状態は、決してこれはノーマルな状態ではないわけでございまして、企業も家計も財政も健全な状態がまず保証されなければならぬと思ひますし、財政におきましては、少なくとも特例債、つまり赤字公債というふうなものに依存するような財政であつてはいけません。これは財政法も認めていないような異例な状態でございますので、少なくともそこからは脱却しておらないとノーマルと言えないのではないかとと思ひます。

それから第二の、公共事業をふやすことによつて卸売価格の増高を招き、インフレを招来するといふことになりはしないかという御懸念でございします。その点は仰せのとおり政策当局として十分考へなければならぬことでございます。去年、お

にも、大臣は、心を鬼にして減税はやらない、というお考えを述べられたわけでありました。いまもお話がありましたように、現在の財政状態といふのはノーマルな状態ではない、アブノーマルであるというお話でございします。ひとつ、ノーマルな財政状態といふのは粗々どういふふうな状態のときにノーマルとお考えになるのかということが一つ。

それからいま財政的に余裕がない、そうしてまた景気回復については公共事業の方がより現在に適しているというお考えを述べられたわけでありますが、一方、公共事業の拡大について、現段階で見ましても、卸売価格がかなり上昇してきているという側面がございします。そういったときに、マイナス面と申しますか、再び物価上昇が起こるというネガティブな面もこれにはまつわつてくるわけでございします。その辺のところも計算に入れたのかどうか、この辺のところをひとつあわせて御答弁いただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 どういう財政状態がノーマルかというお尋ねでございしますが、現在、個人の家計がともかくどうにか実所得が確保されておるといふ状態でございますが、企業のうちの相当の部分で赤字である、中央、地方の財政が赤字であるといふような状態は、決してこれはノーマルな状態ではないわけでございまして、企業も家計も財政も健全な状態がまず保証されなければならぬと思ひますし、財政におきましては、少なくとも特例債、つまり赤字公債というふうなものに依存するような財政であつてはいけません。これは財政法も認めていないような異例な状態でございますので、少なくともそこからは脱却しておらないとノーマルと言えないのではないかとと思ひます。

それから第二の、公共事業をふやすことによつて卸売価格の増高を招き、インフレを招来するといふことになりはしないかという御懸念でございします。その点は仰せのとおり政策当局として十分考へなければならぬことでございます。去年、お

にも、大臣は、心を鬼にして減税はやらない、というお考えを述べられたわけでありました。いまもお話がありましたように、現在の財政状態といふのはノーマルな状態ではない、アブノーマルであるというお話でございします。ひとつ、ノーマルな財政状態といふのは粗々どういふふうな状態のときにノーマルとお考えになるのかということが一つ。

としと公共事業は絶対額で抑え込んでしまつておつたわけでございます。ことし二〇%ほどふやしたわけでございますが、坂口さんが言われました点につきましても十分配慮いたしまして、これが建設資材を初めていたしましてその他に不当な圧迫を加えることのないように配慮してまいることとは当然と考えております。

○坂口委員 この卸売物価の上昇につきまして、大蔵省として現在の段階で何か手を打たれますかというのをまず一つお聞きしておきます。

○大平国務大臣 政府が卸売物価の上昇をこの程度と見ておる程度以内には何とかおさめたいし、またおさめ得るのではないかと政府全体は考えておるところでございます。しかしいまの状態は確かにあなたがおっしゃる通りに警戒すべき点がないではないでございます。その点、産業政策、財政政策、金融政策、すべての観点から警戒を怠らないようにしてまいりたいと思つております。

○坂口委員 警戒を怠らないという若干抽象的な表現で物足りないわけでございますが、でき得ればこういうふうなことを具体的にやりたいと思うというふうなことをもう一つつけ加えていただければありがたいと思つております。それが一つ。

それから、時間がございませぬから重ねて質問いたしますが、大蔵省は五十年から五十五年までの財政収支試算というものを提出されまして、五十五年まで平均して約七%の経済成長率ということをお聞きになるわけでございしますが、三%の増税を見込んでおみえになるということもあるわけでございします。

先目の質問におきまして、付加価値税というものについては現在のところ考えていない、むしろ付加価値税を云々言うのは、野党が与党の攻撃の材料にしているのではないかとというような発言であつたわけでございしますが、昨日も申し上げたのですが、そういう次元の段階でこちらは問題を取り上げてゐるわけではないわけでございます。いまから五十年前半の段階においてどのような増税によつてこれを埋めようとしていけるのかということがはつきりしないわけでございます。

これは二十五日の新聞報道でございしますが「企業課税抜本見直し」という読売新聞に大蔵省の意見といふものが出ておりますが、この安定成長下におきます財源の確保として企業課税といふものを見直すすれば、現在の程度までこれを煮詰めておみえになるか、あわせてひとつ御答弁をいただきたいと思います。恐れ入りますが、最初の卸売物価に対する政策の方もあわせてひとつお願ひします。

○大平国務大臣 卸売物価の点につきましては、一部減産が卸売物価の上昇を招いておつたのではないかとということで、確かにそういう面はあつたわけでございしますが、通産省を中心にしたしまして減産政策を奨励するというような態度は改まったはずでございします。また輸入面におきまして関税その他金融面に障害はないばかりか、関税の引き下げという方向に政策は志向いたしておるわけでございします。また国内の金融面におきましては、確かに金融は緩慢になつてきておりま

すけれども、金融をさらに緩慢にするという政策はいま日本銀行もつておりま

せんし、大蔵省もつていないわけでございます。

また政府の財政政策でございしますが、いまこ

ういうアブノーマルな状態でございします。で、そういう状態も手伝つて、財政をむやみに拡大するといふようなことは慎んで、財政需要の増大を抑制するといふ措置はつと続けておること

は御案内のとおりでございします。政府が予定いたしております卸売物価の上昇の枠内にどうも得るのではないかと考えております。

それから第二の点は……(坂口委員「安定成長下における企業課税の見直しはどうか」と呼ぶ)

その点は主税局長から答えさせます。

○大倉政府委員 時間の関係がございしますので、できるだけ簡単に答えたいと思ひます。

中期財政収支試算の中で、ある時期に何らかの負担増をお願いしなければならぬかもしれない

ということとは、かなりはつきりと描かれてゐるよう

に思ひます。それをいついかなる名目でやるか

というところが、これからの私どもの、当然のこと

ながら一番大きな問題でございしますが、たゞたゞ

予算委員会などでもお答えいたしてありますように

に、ある特定の税目なり時期をいまだ政府が予定し

てゐるわけではございせん。ただ、検討いたし

ますときに、やはり所得課税と資産課税と消費課税とすべてをもう一度見直すといふことはどうし

ても必要になる。所得課税の場合には、当然のことながら個人の所得課税にあわせまして法人の

所得課税がいまのままでよいかといふこともち

ろん検討の対象になる、その意味で企業課税の今

後の水準なり仕組みなりといふものが現状でござ

いまいすが、ただ一点だけこの機会に申し上げて

おきたいのは、やはり法人の収益に対する課税に

つきましては、これだけ資本も技術も国際的に自

由に動く世界の日本の中でございしますから、余

りよその国と違つたことは、やるとかえつて思わ

ざる弊害が起るかもしれないといふ点を十分頭

に置きました上で、負担の水準なり仕組みといふものをなお研究してまいりたい、そのように考えております。

○坂口委員 本日はこの問題はもう少しお聞きしたいところでございますが、もう時間がほんのわずかしかなりま

せんので、次回にまたお聞きをしたいと思ひます。

もう一つ大臣にお聞きをしておきたいと思ひますのは、先日金融制度調査会

の中間報告が出まして、いわゆる銀行法の改正を絡めての金利の自由

化の問題がそこで論じられております。

これは税金の問題としては若干方向が違ひますけれども、この際にお聞きをしておきたいと思ひます

が、どういふふうなお考えをお持ちなのか。われわれはこ

の収益の銀行利用者への返還といふことがより重要であつて、銀行収益率が一定率を超す

ときには預金金利に反映させるなどの臨時金利調整法等の改正もあ

わせて検討されるべきではないかといふふうに思つておりますが、時間がござい

ませぬので簡単に結構でございますから、御意見を承つてしまひたいと思ひます。

○大平国務大臣 要するに、金融機関が金融機関なるがゆゑにその特権を享受するといふようなことは許されないと

思ひます。適正な競争のもとでそのサービスのコストを下げて預金者に率仕しかつ資金の利用者に率仕するといふことを心がけていた

なければならぬわけ

でございます。しかしそのためには金利をできるだけ自由化の方向に持

っていくことが一つの大きな道標でないかといふ示唆が与えられておるわけでござ

いまして、私はあの中間報告は大筋におきまして理解できるところで

ございまして、今後この問題のより立ち入つた討議を通じまして、実のある成果を得たいものと考

へております。

○坂口委員 時間がありませんので、終わります。

○田中委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 今日の大蔵当局はいろいろ御苦心があると思ひます

けれども、税の自然増収がたくさんあつて困りはしなかつた、非常に幸ひしたとき

と、最近のように自然減収で赤字公債といふようなことで、税の収入がきわめて不安定である、見通しがなかなか困難である、こ

から、そういうこととあわせて、要するに、先ほど話が出ておりましたけれども、日本の経済全体がアブノーマルである、これを本場にノーマルな安定的なものにしなければならぬ、こういうふうな考えの意味において、それとの関連において、私はこれからデノミネーションの問題についてひとつ伺いたいと思います。ポイントを質問しながら、後でまとめて、時間がありませんか、大臣に答弁していただきたいと思ひます。

まず第一に、デノミネーションはやるべきであるかどうかということになれば、これはだれが考へてやるべきであるということについては異論はないと思ひます。と申しますのは、御承知のように、世界に国は多いけれども、ドルに対して三けただ、三百八円がいいか三百円がいいかは別として、三けたであるというように、それからその結果、物価はインフレで非常に上がりまして、一円というようなコインは落ちていても拾う人はだれもないということになっておること、それから、計算の上ではゼロばかりたくさん書かなければならぬので、これを簡略化する必要があるということ、さらに、いま発行されている通貨は、一万円札が大体八〇%ぐらいになっておりまして、これだけの高いレベルに達してしまつておること、これらをノーマルな状態に持つていくということのために、だれが考へてもデノミネーションというものは必要であるし、やるべきであるということは問題ないと思ひます。問題は、やるべき条件が整いつつあるか整っていないかというところに判断の重要な問題があると思ひます。

そこで、私はまず第一に伺ひたいことは、やるべきであるかということではなくて、これはやるべきだと思ひますから、そこで、いまの政府はこれをやるという取り組みを、具体的に検討に入つておられるのか入つていないのか、実施の準備を進めておられるのか入つていないのか、質問の第一点であります。と申しますのは、証券界においては、まあ業者の操作の關係もあるでし

ようが、大しておもしろい材料のないときにはすぐデノミ株が上がるというようなこともありまして、しよつちゅう証券界が不安、動揺の種になつておるといふことが一つ。それから、去年の暮れにも、十月ごろですか、五年内にデノミはやるんだということがある新聞に出て一騒ぎをしたこともある。これもそのまま消えてしまつた。さらにさかのれば、四十六年の佐藤さんのときに、年末に新円を出すんだというふうなうわさが出たこともある。要するに、ちまたにはデノミはやるんだとか近づいたとかしよつちゅうデマが飛んでおりますから、そういうデマを一掃する意味においてまず第一に伺ひたいことは、いま申しましたように、政府はこのことに具体的に取り組みをしておるのか入っていないのかという点が第一点であります。

それから第二点は、私はデノミをやるのには大体、簡単に申しまして四つぐらい条件があると思ひます。第一の条件は物価の安定ということである。この物価という場合には、細かく申しますと、一ドル何円ということでございますから、世界経済全体がやはり安定的な方向に切りかわつていなければならぬ。第二に、その中でドルが安定しなければならぬ。さらにあわせて、円が安定しなければならぬ。その結果として円レートというものが安定しなければならぬ。それらを含めての物価の安定ということが基本的な前提条件になると思ひます。これが一つであります。

それから第二の条件というのは、強力なる政治力というものが必要である。フランスがやつて成功したのが例になつておりますけれども、これは当時の経過をいろいろ調べてみると、ドゴールにして初めてできたんだということでありまして、裏から言へば三木内閣ではなかなかできぬではないかというところになるのですが、強い政治力というものが前提になる。その強い政治力がなければ、関係法案を通すとか、あるいは特に大事なものは、便乗値上げを抑える、これが大問題であります。

すが、場合によつては牢屋に五年もほうり込むというぐらゐの気魄なり政治力というものがなければならぬが、そういうことも含め、さらにもう一つ大事な点は、これは先ほどの租税の収入の安定化の問題と関連しますけれども、やはり新しい経済新秩序の創造といったようなビジョンを描いてそれに取り組み政治力というものでなければならぬと思ひます。いま新価格体系ということが言葉としてはありますけれども、調べてみれば実は値上げということだけであつて、何も新体系でも何でもありません。そして、少し独占的な力を持つていもののが早く値を上げて勝ちだというふうな程度のものであつて、新物価体系というものもさつぱり私には意味がわからないけれども、その物価体系を含めての新経済秩序の創造というビジョンとそれに対する力強いバイタリティーのある取り組みというものがなければならぬが、それらが要するものは、やはりドゴール的な強い政治力が必要だと思ひます。その点は第二の条件として必要なのではないか。どの内閣でも時期が来たらやれるというように簡単に考へてはいけないうこととであります。

それから第三の条件というのは、これはフランスもそうですが、要するに円の切り下げとあわせてやるのかやらないのか。ただ百分の一もしくは千分の一にすればいいという問題ではなからうと思ひますが、その切り下げをあわせてやるか。同時にあわせて、資産の再評価というものをやるということを考へるのか考へないのか。これは大変な問題であります。証券界がデノミだ、デノミ株を買ふとかいふことをいろいろ読んでみると、デノミをやるときには必ず資産の再評価がある。だからいまのうちに十年前に資本投下をたくさんやつたような会社を選んで買わなければいけぬ、銘柄を選べというふうなことで盛んにPRをいたしておりますが、これはデノミはすなわち同時に資産の再評価をやるということが前提になつておる。そういう前提を含めて考へるべきかあるいは円の切り下げを含めて考へるべきか。それらを含

めて考へるということになれば、これは大変な問題になりますから、それが第三の条件として、単純にデノミだけやるのかあるいは円の切り下げや資産再評価も含めてやるということにするのか。それから第四番目の条件は、これは簡単にできない、先ほども申しました強い政治力が要りますが、それでもなお理想的に言えば二年ぐらいの準備期間が要すると思ひますがどうかということでありまして、したがつて強い政権ができて、そして二年ぐらゐの将来も見通し得る体制の中で初めてやるべきことであるというふうな思ひがどうか。その四つの条件についてそれぞれどういうふうな考へておられるか。

最後にもう一つ伺ひたいのは、これはいま申しましたように二年ぐらゐの準備が要するという点と、それから単純にデノミをやる場合でも非常に経済界に与える影響が大きいので、その場合に特定の政府あるいは特定の大臣が抜き打ちにやつてこれをやつたというふうないわゆる功績表の中に書き込むような問題ではない、経済全体の方角づけ、私の言う新しい経済新秩序の創造の問題でありますから、国民とともに、そして与野党ともに取り組むべき重大問題である、抜き打ち的にやるべき問題ではないし、やつてみても大した効果がある問題でもない。そういう意味で、これは水田大蔵大臣のときであつたと思ひますが、当時王子の工場が新円を刷つておるとかつつておるとかというふうなことで、百円玉のことでしようが非常にうわさが飛んだときに、こういう問題は一体大蔵省として準備をしているのかしていないのか、新しい金を刷つておるかつかつておるかということ、を理事会で私が細かく追及したところが、そんな準備は一切いたしません、しておりませんという話がありました。さらに、それだけではなくて当時の文書課長に確かめても、官房長に確かめてもやつてはいないということであるし、あわせて将来これをやるときには少なくとも大蔵の理事会あたりには、細かいことは別として、一応相談をかけて、要するに国民的規模において与野党協

力してそういう問題には取り組むべきであると思
うかどうかと申しましたところが、ぜひそうし
たいといううな、これは口頭でございましたけ
れどもお話があった。大平大蔵大臣にはそうい
う考えがあるかないか。

以上の点を伺って、それだけで終わります。答
弁だけでよろしい。

○大平国務大臣 デノミについて準備をやつてお
るかどうかという第一の御質問でございますが、
そういうことを内々決めておりませんし、また
そういう準備もいたしてありません。

それから第二の問題は、竹本さんは四つの条件
を言われたわけでございまして、物価の安定、ド
ル、円レートの安定、そして新経済秩序の創造を
体した強力な政治力を必要とする、それから準備
期間に二年ぐらいは必要じゃないかといううな点
は、私は竹本さんの御意見に同感でございます。

けれども、円の切り下げとの関係、資産の再評価
を伴うかどうかということについてはちよつと理
解しかねるわけでございます。

一番最後の御質問でございますが、もしやると
した場合にひとり政府だけでなく、与党だけでな
く、与野党ともに、また国民とともにこの栄光を
分かちべきじゃないか、責任を分かちべきじゃ
ないか、仰せのとおりと心得ております。いよいよ
決心がついたならば、まず当委員会に御相談する
のが当然でございますし、それを起点といたしま
して、いろいろな諸般の準備をその決意を基礎に
いたしまして勉強するのは当然の道行きだと考え
ております。

○竹本委員 終わります。

○田中委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 大臣は十分ほどしかおいでに
なりませんので、初めに大臣にお尋ねすることだ
けにしはりましたお聞きをしておきたいと思いま
す。

そこでまず第一に、きのう横山利秋委員の質問
に對しまして、土地税制の問題については来年度

の大きな税制改革の柱として検討をしたい、こ
ういふことを言われたようにきょうの新聞あたり
には大きく報道されているのがあります。そこで、
土地税制というもののについて、主税局長は、その
穴があけてあるところを現実はどういうふうに適
用した方がいいのかといううな点を見ながら、そ
れでカバーできないかどうか、そういう点を見
たいというこの答弁がなされていまして。

そこで私は大臣に、その土地政策とそれから土
地税制の問題、これについてどういううな御所
見を持っておきたいと思うのです。大臣は閣僚で
ございまして、四十九年度の「国土の利用に關す
る年次報告」、第七十五回国会に提出をされまし
た国土白書でございまして、これはごらんになり
ましたね。大臣。——あなたに聞いているのです
よ。

○大平国務大臣 まだ詳しく読んでおりません。

○村山(喜)委員 これはしかし閣議にかけて国会
に提出をするということになっているのですか。
あなたそのときは欠席をなさったのですか。
おいでになったのでしょうか。

○大平国務大臣 欠席いたしました。おしやんと
した場合にはひとり政府だけでなく、与党だけでな
く、与野党ともに、また国民とともにこの栄光を
分かちべきじゃないか、責任を分かちべきじゃ
ないか、仰せのとおりと心得ております。いよいよ
決心がついたならば、まず当委員会に御相談する
のが当然でございますし、それを起点といたしま
して、いろいろな諸般の準備をその決意を基礎に
いたしまして勉強するのは当然の道行きだと考え
ております。

○村山(喜)委員 おいでになったのだと思
うので、その中で百五ページですが、そこに——お
手元にないだらうと思ひますけれども、事務当局が
持つておられるかもしれません。「土地取引に伴う資
金の流れ」この図表が掲げてありまして、実際の
総取引金額が昭和四十八年の分でございますが、
推計として十八兆八千億円あった。その中で法人
が九兆八千億円の投資をやりましてその土地を
買ったということが推計されております。また、そ
のほかに、そのために金融機関から法人が六兆一
千億円土地購入の資金を借り出した、そういうう
な試算がされておられるわけでございまして、大臣
はこの図を見ながら、この推計は大体ほぼ正確で
あらうというふうにお考えになっておいでになる
のですか。それともこれは間違いだというふう
にお考えですか。

○大平国務大臣 こういう数字は伺っております
し、それは相当政府筋あるいは金融機関筋から
そういう話は聞いておりますので、ほぼ間違いな
い、実態を反映した数字ではないかと考えており
ます。

○村山(喜)委員 そこでいま不動産業者やある
いは土地をたくさん抱えている法人、あるいはそ
れに大口融資をいたしました大銀行、金融機関、そ
ういふところから土地政策についての見直しを
図り、土地税制についても、この際、諸悪の根源
みたいなことを土地税制にかぶせまして、そして
その訂正を要求をする、こういううな動きがあ
るわけですが、大臣はきのうの答弁ではそれは
ういふうな土地の買い上げを国の資金なりある
いは地方の公共団体の資金でもってやるとい
うことは考えないということと言われたわけ
ですか。この点は間違ひございせんか。

○大平国務大臣 土地を国が購入する場合、必要
な土地であつたら買いますけれども、そうでない
土地は買うつもりはございません。

○村山(喜)委員 その必要性はどういうお立場か
らかという点についてはまたいろいろ見方もあ
りましようが、大臣、この際私はなせいま土地問
題がそういううなところから出てきたのかとい
う問題を考へてまいりますと、六兆一千億も借
りておる、そしてそのために一〇〇くらゐの金利
負担とか、あるいはそれを抱えておるためにな
かなか売れない、そのための諸費用が要する、そ
ういふうなものはどうも持ちこたえられなくなる
から助けてもらいたいといううなところだと思
うのですけれども、土地がインフレヘッジとして非
常に役に立つ、そしてこれからさらに土地の資産
評価というものは上がっていく、そのことを期待
をして自己責任において買った土地を持て余し
て、そののしりぬぐいを国や地方公共団体にし
てもらいたいといううな、そういううなよこしまな考
え方は断固として排除すべきであるし、そ
ういふうなことを政治がやるようになったらこれは
う国民は何を言わんやということ、政治不信

の声はますます高まっていますから、そ
う人たちの声を押されて問題の処理を図るとい
ううな愚かなこととはならぬだろうと考へてお
るわけでございまして、また一体、土地が動かな
いということが、税制がそういう重課措置がある
から土地が動かないのか、いまの適正利潤の場合
にはその重課措置は排除しているわけですから、
その適正利潤そのものが、当時のいわゆる金利の
水準等から見まして、それが果たして二七％とい
うものが適正なりやいなやということについては
検討をしなければならぬと思うのですが、それが
税制がそういううに前に障壁をつくっているか
らこれを直さなければならぬというの、これは
間違ひじゃないかならうか。だから合理的に客観的
にこの程度は社会的な基準として当然認められ
べきだといううなものがあつたらば、それを今
日の金利水準に合わせて訂正をするとかい
ううな方法をとるなどの、そういういわゆる調整的
な措置は必要だとしまして、基本的に税制その
ものをいじくるというのは間違ひだと思ひます
基本的には思ひますが、大臣どうなんでしょう
か。

○大平国務大臣 税制が土地政策の阻害要因にな
つておるといううな点がございしますならば、そ
れは改めるにやぶさかでございます。そういう
点についていろいろ私もその理由を証明して
いたでございますし、私も納得がいきますならば租
税政策を改めるにやぶさかでございます。それ
も、やみくもに租税がどうも邪魔になつてお
うだといううな、そんな単なる思ひつきはに
かに賛成するわけにはまいりません。

○村山(喜)委員 いま地価が鎮静しまして、庶民
はまた夢を、マイホームが持てるのではないだ
ろうかといううな希望を取り戻しつつある。とこ
ろが、そのいま抱えている不良債権を国なりに買
わしていく、地方公共団体に買わせるという政策
をとれば、地価上昇は目に見えてくるわけござ
いまして、そういううな意味から、昭和三十年
までは日本の場合でも三年間ぐらいの給与で家が

持てた、いまでもヨーロッパ、アメリカの場合には三年ぐらゐの給与で家が持てるという状態があるようであるが、昭和三十年と五十年のGNPの伸び率を比較してみると、市街地の土地価格は二十七倍になった、それに対して労働者の統計によります平均給与総額は九・八倍である。標準的な住宅一戸の価格をとってみても、比較をしてみるとそれは十六・七倍である。大学卒業の退職一時金で昭和三十年には一戸の家が買えた。いまでは標準的な家の半分にも退職金は手が届かない、こういうような状態が生まれてきているわけですが、いままでも大蔵省は土地の値上がりというものを税収の中に取り入れて、そうして高度経済成長政策の中から土地の値上がりが生まれてまいったわけですから、今度はそれだけ譲渡所得が生まれた場合には課税が増税という結果になってはね返ってきた。そういうものに土地の値上りによって税収を回すという政策が、意図的であらうがあるいは無意識的であらうがとられてきたことは事実だと思ふですね。

ところがもうその土地の値上りが無いということになると、勢いそれだけ売買が少なくなってくる。売買が少なくなるから譲渡所得の課税対象が減ってくる、こういうような形になっていると思うのですが、大臣はやがて総理、総裁を目指される人だと聞いておられるわけですが、その庶民に家を持たせる政策というものを、これはやはり国土政策との関係がありますので、土地の税金の問題だけではなくて、国土利用計画を中心にした国土政策といふものを柱にしながら土地政策といふものはなければならないであらうし、住宅政策もそうでなければならぬと思ふのですが、ややもすればいままでは土地税制によって土地政策が進められ過ぎてきたのではないだろうかという気がするのですが、大臣はそういう一つのビジョンをどういうふうな将来の問題として描いておられるのか、この点もし抱負があればお示しを願いたいと思ふのです。

○大平国務大臣 私は税制を土地政策の上においてそんな有力な手段として高く評価しておる見解は持っているわけですが、土地政策上必要があれば税という手段を活用していくということも考えられてはいるべきだと思ふすけれども、それが主であつてはならぬと思ふす。税が従来から持つておつたわけではあります、税が初めからしゃり出て、土地政策は税でやるんだというふうなことを大蔵省はやつたとは、私はいま考えていないわけではあります、今後もしもなつてもいいわけではあります。土地政策は、やはり広い視野から工夫されてしかるべきものでございまして、その限りにおきまして、税もまたお手伝いすべき領域におきましてはお手伝いをするにやぶさかではないという、そういう気持ちであります。

○山村(審)委員 もう一つの観点は、私は先ほど利益率の二七％の見直しの問題に触れたのですが、それと同時に、大型の団地の形成という問題については、特に公社、公団あるいは民間の開発することによりまして相当な土地の値上りが期待ができたわけで、その中からそれらの施行者が費用を負担をして、公共的な、あるいは公益施設等については負担をする力があつたわけですね。それが今日においてはほとんどなくなつてきた。そうすると、地方公共団体がそれをかぶらなかならぬというふうな形の中で、新しい住宅団地というもののについては、もう地方公共団体としては、学校をつくつたり、いろいろな公共的な施設をやらなかならぬということになってくるわけですが、こういうような問題の解決は、五省協議機関みたいなものがあるようではあります、そこら辺の障害になつていくようなものをうまく処理していくというふうな方式を考えなければ、宅地の造成なり、あるいは住宅の建設の促進といふものは生まれてこない。だから、むしろ税制の問題じゃなくて、そういう総合的な政策というものが

が欠けてきたところに今日のそういう政治問題が出ているのではなからうかと思つてゐるのです。大臣、どういふふうにお考えですか。

○大平国務大臣 全く村山さんのおっしゃるとおりだと思ひます。そういう点に公共団体も政府も手懸に依存し過ぎたきらいがあるわけではあります、それが地価の高騰、土地の確保難といふものを招いた相当大きな原因になつたと思ふわけではあります、私ども大いに反省しなければならぬ点だと思ひます。

○村山(審)委員 そこでもう一点だけ大臣にお伺いしておきますが、税制改正の方向というものでございまして、大抵八％台ということで、ゼロから一けたの間に抑えるといつた、そういう形の中で春闘の賃金の相場が決まつたようではあります。ところが、経済の見通しの中では、個人消費の見通しを三・七％ということで策定をしております。そこで、三・七％の個人消費の伸びを期待するために、賃金の上昇がまず第一の要素でありましよう。それが八％程度に終わった。そのほか、定期的な収入の伸びだけではなしに、時間外手当の問題であるとか、あるいはボーナスの問題であるとか、そういうようなものに期待をするという方法もあるであらうましよう。しかし、それで足らない場合には、貯蓄率の低下を因つて、貯蓄の中からそれに充当するという方式も考えられるだろう。もう一つの方式は、減税によつて、個人消費の一三・七％といういわゆる政府が予期した経済の見通しの数値をそれによつて合わせるという政策手段もあり得るわけですね。

そこで、物価調整減税もことはしない。八・八％程度の物価調整減税をやるとすれば二千二百億ぐらいの財源が必要になる、この際、赤字国債も出さなければならぬときだからがまんをしてくれといふことで処理がされた。そうすると、現実には九％上がった職場においては、収入もふえるけれども、税金としては年収三百万円の標準世帯で三万四千円ぐらゐの国税、地方税の増税という

結果が待ち構えている。だから、増税に食われてしまふべしやないかといふことが言われるわけではあります、そういうふうな状態の中で、減税の問題については、経済の見通しとの関連において、これをもう一回適当な時期に再検討するといふお考えはないのか、これが一つの問題点であります。

それからもう一つは、付加価値税の導入の問題については、三木総理は本会議等で示唆をされるような発言もされたわけですが、大平大蔵大臣は慎重な答弁をなさつていらつしやるわけですね、これはいまだのような状態にしておいてよろしいといふことはお考えになつていらつしやるのだらうと思ふ。やはり財政の健全化といふものを目指していくということになつてまいりますならば、何といつても法人税の基本的な仕組みの洗ひ直しの問題であるとか、あるいは租税特別措置等の整理、合理化のさらに——ことし若干の措置をされたわけではあります、その措置の問題であるとか、あるいは利子、配当の課税の強化の問題であるとか、株式譲渡所得課税の強化の問題であるとか、あるいはこれはなかなかむずかしいのでしやうが医師優遇税制の是正の問題であるとか、あるいは何らか新しい意味の新税を創設するとかいふような形の中で、税収の割合を強めなければならぬといふことはお考えになつていらつしやるだらうと思ふのですが、いま大平大蔵大臣の胸中にあるものは、一体どういふような方向のものとして今後の税制改正の方向をお考えになつてゐるのか。何も考えていないと言へばそれまででございますが、大臣としてはどういふような異常な状態の中で、赤字国債の発行といふようなものを続けていくべきではないかという良心があたりであらうと思ひますので、当然税制改正の方向といふものはお持ちになつていらつしやるであらうし、それをまた税調あたりに答申を求められることになるだらうと思ふので、税制の問題についてその点を御説明をいただければいいと思ふのでございます。

以上二点です。

○大平内閣大臣 所得税減税の点でございすが、これはたびたび私から申し上げておりますように、毎年減税をやらなければならぬというわけのものでもございせんし、複数年でひとつお考えいただいて、ずっと長い間わが政府は減税を精力的にやっていますので、この困難な財政状況を脱却できる間はそういった一般的な所得税、法人税の減税というものはひとつ考えないというところについて御理解をいただいてもいいのじやないかという感じが私にはします。しますけれども、しかしこれはこれからのいろいろな各方面の御意見も伺わなければならぬし、税調の御審議も願わなければならぬわけでございますので、これから先のことはまだ申し上げられる段階じゃございせんが、今年度につきましてはすでに発表いたしましたとおり減税を財政政策の立場からはいたさないことについて理解を得たいと考えております。

それから景気政策の面からでございますが、これはすでに景気自体が立ち直りの徴候を強く見せてきておるわけでございます。いまの政策の配列の中でそのことが可能になってトンネルからようやく脱出した段階でございますので、村山さんがおっしゃるようなこの際さらに所得減税をやらなければならぬという状況であるとは私考えていないわけでございます。

しかし、第三の問題として、あなたが言われるようにこの消費の拡大あるいは経済計画を予定どおりやっていく上におきましては、今度のベアの状況から見ましても心細い状況じゃないかという御指摘でございますが、これはこれから個人消費の問題もございすが、輸出もございするし、その他の投資、在庫、いろいろな経済要素がどのように展開を見えますか、一年間の推移をもっと見た上で判断させていただきたいと思ひますが、いまの段階でそうしなければならぬというようにお答え申し上げるわけにはまいらぬと私は考

えております。

それから今後の増税問題でございすが、何をいま考えておるのかということでございますが、あなたもおっしゃったとおり、何としてもこういうアブノーマルな状態から早く脱出していかねばならぬ。中央、地方の財政がこんな赤字を抱えた状態であつては困ると思ひますので、早いで、早いところ健全な状態に立ち直らなければならぬと思ひます。しかしながら現実には生きておるわけでございますから、財政の都合ばかりで私ども勝手なことを言うわけにはまいらぬわけで、現実の福祉の政策もあるいは産業の政策も教育の政策も考えながらそのことをやっています。なかなかに財政の都合ばかり言つておられないことは仰せのとおりでございますけれども、そういうことをあわせてやりながら、何としてもこのアブノーマルな状態から脱却すべくどういふことを考えるべきかという大きなデッサンをかけたのがこの間の財政の中期の試算でございます。それで計算される増収を何によつてそれじゃ確保するかという点につきましては、またそれを増収で確保するかあるいは歳出を削つてつじつまを合わせるかという問題はこの間から財政論議を通じて国会内外でやつていたなかればならぬ問題になろうと思ひますのでございまして、いま何でもつてこれをやるやらぬとかいふようなことを申し上げることは差し控えたいと思ひます。

いづれにいたしましても五十二年の税制改正につきまして、政府は、こういう点はとりあえず税調で御審議をいただくというようになことをお願いしなければならぬわけでございます。目下そういう点についての腹案を勉強いたしておる最中でございます。

○村山(喜)委員 もう大臣は行かれるわけでございます。

いますから、大臣に対する質問はやめますが、望洋としたつかみどころのない、これから検討しますというただ一言を長々とおしやべりになった。つかみどころのない大臣みたいな答弁でございすが、やはり税制の問題はきちつとしておかなければならぬ問題でございまして、私はやはり増税をやらなければならぬ段階だと思ひます。それをどこから、どの階層に増税を求めるかというところが政治である、そういうような意味でいま申し上げましたようなことが柱にならざるを得ないと私は思ひますので、そのことを考えながら質問をしたわけですが、今後御検討をいただきたいと思います。

主税局長にお尋ねいたします。

四十七年から四十八年、そして四十九年、五十年の土地の取引件数をずっと調べてまいりました。

〔委員長退席、森(美)委員長代理着席〕

その中で、去年の十二月になりましたと、それまでは対前年度同月比ですと減少になったものが、にわかに三・七％増加件数に転じておるわけですね。この現象は、駆け込みでいまのうちに処理をしなければならぬという考え方の中からそういう売買登記がなされたものだ、こういうふうにかけるわけでございますが、東京の土地白書を調べましては十萬九千五百件で対前年度よりも一四・六％ふえておるといふ白書も出ておるようであります。そこでこの十二月の件数、これは全国ベースで見ても、そういうふうな状態になつた、それは税制の問題に関連があるといふことでもございまして、そこで予算上予定外に土地譲渡所得税の歳入増といふものが、たしか新聞あたりでは千三百億ぐらいあつたといふような報道もちらりと見たのですが、その税収上の状態はどういうふうになつておるのか、その点を明らかにしていただきたいのです。

○大倉政府委員 五十年年度予算におきましては、

当初予算では分離課税の譲渡所得の税収は税額としまして七千九百億ぐらいではないか。税収ではまた延納等いろいろございすが、基礎になる税額のところでも申し上げますと七千九百億ぐらいではないかという予想で当初予算が組まれておりました。しかしそれは四十九年の補正後の見込みしかまだわかつていない状況でございまして、四十九年補正後で六千六百億と見ておつて、それに対して七千九百億と見ておつたわけですが、昨年九月に補正予算を組みました。そのときには四十九年の実績がわかりました。実績はうんと減つてしまつて、三千四百億であるということがわかつたわけでございます。したがって、土地の譲渡といふのは率直に申し上げまして非常にあなた任せみたいなことでもございまして、昨年九月に補正予算組みますときには、大体四十九年の実績と同じぐらいとして組むよりしうがなかつたというところで、三千四百億というふうな予定しておりました。この三月に確定申告の時期にふたをあけてみましたところ、ただいまおっしゃいましたように、ゆる駆け込みが予想外に大きかつたといふこと、ようございまして、ただいままでの国税庁からの速報ベースで見ますと、三千四百億と見ておつたものが、大体六千六百億ぐらになつておる。したがって、増差額としましては、約二千四百六十億ぐら、つまり予想外の税収が駆け込み譲渡で出てきた、そう思われます。

○村山(喜)委員 わかりました。二千四百六十億、それだけふえたわけですが、そうなつてきまして、駆け込みでございすが、今度は厳し、五十一年度から税制が資産所得のそういう不公平感を是正するといふことになつてまいりますので、この予想外の伸びは五十年度の収入だけにとどまつて、今後の土地の分離譲渡所得の伸びはどの程度期待ができるというふうに見込んでいらっしゃるでしょうか。

○大倉政府委員 制度的に村山委員よく御承知のとおり、ことしに入りまして以降の譲渡はむしろ本則よりも負担が強くなるということ、すでに

もう一つは、まさしくおっしゃいましたように、私どもが昨日横山委員にお答えいたしました趣旨は、穴あけを見直せばいいとだけ申し上げたつもりではない、言葉が足りなかったのかもしれないが、要するに、適正な価格で優良な宅地が供給できるという、それが一番原点の一つの政策だったのだから、そのために税が邪魔をしているということがもしあるのなら、それは直さなくてはいけないと思っております、邪魔になっているかどうかは、十分勉強したいと思っています、ということをお願いいたします、おっしゃいましたように、たとえば、これから何年か先に縦貫道がつくであろう予定地を買ひ占めてし

まったく、北海道の湖のそばを買い占めてしまつたとか、それをいまになって税制を直してくれば宅地になるというのは、それはそれでございいますから、そういうつもりで私どもが税制を見直すというつもりはございません。それは、もし土地が動かない、そのために信用恐慌になりかねないというふうな全然別の角度からの御議論はあるのかもしれないが、それは税とは別のところで議論していただきたい。やはり私どもは原点に戻つて、市街化区域なり、場合によつて調整区域のな一部でも、これは開発してよろしいと改めて認定された区域なり、本当に下水道もできるし、公共施設もあるし、そういうところを宅地にするののだ、そのために税がいま邪魔になっているというのがあれば、それは見直したいと考えておりま

す。

ただ、その税を考えますときに、常に本当は税以前の土地政策というものがほしいということとは税制調査会も終始一貫して言っておられます。土地政策全体につきまして、幸いに国土庁という所管官庁はすでにできておりますけれども、大蔵省としてもそういう角度からの検討を踏まえた上で税を考えるということは絶対に必要であるといひます。

ふうには私は考えております。

○唐沢政府委員 先ほど大臣も御答弁いたしておりましたけれども、いま局長も申し上げましたと

おり、土地供給の促進とか仮需要の抑制といった政策全般について税制の果たしておる役割りというものはあくまでも補完的、誘導的なものでございいます。いろいろ先生の御指摘された将来の問題もあろうかと思いますが、そのような立場から政策の基本的な目標を実現する上でこの税制がもし障害になっておるといふことならば、これはやはり税務当局としても考えなければならぬと思つてはおりますが、現在の時点では、いま局長の申しましたとおりではないか。その点につきましまして、さらに国土庁初め関係省庁とも十分協議をいたしてまいるつもりでございいます。

○村山(喜)委員 この際、四十九年度の法人税法によります引当金、準備金、特別償却等の利用状況の調査資料を見ながら、五十年の五月一日から適用をされているこの実効税率の計算が、資本金一億を超える法人の実効税率という資料を見たことがありますが、それによりますと四九・四七％ということでした。これは間違いございませぬね。

○大倉政府委員 ただいまおっしゃいました四九・四七という実効税率は、いわば理論計算でございまして、その配当性向を三割という仮定を置きました場合の理論計算でございいます。

○村山(喜)委員 そこで、今回租税特別措置法等の手直しを若干やりましたね。それによつて変化がありますか。

○大倉政府委員 四九・四七という理論計算のベースになりますのは、法人所得を一〇〇とするという仮定を置いていただけでございまして、租税特別措置法の改廃によりまして動きますのは、いわばタックスベースそのものが動いてまいるわけにございいます。したがいまして、動いた後のタックスベースについての同じような計算値というものは変わらないうわけにございまして、ただいまの村山委員の御指摘は、恐らく前から大蔵委員会の御要求で各年度分についていわば実績的に資本階級区分別に実行税率がどうなつておるかということをやつたことがございまして、それにつきましまして

は、五十一年度がどうなるかというのは、実はあとまだずいぶん時間がかからないと出てまいらないわけにございいます。四十九年度分につきましては、もう少し時間をいただきますとお出しできるのではないかと思つております。

○村山(喜)委員 そこで、いろいろ私も調べてみたのですが、いまの法人関係の税制の中で、これは所得税なり、あるいは法人税なり、あるいは租税特別措置との関係もあります。引当金、準備金、それから特別償却、こういうようなものの分類をしてみたら、日本の企業法人の場合には、他を調べてみると、減価償却率が非常に高い。四十八年度の減価償却引当金が七兆五千二百二十四億、それから四十九年度は八兆三千五百四十六億という数字が出ておりました。国際比較の場合に、全製造業でとつた場合には、日本の場合が一五・四〇％になつておるのに対して、アメリカが一〇・三、イギリスは七・八、西ドイツの場合には計算方式がちよつと違ひますので参考になりませんが、やはり減価償却率が高いというのは設備の更新には大いに役立つわけでありまして、その中の最たるものは特別償却制度というものでございまして、それがなされておるのだと思ふのです。ところが、この特別償却制度の中で今回廃止されたものもありました。そうしてまた、縮小されたものもありましたけれども、しかしながら、全然手が触れられていない。これは期限が来ていないものもありましようし、中を見ても、適用期限がないものがあります。たとえば特定設備の場合等については、これは十六の内容については適用期限なしに特別償却制度というものが認められてゐる。一体そういうようなものが正しいのかどうか、もう一回この点については期限を決めてそれを適用するなり、あるいはまた整理をして合理化するなりというふうな方法をとらないと、この特定設備の中で、地中送配電設備等は今回廃止になったわけですが、そのほかに新たに算入したものもありましようし、若干の修正をされたもの等ありますが、

これは期限なしに適用されているものが大部分であります。そういう点については見直しを図るという考え方があるのかないのか、やはり今後の問題になつてまいりますが、どういふふうに検討されているのか、説明を願ひたいのです。

○大倉政府委員 今回の縮減、合理化に際しましては、中小企業関係で縮減をしなかつたものが一部ございまして、そのほかは原則としていゝわゆる一段落としという縮減をやらしていただいております。公害防止施設だけは、これは公害防止といふことの重要性といふこともございまして同時に、公害防止準備金の方を積立率を半減いたしましたもので、全体をながめました上で公害防止施設の償却率だけは現状のまま維持するということにさせていただきました。期限の問題は特定設備につきましましては、法律上の期限はおつしやるとおり法律の表にはつけてございませぬけれども、個別の設備を指定いたしますときに、告示におきまして期限をつけるというシステムで従来からやつてまいっております。

それからなお対象の設備につきましても、具体的な範囲につきまして洗い直しをして、できるだけ合理化を図るということで、公害防止施設につきましても償却率はそのまま残しましたが、対象設備はかなりの縮減を行うことにございまして、ただいまして、すでに告示をいたしております。

○村山(喜)委員 そういう特別償却制度については、今後は検討をされるのですが、される御意思はないのですかといふことを聞いてゐるんです。

それと準備金についても、二十二の特別措置の種目がありましたが、その中についてそれぞれチェックされて縮減をされたものもありますし、あるいは全然手の触れられていないものも残っております。こういうふうなものであるのか、たとえば地下水準備金などというものもあります。これは商品取引責任準備金とか違約損失補償準備金とか異常危険準備金とか海外探鉱準備金とかいろいろ

あります。こういうふうなもの等については、期限が到来をしないといふようなものもありましようが、今後さらに検討されるつもりであるのか、あわせてお答えをいただきたいのです。

○大倉政府委員 本年度の税制改正につきましては、予算委員会ではなほその程度が十分であるという御批判を野党議員の諸先生からいただいておりますが、私どもとしましては、项目的にも内容的にも従来にその例を見ないほどの内容ではないかといふふうなひそかに自負はいたしております。税制調査会でも管中の中に、この段階でこまめなやつたといふことにはそれなりの評価をしていいと考えるとおつしやつてくだすっておりますが、さらに続きまして今後とも既得権化を排除する、常に合理化を図るという意味で、不断の努力を続けるべきであるといふことも言われておりますので、今後とも機会を見まして縮減、合理化に一層努めてまいりたいと考えております。

ただ、これは御批判があるかもしれませぬが、私どもとしましては、昨年の夏から暮れまでかけましたこの作業というのは、期限の来ないものも含めて相当暴れ回つてやりましたものですが、もう一年、ことし同じことをやるかといふお尋ねであるといひますと、ちよつとそれは無理であらう。もう少し時間をかけた上でもう一遍見直すといふことではないと、現実的にはことしの暮れにまた去年の暮れと同じくらいの幅の合理化がやれるかといふ点につきましましては、正直申し上げまして私はそれはちよつと無理であらうといふふうな考へております。

○村山(喜)委員 その法人税法なりあるいは所得税法、措置法の両面に關係があります引当金ですね。これは政令で措置ができるものについては、金融の場合等の貸倒引当金等については若干の手直しをされておるわけですが、今後やはり六つの引当金、これについてはどういふふうな検討されるつもりでありますか。

○大倉政府委員 引当金につきましましては、考え方の根本は私はやはり期間損益を合理的に計算する

ために設けられているものであつて、特定の政策のために設けられているものだと考へておりません。ただ、法律、政令で規定されております繰入率が合理的でないという面があるとすれば、それは見直しをしないといけないと考へますし、その意味でここ数年、ずっと引き続いて貸倒引当金の繰入率は縮減を続けてまいつております。貸倒引当金の繰入率は、五十二年の三ヶ月に千分の八まで下がり、実現いたしました。その後は五と八の間で別に決めるという約束になつておりまして、私主税局長としましては、なお段階的に縮減を続けたいと考へておりますが、それは五十二年三月までの間に関係方面と十分議論をいたしてまいります。

退職給付引当金につきましては、いまのシステムが非常に不合理であるという御批判が一部の委員から出されておりますけれども、これは引当金そのものを全く否定するという見解には、私はどうも賛成はいたしませんが、それからいまの残高が二分の一度と云う、二分の一が正しいのか悪いのかという御議論がございまして、これはつまりまたしたときにかなりの作業をしていただいて、いわゆる計数的なバックをもつてでき上がつておりますので、これを腰だめの簡単に動かしてしまふというわけにはまいらないと思ひますが、今後なお研究はいたしてみたいと思ひます。

そのほかの引当金につきましては、それなりに私としては合理的な制度であるように考へておりますけれども、なお現在の制度につきましても、その合理性について吟味をすべきところはもちろん今後とも研究は続けてまいりたいと思ひます。

○村山(喜)委員 ちよつとこれは、社会党の方から租税関係六法を提案をいたしました際に、また引き続いて質問をいたしておきたいと思ひますが、その前に有価証券の譲渡によります所得の課税の強化の問題は、これは検討になつておりませんか。年間取引が五十回以上、二十万株未満については非課税だというような措置がいまとられ

て、今度のロッキード問題等でもそれに関連をするような形で、所得の隠しやあるいは時期を分離して課税回避に動いたというふうなもの等も見られるわけですが、こういうふうなものについては社会的公正の確保を図るという意味からも、そういうような有価証券の譲渡等については、配当所得、利子所得等の軽減措置とあわせて、国民の間に不満の非常に強い要素が指摘をされるわけですが、そういうふうなものについては検討をするとか、あるいは有価証券取引税法の譲渡した場合の税率が〇・三%というきつめて低い形になつておりますが、そういうふうなものについては税率を引き上げるといふようなこと等については検討をされる意思はないのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○大倉政府委員 有価証券、特に株式のキャピタルゲイン課税につきましては、前々から当委員会でも御指摘をいたしてあります。昨年の改正作業に連関いたしまして、私どももキャピタルゲインについてももう少し前進できないかということ、いままだから申し上げられますが、関係方面とかなり議論をいたしました。結果といたしましては、証券関係の準備金の縮減もございましたので、もう少し時間をかけてお互いに勉強しようではないかということで、現在非公式に専門家に入つていただいて一種の勉強会をいたしてあります。ただ、事柄が事柄でございまして、だれが入つていられるとかどういふことをやられているかという点につきましては、ちよつといまの段階ではお答えを差し控へさせていただきますのでございしますが、いずれにいたしましてもおつしやいました五十回、二十万株というのがいまのままでいいとは思ひながら言ひ切れないと思ひますし、あんな取引が税法がそうなっているから課税を逃れてしまふというのとはおかしいのではないかと云うようなところを現実的に積み上げてみまして何かの前進を図りたいという気持ちは強く持ち続けております。有価証券取引税法の税率につきましても、前回政府提案でかなりの上げ率で引き上げて

からまだ余り時間がたつておりませんので、もう少し様子を見た上で判断をいたしたいというのがいまの率直な考え方でございます。

○村山(喜)委員 ここで私は——国税庁見えてますね、確定申告に関連をいたしまして、源泉徴収に対する不満やあるいは給与所得者の場合等の課税の確な実施を期待をすることから、特に年度途中で退職をした人たちの還付の問題等が申告をすることによつて実現をしておるものがたくさん報告を受けているわけでございますが、その中で実務的な中からいろいろな問題が出てきております。それを具体的に時間が許す範囲内で詰めてまいりますので、この点についてはこうするのだという統一の見解をお示しをいただきたいわけ

です。

まず給与の問題でございますが、所得税法によります給与所得の場合は控除率が百五十万円までは四〇%程度になるようでございます。そこで、その対比関係の中から郵政の職員が簡易保険とあるいは郵便貯金の勧誘をいたしまして報酬金をもらうのですが、その場合はその報酬金については事業所得としてみなして経費率を四〇%ということと押さえて計算をする、それと同業的な民間の生命保険等に携わる外務員の外務員手当というものは経費率を四四%ということに押さえているようであります。これは一体どういふところから来るのだらうかということなんですが、固定給と歩合給の関係で経費率を四%違ひしているのかどうか、その点はどういう説明がされるのか、この点を第一に承つておきます。

第二点は、労災補償、健康保険の医療給付の場合には、労働者災害補償保険法等によりましては給与の六〇%は法律の定めるところによりまして非課税扱いになつてゐる。ところが、休業補償については非課税扱いになつていないものもある、こういうふうに聞くのであります。所得税法九条三号によります「公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける」政令で

定めるものとして、労働基準法上の休業補償については非課税扱いにするというふうになつてゐるわけでございますが、そういうふうな取り扱いが、現実に休業補償については非課税扱いになつていないというふうなものもあるというふうに聞くのであります。それは一体どういふふうになるのか。

それから、電力会社の検針員とかあるいは集金人等の給与というのは、これは請負給付というふうな考え場合には、事業所得としてこれをみなして課税をするということになるのでしょうか。が、それが現実にはその事業所得としては見てゐるものと見ていないものとあるようでありまして、そういうふうな違いはどういふように統一をされるつもりなのか。これが給与の性格に関する問題でございます。お答えをいただきたい。

○熊谷(文)政府委員 ただいま最初の御質問の郵政省の職員の奨励報酬金の控除の問題でございますが、申すまでもなく一般に所得の計算をするに当たりましては正確な実績計算を、収支計算を基礎としていただくことはもちろんのことでございます。まして、民間保険の外交の方あるいは簡易保険の外交に従事している方もその例外ではないわけでございますが、ただすべての納税者にそのようなことをお願いすることはできない場合もございまして、私も税務部内においては目安といたしまして、業種によりましてはサンプルによる実態調査というものをやっています。それに基づきまして平均的な経費率なりあるいは所得率なりを求めておるわけでございますが、このいわば目安というものを先生ただいま御指摘になつたケースではないかと思ひます。こういうものは私どもの過去における実態調査の結果を踏まえましてしたものでございまして、四四という数字あるいは四〇という数字の差はそういう実態調査の結果の差によつて出てまいつたわけでございます。その原因は先生ただいま御指摘になりましたようなこととございまして、もうし、またあるいは募集の担当範囲が違ふとか、あるいは募集の関連の経費の負担

の差がある、そういったことがあった結果ではないかというふうに思っています。これはかなり古い調査の結果でございますので、最近の実情等につきまして、もしこういう実態が非常に違うというふうなことでございましたならば、私も実態調査をするということについてはやぶさかではございません。

○大倉政府委員 第二点の労災給付でございますが、これは労災保険法によります休業補償給付なり休業給付は法律上明文をもって非課税とされておりますので、取り扱いで区々になるということはないはずだと私理解をいたしております。もし取り扱い上どこかが課税になっているというのが出てくるとしますと、それは労災法で別の支給源泉による休業補償ではないかと思いますが、恐縮でございますが、なおもう少し実態について御指摘いただきますれば、それに応じてお答えいたしたいと思います。

○熊谷(文)政府委員 第三点の電力会社の検針員の件でございますけれども、私も、その検針員につきましては、雇用契約を結んでいないというふうに承っております。したがって、給与所得ではないというふうに考えさせていただいております。

○村山(喜)委員 中部電力の集金人の給与というのは、雇用契約を結んでいないとおっしゃったのですか。だから請負給付だ。これは、雇用契約なしになされているのと雇用契約に基づいたものの違いがあるということですか、他の職場との比較で。

○熊谷(文)政府委員 中部電力の検針員の場合につきましては、雇用契約によらないで、請負契約によりまして仕事をしている、こういうことでございます。

○村山(喜)委員 ですからそれは事業所得として取り扱いはしている、こういうことです。

○熊谷(文)政府委員 さようでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、これは、雇用契約の内容取り決めがあるかないかによって、

普通の給与所得としての取り扱い、あるいは事業所得としての取り扱いの差を決める、これは実態に即応してやっているんだ、こういうことですか。

○熊谷(文)政府委員 そうですね、税法の上からは、実態に即応してやるから、そういう措置はケース・バイ・ケースで決める、こういうことの指導になるわけですか。その点を明らかにしておいてください。

○村山(喜)委員 そうなりますと、先ほど説明いただいた、実態調査で、募集経費等の差によって実際の経費率が四〇とか四四とかいうものが出てくる。それは地域によっても違うでしょうし、またその募集経費の内容によっても――民間の場合にはいろいろな物を持っていくとか、そういうようなものが経費として算入されたら、それは経費率というものは四四〇というふうになるわけですね。一方、郵政職員の場合には、そういうような物を持っていくわけにはいかぬとなったら、経費率は落ちることになりますね。そういうような契約者のところに持っていく物まで募集経費の中に入れて、あなたの経費率というものを計算をして、あなたの方、課税するんですか。

○中橋政府委員 そもそも、所得税を、いまおっしゃいましたように、課税いたします場合には、実際の経費で算定するのがたてまえでございます。しかし、実額で一々やりがたい場合には、私どものところでサンプルの、このくらいの率であればえて更正をしたりしないで、許容する限度というもので、いわゆる標準的な経費というものを定めておいておきます。

そこで、いまおっしゃいましたように、民間の外交員と郵政省の簡易生命保険の外交員とは、そういうサンプルの調査によりましては若干経費が違うわけです。その中には、いまおっしゃい

ましたように、持っていく物が若干違うということも一つの要素になっていると思えますけれども、そういう概括的な率として定めておきますから、一応そういう適用率として使っております。四〇と四四というのが出てくるわけでございます。本来は、やはり個別の経費で算定するのが所得税のたてまえでございます。

○村山(喜)委員 実際の取り扱いはそういうふうなやり方にするのですか。標準的な経費率にやっつけていくのですか。標準的な経費率を想定して、これでやりなさいという指導をなさっていらっしゃるのでしょうか。これだけの経費が必要であるからこの経費については経費として控除を認めましょう、こういうふうなことで確定申告で経費を事業所得の中から落とすやり方で認めていく、どちらの方をやっていらっしゃるのですか。

○中橋政府委員 それは、私がさっき申し上げましたように、たとえば四〇とか四四という数字をお使いになりまして申告なさっても、それは私どもの方で認めるといふ数字でございます。原則は個別にやっていたら数字が一番望ましいのですけれども、大量処理のために四〇とか四四というもので結構ですということでも申告をしていただいているのが実情でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、郵政職員は四〇、一般の民間の外交保険員の場合は四四、これは全国的なものでしょうか。

〔森美〕委員長代理退席、委員長着席

○熊谷(文)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○村山(喜)委員 その問題はどうか客観的に――四〇の差があることがサンプルの結果実態として出てきたとおっしゃるのだが、そのサンプルの調査は何件ぐらいのサンプル調査に基づいてこの標準率の設定をされたのですか。

○熊谷(文)政府委員 正確に覚えておりませんが、恐らく百件程度のサンプル調査ではないかと思えます。

○村山(喜)委員 私は、百件程度のサンプルで四

分の差をつけてやるような、そういうようなやり方はきわめて客観的でないと思うのです。もしおやりになるのだしたら千件ぐらいのサンプルでも集めてその経費率の測定をおやりになったらどうですか。そうしないと、現実そういう労働者の場合には、自分たちの経費率は四四〇だ、郵政の職員の場合は四〇だ、なぜこの差が出てきたんだらうかということに対する疑問、納税者の疑問に答えることができないじゃないですか。その点は、そういう実態調査をもう少し的確におやりになって、そういうような経費率の算定をおやりになる場合には余り実態から離れないような措置が必要だと思えます。これをおやりになる考え方がございますか。これは国税庁長官が次長にお尋ねいたします。

○横井政府委員 御存じのように、統計的な批判に耐えるようなものでなければならぬということとは当然のことでございます。必要に応じて、そういう見地から検討してまいるということをして、したいと存じますが、同時に、長官から申しましたように、個別に実額計算していただくということが本来の姿でございますので、そのような点につきましても関係の方を御指導申し上げるというふうに努力をいたしたいと考えています。

○村山(喜)委員 時間がありますので、そのほか医療費控除の問題等についても税務署の所管によつて違いがあるという問題もございまして、そういうような問題はもう統一的に処理を願いたいと思うのです。

最後に一点だけお尋ねして、これは確認をしておきたいと思いますが、内職の場合、パートの非課税額七十六万円ですが、運用の面で非課税として取り扱うように措置をするという指導原則のお話を主税局の方で、だれが言ったというのにもここに記録があるのですが、この場合に、たとえばその事業所に内職者の名簿等があれば、そういうようなパートと同じような指導、そういうような措置の取り計らいというものがされるというふうに

確認をしてよろしくございますか。

○熊谷(文)政府委員 たいま先生からお話のございましたことにつきましては、私、心当たりがないのでございますが、たとえば主婦の内職収入というようなことでございましたならば控除失格になる方が多いのではないかとこのように思っております。ただ、申告納税制度の円滑な遂行のためには、もちろん正しい申告というものをしているにたたくことは当然でございます。税務の執行に当たりまして、もちろん悪質なものと多額なものを重点的に調査を進め、少額のものにつきましては重箱の底をつくような処理というものはいたさない、そういう気持ちでやっております。

○村山(喜)委員 ちよつとはつきり聞かえなかったのですが、いま扶養者控除の対象にならない、たしか五十万円でしたね。五十万円までは妻の場合扶養者として認めることになっておったですね。(二十万円)と呼ぶ者あり)二十万ですか。そこで、パートの場合は七十六万でしたね。その場合、内職の場合はこれは幾らまで認めるのですか、現実の取り扱い。そういうように、パートと同じような非課税額まで運用面で考えていくようにしたいという話を聞いています。ですが、その点をちよつと説明願います。

○中橋政府委員 いま村山委員のお話を伺っております。あるいは問題はこういうところにあるんじゃないかと思ひます。と申しますのは、パートと一口で申しまして、先ほど御指摘のような給与所得者としてパートタイマーの仕事をしているのであるか、事業所得者としてパートタイマーの仕事をしておられるかということによりまして、例の所得税法上の給与所得控除の金額がかなり違うものでございますから、そこで先ほどの七十六万円という数字が出ました。あるいは単独の事業所得者とする場合にはその給与所得控除の五十万円というのは効かないわけでございますから、そこで差が出てくるのではないかとと思ひます。そういうことになりましたら、やは

りパートタイマーとしては、こういう場合には給与所得者として仕事をしていただければ、むしろ税金の面ではかなり寛大な取り扱いができるものでございますので、あるいはいま御指摘のように、名簿を備えつけるということによって給与所得者として取り扱えという御要求であるのではないかなというふうな気もいたしますが、私どもも、できるだけ、実態としてやはり給与所得者としてパートタイマーの仕事をしていただくようにお考えをいただきたいと思っております。

○村山(喜)委員 その点については、それは内職のそれぞれの立場のながあるわけでしょうが、総評あたりから言つてきておきますのは、パートの非課税額までは運用面で非課税措置として取り扱うように指導してもらいたい、こういうような要請が来ておりますので、そういうようなことを踏まえて処置をお願いしたいと思います。

時間が参りましたのでこれで、あとの質問はまたほかの機会に譲らさせていただきます。

○田中委員 竹本一君。

○竹本委員 最初に、国税職員の処遇改善の問題をひとつ伺いたいと思ひます。

その前に、これは政務次官でもどなたでも結構ですが、委員会では附帯決議と政治的効果、どのくらいの拘束力があり、どのくらいに実現されておるかという問題について、突然で悪いけれども、ひとつ大蔵省はどの程度真剣に取り組んでおるか。大臣が、附帯決議をつけると必ず御趣旨に沿つて努力しますということを言っているけれども、それじゃ附帯決議がついた案件は、大蔵省に限り何件あるかというのを、大蔵省なりの大臣官房長でも覚えておられるのか、きょうは突然だから細かいことは言いませんけれども、そういうことも含めてどの程度真剣に附帯決議には取り組んでおられるか、その辺をひとつ伺つてみたい。

○唐沢政府委員 昨年の附帯決議何件かというふうなことは存じておりませんが、附帯決議の趣旨は十分に尊重させていただいて、われわれ

の内部でも検討し、できるものから実施してまいりたい、そしてそういうものにつきましては先生方に御報告をいたしていくべきである、かように考えております。

○竹本委員 抽象的で余りわかりませんから、今度大臣が出席されたときに改めてまとめてひとつやりませんが、附帯決議というものはお互いに気休めやごまかしでやつてはならぬ、やはり相当真剣に取り組んで、段階的に漸次それを実現していくような、御趣旨に沿うような努力をしてもらいたいということでありませう。

そこで、大蔵委員会では税の問題を論ずるときに、毎回、たとえば税務、国税職員の処遇改善については附帯決議が付きまして、これは去年のものですが、「政府は、変動する納税環境の下において、複雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等従来の経緯にかんがみ今後ともその処遇の改善に一層配慮すべきである」という決議をしている。それから、国税関係には二つの組合があるようですけれども、それぞれ代表の方が見えて、理事懇その他の機会にいろいろと事情を説明しておられる。

そういうことで、政府の方も、ほかの附帯決議に比べればある意味においてこの決議の実行というところについては努力しておられるように私も一応評価をいたしておる。しかしながら、その努力にもかかわらずまだ問題が多く残されておるので、ひとつ、二の点を伺つてみたい、こういうことであります。

まず第一点は、税務職の俸給表の優位性、いわゆる税務の水準差の問題でございます。

これは二五％ぐらいから出発をして、だんだん上がった下がり下がりでございますが、現在は一〇・二五とかいうことになっておるようだけれども、これを毎年御努力をいただいでどの辺まで持つていくつもりであるかということ、それから何年計画で持つていくつもりであるかということについて、具体的なプランを持つておられるのか

ないのかという点でございます。国税庁長官もいろいろ御努力をしておられることも知っておりますが、昭和三十三年のときでも一三・三％ぐらいになっておるの、いまは一〇％、一時は一〇％を割った、こういうことでございまして、大体どの辺まで回復したいものか、これは感じではないのですが、感じを持っておられるのか。それから、できれば、それを達成するためには、これはやはり財政負担の問題もありますから、一遍に理想的なことを言つてもどうにもなりませんから、私はすべて三年なら三年、あるいは長ければ五年の計画を立てて漸次そういう方向に持つていくべきではないか、こういうふうに思つておられるのか、あるいは何年ぐらいでそういうところへ持つていくかとしておられるのか、そういう点について何かお考えがあれば伺つておきたい。

○中橋政府委員 いわゆる税務俸給表の水準差の問題でございまして、これを一体本来、昔幾らあったのかという問題は実はいろいろと方々がございまして、かつて二五あったことをおっしゃいましたが、確かにそのときにはいわゆる税務特別手当が支給されておりました、これを万一そういうものを受けた場合と仮定した場合に支給される手当の一カ月分を平均給与月額と比較して計算をしますと約二五％近い計数になったということから発足をしたようでございますし、たまたま今日の給与表のものになりましたの、いまお示しのような昭和三十三年でございまして、そのとき一三・三でございまして、そういうものと比較をすることも一つの目安だと思つております。ただ、私は常々思つておりますが、一つには、税務の仕事というのは、いま竹本委員に御指摘をいたしたように、非常に複雑で困難であることはわれわれも身をもつて知つておるわけでございますけれども、やはり、これが他の職種と比較をされます場合には、なかなか私どもの主張というものが十分加味し得ないという事情もございまして、いろいろそれぞれの職種についての特殊性

というのを人事院としてはやはり加味をいたさなければなりませんので、われわれの仕事についての理解を持ちながらも、なかなかその間の水準差というのをわれわれが底線するほどにはつげがたいし、また、かつてありましたものとも比べて今日それほどになっていないという事情もあるわけでございます。

それからもう一つは、これは私、組合交渉のときにもよく言っておるのでもございますけれども、静態的な水準差というものは確かに一つの問題ではございますけれども、ずっとその後従事してあります税務職員なら税務職員、あるいは一般の行政職の人たちというのも、年齢、経験を加味しながら移動しておるわけでもございますから、動態的に見まして、一体税務俸給表の適用を受けておりますわれわれの税務職員の俸給水準というものが、一般の行政職の公務員の俸給水準との程度の差になってきつたところなのかという動態的な差もまた考えなければならぬのではないかとこのように思っております。

しかし、いずれにいたしましても、やはり静態的な水準差というものはわれわれの仕事の特殊性から言いますと相当程度確保してもらいたいというところは、常々私も思っております次第でございます。昨年まで、あるいは数年前からのいろいろそういう折衝時点におきましても、かなり他の職種との関連を問題にされながらも、人事院においても相当程度加味していただいております。ふくに思っております。現に最近、いわゆる水準差が九・五％というところから一〇・二％にまで回復しましたし、五十年におきましては本当に苦しい中からも一〇・三というふうな上げていただきましたその配慮について、われわれもありがたく思っておりますけれども、なお、さらに私どもとしましては、いまお尋ねのどのくらいの目安を持っておるかということになりますと、非常にむずかしいのでございますが、たとえば一三・三というときとか、あるいはそれを超えましてもう少し上のところの線ぐらいいまでぜひ実現をしていた

だきたい、そういうようなことの気持ちで、今後ともなお折衝してまいりたいと思っております。

○竹本委員 非常に前向きに努力しておられる点は評価をしておるわけですが、より具体的に申しまして、三十二年の一三・三とかあるは一五％ぐらいに達するまでは、一つの努力目標として毎年一％ずつぐらい回復するような目標を設定してみたらどうか、こう思いますが、その点について何か御意見があれば、ひとつ。

○中橋政府委員 確かに早い期間にわれわれの仮に目標としておりますところに到達するためには、お示しのようになり、ある程度毎年毎年逐次上げていっていただかないと困るということでもございまして、そういう点も今後の私どもの折衝のときには十分加味しながら、関係方面にお願いを続けてまいりたいと思っております。

○竹本委員 この税務職員の問題との関連で、せんだつても大臣に質問をいたしましたときに、児玉事件、あるいはロッキード事件と言ったのが正確な影響を与えたかという問題について質問をいたしましたところが、大臣の方では、三月十五日の申告等も、予想をむしろ上回るような成績がよくて、喜んでおるような話もあって、道義そのものにどういふ影響を与えたか、また第一線の国税の職員がどんなにやじられたり、しかられたりして悩んでおるかというところについては、深い思いやりのあるような発言は余りなかったと思うのです。

二つのことを伺いたいのだが、一つは、最近における、まあいろいろの条件がありますが、納税道義は上がったと見るべきか下がったと見るべきかということについて、国税庁長官はどういう感想を持っておられるか、その辺を具体的に伺いたい。

それから、これと関連していまの児玉事件の問題も、この間はアメリカの資料が国税の方に来的のか来ないのかという話もいろいろありましたが、それに関連して検査の方は今度は異常な

決意をしておられるようにわれわれも新聞を通じてでも一応理解できる。恐らく国税の方もそうであらうと思うし、また、そのことが納税道義に対する高揚の一つのてきになる、こう思うのです。が、今回のロッキード事件関連の問題に対する取り組みの姿勢として、精神的な条件は別にして、人員その他において、従来はこういう事件についてはこのくらいであったけれども今回はこのくらいの大動員をかけているのだという点があれば、その点をひとつ、決意を具体的に数字で示してもらいたい。

○中橋政府委員 最近におきますわが国民の納税道義のどの程度であるかということでもございまして、これについては、もちろん客観的な指標というのはいないのですが、私自身少なくとも感じておりますことは、特に問題になっております所得税におきまして、まずは、源泉所得税を納めてもらっておる人たちの納税意欲というものはもう非常に高いというふうな思っております。それからその次に申告所得税でございますけれども、これもまさに四半世紀たちました今日を振り返って見ると、だんだんとよくなってきたというふうな感じしております。もちろんまだ個々の問題については多々ありますけれども、青色申告の普及とも相ましまして、相当程度の水準を漸次実現しておりますのではないかとこのように思っております。特に今回のロッキード事件に際しては、私どもも確定申告の状況がどの程度になるかというところを非常に心配をいたしましたけれども、その際の事情あるいは結果を振り返ってみまして、それはときどきはロッキード問題についてのわれわれの税務が不備であったということについて若干の御批判もございましたし、確定申告上法律には許されなような特別のロッキード控除なるものを設けられた人が本当に少しはございましたけれども、大部分の納税者といえますのは御自分の適正な納税義務をこの際実現するのがやはり正しい道ではないかということを感じられたと思っておりますし、また、私どももそれを期待いたしております。

した。そのとおりの成果が出てきたのじゃないかと思っております。正しい納税者がたくさんになればなるほど、われわれの税務というものの、的をしぼって不正な納税者というものを摘出しやすいくわでございまして、大多数の納税者が正しくなればただわれわれの仕事もやりやすくなる、こういう立場を十分理解をし、また、税金によりますところの国の仕事の理解というものを深めながら、多くの納税者というものは御自分自身の適正な納税義務を実現しようという方向に非常に進んでいただけたということを私は今日反省をし、喜んでおる次第でございます。

それから、今回のロッキード事件につきまして私どもが動員をいたしました人員といえますのは、私の記憶いたします限りにおいては、余り例がなかったと思っております。冒頭いわれる普通の税務調査をやりまして、それに相当の人員をかけたけれども、二月二十四日に強制調査に移行いたしましたからは、三月十三日に告発いたしました。また、査察調査に従事いたしました人員は延べ三千二百八十二人でございまして、査察調査以外の調査に従事した者が四百五十五人といたしております。この人員の規模というのことは、実は私は相当のものであったと思っておりますし、なおその後におきましては昭和四十八年、四十九年の査察調査も続行いたしております。これにつきまして相当の人員を、約五十人の査察官を先端としてなお職員中でございまして、おっしゃいますように、やはりそういう大きな脱税があったということについては、私どももまた真摯に反省をいたさなければなりませんけれども、その解明に当たりますと、できるだけの努力をすることによりまして、われわれが常に念願をいたしておりますところの税務行政に対する信頼を勝ち得る、それがまた納税の道義を高揚する道であるというふうな思っております努力をいたしておる最中でございます。

○竹本委員 道義の問題についての御答弁でございますが、申告は予定よりも上回ったということ

で、これは一応喜ぶべきことでしようけれども、問題は、大部分の納税者の心理的ショック、それがどの程度内向しておるかというところが政治的に考えれば重大な問題であって、税金は納めたくない、しやくにさわれると云つてみて、納めずにおれば罰則が適用されるのだから結局はかばかしい、納められるものなら納めておくのが経済的な配慮から言つても当然のこととして、問題は、それがどの程度内向するか、あるいは内向してあるかという問題ではないかと思ひます。

で、特に国税の職員の数に余り変わらないけれども、たとへば申告所得の人数だつてあるいは法人の数だつてあるいは源泉徴収義務者の数だつて、仕事の分量といふか、そういうものは十年たてば大体倍になるでしょう。人の方は横ばいである。そうすると、対象も仕事も倍になつておるのだから、納税者の方で納税道義が高まつて、なるべく協力をするとか、あるいは科学的にも正確なものを出していくというような、レベルが高まつてこない、仕事が倍になつて人は同じだ、こういうことになると、どこかに見落としができてきたり、いわゆる社会的公正が拡大されるという心配があるのではないか。そういう意味で、やはり納税道義の高揚といふことは、単なる小学校の倫理の話みたいに聞かせるけれども、實際的には非常に大事な問題ではないか。これが高まつなければどうにもならぬではないかと言ひし、また、そのためには政治の姿勢も変えなかならぬといふことにもなるわけですが、とりあえず納税道義の高揚といふものをよほど真剣にやらなかならぬ。

そこで、私はいつも思うのですけれども、たとへば専売公社がたばこを売るためにどれだけの努力をしているかといふことを、人の面、予算の面から考へて、それと対比して、それ以上に重要な十五兆円から十六兆円とかいう、さらには二十兆円近くの税収を得ようといふときに、その納税道義の高揚のために——私はたばこをのまぬから特に言ひたいかもしらぬが、専売がたばこを売ると

めに、健康を書してまでもたばこをのませようという宣伝、PRをしておるその努力と比較をした場合に、僕は、専売の方が、国民の健康の犠牲においてしかもよほど積極的だ、納税道義なり納税知識の普及なり、そういうことの納税という面からの国民に対する指導なり啓蒙なり協力なりといふものは努力が足りない、あるいは不十分だと思ひますが、政務次官並びに長官のお考えはどうですか。

○唐沢政府委員 先生申されましたように、税収は歳入の大宗を占めるものでございまして、何といつても納税者が正しく申告し納税していただかなければならない。特にいま御指摘ありましたように、非常に件数、仕事が増えていく割りに人はそれほどふえないといふことはございまして、ますます納税道義といふものを高めていかなければいけないと思つております。まあ、最近起きた事件はまことに遺憾でございすけれども、何と申しまして納税道義を高揚するために国民の税務行政に対する信頼が第一でございすので、いま国税庁長官も申しましたように、人員の規模におきましてその他の面におきまして、全力を挙げて見玉問題の査察調査に当たつておるわけでございます。今後ともわれわれ当局としていたしましては、国民に税務行政を信頼をしていただけるように一生懸命努力をしてまいるつもりであります。

○中橋政府委員 いま政務次官からお話でございしましたように、私も一にかかりまして税務に対する信頼が第一だと思つております。それで、竹本委員がおっしゃいますように、私どもの努力の方向を一体どういふふうにするかといふことでございす。先ほどいみじくもおっしゃいましたように、たとえば専売公社がたばこを売る努力といふものをわれわれのところの当てはめてみますと、まず第一には、やはり税金といふのは歳出の評価を国民、納税者にしてもらわなければならぬといふことでございす。税金を取ることにPRよりはむしろ使うことのPRが第一であるとい

うのが税金に従事するわれわれ職員の宿命なんでもございまして、実はそういう方向にもわれわれ非常な努力をいたしますけれども、これはやはり国を挙げて、あるいは政治を挙げての問題かと思ひます。

そうしますと、私どもの次の仕事は、やはり税金の納め方なり恩恵なり納税手続なり、そういう納税のしやすさといふことについてのPRを十分やるということであると思ひます。

それから、第三番目には、やはり何といひましても税金の問題は一にかかりまして公平の問題でございす。公平の確保といふのをいろいろな角度からやつていかなければなりません。そのために私どもに与えられておる職務権限も使いながら、また権限だけでなしに、いろいろな環境を整備しながら公平の確保といふ努力をしなければならぬといふふうに思つております。

○竹本委員 第二の問題は例の中高年層の職員の処遇改善の問題ですが、これも戦後三年の間にどかどかと何万人の人をとつて、戦後三十年近くになりますので、大体二十五年なら二十五年たつて、一定の処遇を考えなければならぬ人が一万四千名ですか、おるといふことだけでも、これまで一遍に解決できる問題でもないし、去年もおとしも、とにかく毎年これは非常に努力をされておることでも先ほど来申し上げるように評価をしておるのですけれども、しかしまだ四千名なり五千名なりといふ人をどうするかという問題が残つています。これもやはり二年なら二年のうちにとどまれば持つていくという目標をつくることか——まあ財政的な事情から言つても非常にむずかしいと思ひますけれども、しかし救われないでいる人たちが言へば、いますぐ急に解決されなくても三年計画で解決されるのだとか、あるいは早ければ二年計画で大体処遇改善をしてもらへるのだとかいふ希望を与えて、ファイトを燃やしていくことが政治だと思うのです。そういう意味で、まあ事務的に——これは八百六十一名ですが、非常な御努力でこれは成功だと思ひますよ、

しかしながら、そういうのを事務的にやつてみたら八百六十一名とれた、大成功か中成功かは別としてよかつた、こういうのも必要ですけれども、しかし前向きに言へば、そのことを後から報告するのだから約束するのは、人を使う上において非常に違ふと思ひます。そういう意味で、僕は政治的に物を見るからそう言うのですけれども、ことはこのくらいまで持つていきます、来年はこのくらいまで持つていく。しかしもちろん約束は一〇〇%実現し得るようなものとも思ひません。しかし、後から結果を報告するということにとどめなくて、前もって大体約束をする、そういうことが人を生かして使う方法ではないか。こういう意味で僕はその点を、四千名なら四千名をひとつこつていふ計画で努力して持つていきたいといふようなお考えがあればそれを伺ひたい。

それから、もう一つついでに申しますけれども、沖縄の問題のときに、佐藤さんが名言を吐いて、沖縄の問題が解決しなければ戦後は終わらないとか言つて、名文句を吐いた。佐藤語録に出てくるが、このいまの国税のあはれは一つの戦後処理だと思ふんだ。だから、この問題が解決されなければ、国税庁に關する限り、あるいは国税職員に關する限り戦後は終わらないと言ひべきではないか。少なくともそういう基本認識に立つて一つの努力目標を設定されてはどうか。四千名なら四千名を二年なら二年で解決するための取り組みを始めるというのと、じわじわいつかなし崩しにできてくるというのでは大分条件が違ひますから、その辺についてのお考えをひとつ伺つておきたい。

○中橋政府委員 先ほどお話しのように、本年度八百六十名といひます三等級格づけ可能ポストを認めてもらつたわけでございますが、この点に關しては、先ほどの水準差についてお答えをいたしましたように、やはり他の職種との問題が非常にございす。確かに、税務におきましては特殊事情として、あの戦後混乱のときに相当数の職員を確保する必要があると思ひましたその結果として

して、今日まで多数の職員が相当の高年齢に達しておられることは、特殊事情でございませうけれども、やはりほかの役所にも曲がりなりにもそういう事情はございませう。そういう点の中で、特にまた税務の特殊性というのを主張しながら、こういうポストを確保しなければならぬわけでございますし、そういう評価をしてもらった結果、本年八百六十という数字が得られたわけでございます。

これを数年来比べてみましても、たとえば数年前には百七十七程度でございましたが、五十一年度に八百六十という数字になってきたわけでございますし、その結果から見まして、たとえば五十歳以上の税務局署の男子について見ましても、約半数以上の人たちがこのいわゆる特三等級以上の格づけのポストにつき得ることになったわけでございます。これは他の役所に比べれば、私は、非常に評価をし、また優遇をしてもらっていると思ひますけれども、おっしゃいますように、なおやはりあの当時入った人で一生懸命に苦勞した仕事をやりながらそういうポストにつけない人を、どの程度そういうポストを確保することによってそういうポストにつけなければならぬか、またつけ得るかという目安を今日いろいろ算定もし、また、二、三年の年次計画をもつてこういうことの実現をやってみたいというふうに思っておりますけれども、何しろこれは、先ほど来申しましたように他の職種との関係、それから予算折衝の段階におきましますところの査定の問題がございしますもので、なかなか私どもの一概の見積もりというわけにはまいりませんけれども、なおもうしばらく中期の二、三年間の計画をもちまして、いま御指摘のような、税務の戦後というものはなかなか終わらせられませんが、そういう方向へ持っていきたいというふうに考えております。

○竹本委員 この点は、なお一段の御努力を願ひ、特にできるだけ一定の目標を設定して、みんなに希望を与えながら御努力を要請をしておきたいと思ひます。

思ひます。

次に、主税局長に一つだけ伺いたいのですが、大蔵省が先般提出した財政収支試算ということについていろいろ論議がありますが、これは本格的に議論すると大変たくさん問題点があると思ひますが、きょうは時間があるから一つ一つというか、二つになりますか、この場合、赤字公債をなくすんだ、財政を健全化するんだという努力目標、これはちゃんとはっきりしている。その場合に、税の収入はこういうふうになるんだと、こういう表が出ていますね。

そのときに、ちょっと伺いたい点は、一つは、これは議論がすでにしたとも思ひますけれども、二四・三%ぐらいの増収を五十二年、三年というふうなところで考えておられるようだと。しかし、これは経済の見方によつて幾らでも変わりますけれども、一定の税の自然増収というものを考えて、なおかつ、それを一八%ぐらいに見ると、六%ぐらいは、われわれがちょっと考えられない増収額が出てきておるよう思うのだけれども、その税の収入の見通しの中には増収というものを、自然増収プラスアルファとして考えておられるのかどうかという点が一つ。

それから、まとめて申し上げますが、もう一つは、その赤字公債を解消する過程においては、ことしもそうであるように、減税というものは考えないということが前提になっておるか、あるいは減税を考へるけれども、さらに多い増収を別途考へておるという形でこういう数字になっておるか。

その二つの点を結論だけ伺つて、終わりにします。

○大倉政府委員 昨日、坂口委員にもお答え申し上げましたように、中期財政収支試算は、実は五十五年度の姿の方に最初の方が出ておりまして、それを機械的に年割りしてあるわけでございます。したがって、五十二年度が計数的に、ここにあるような姿に歳入、歳入ともなるかどうかという点につきましては、積み上げをしたものでは

のではない、つまり五十五年の結果を見て、それを年割りに輪切りにして機械的に置いてあるという趣旨のものでございませう。ただ、そういう前提を置きました場合でも、まさしく、おっしゃいますように、この線に乗るためには五十一対五十二で二四・三%の増収が期待されなくてはならないということになっております。その場合の前提になっておりますGNPは一五%でございますから、いわば弾性値としましては一・六二ということになります。従来経験的な弾性値の方は、これは竹本委員よく御承知のとおり、過去十年平均では大体一・三五、過去五年平均では一・三九というふうな私どもは試算いたしております。

したがって、五十二年がどういう年になるかということをもう少したつて何とか見当をつけたいと、一・六というものが無理かどうかということをはわかつてこないでございませうが、従来の平均がいま申し上げたようなことでございまして、その平均を上回った年というのは、たとえば四十二年度は一・四三である、あるいは四十五年度は一・四五である、あるいは四十八年度は一・八四であるというふうな経験はないではないわけでございます。したがって、五十一対五十二に關します限りは、もう少し時間をいただいた上で、果たしてかなりのスケールの増税を必要とするのかしないのかということを出るの必要の伸びとあわせながら判断するしかしようがない。

しかし、この試算が意味しておりますところは、やはり計画年度中に、どの時点か、どの税目かということとは別に、いまのシステムのほかに負担の増加をお願いしないと、恐らくこの五年間という期間を通じてはそらばが合わないだろうというところはかなりはっきりしておるよう思ひます。したがって、五年の期間内に、まあどの時期かという点につきましては、これは経済情勢との絡みで決めざるを得ませんし、どの税目かということにつきましては、先ほど大臣からの御答弁に私、若干補足いたしましたように、所得課

税、資産課税、消費課税のすべてについて全面的にもう一遍根元から洗い直しをして決めてかかるということをやからなくてはならないと思ひます。

その過程で減税は果たして可能かということになりますと、政治的な御判断の問題を全く抜きにいたしまして、事務当局としての私からいま申しますことは、仮に減税が必要となる場合には、それをカバーするだけの増収を別途図らないとこの計画の線には乗つてこない、事務的にはそうとしか申し上げられない姿になりそうだという気がいたしております。それをどう判断していただくかは、またそのときどきの経済情勢、政治的な御判断をいただくことであらうと思ひます。

○竹本委員 終わります。

○田中委員長 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま議題となりました共済二法に關連して、短い時間ではありますが、若干の質問をいたしたいと思ひます。

そこで、つい最近発表になりました昭和五十年十二月の調査で、日本の社会において高齢化社会への道が急速に進展している、ヨーロッパ諸国、たとえば西ドイツであるとかあるいはスウェーデンであるとか、そういう社会保障にとっては先進国と言われる諸国が百七十五年から一・二%とか一・三%というふうな高齢人口構成比というところに来たというのが、日本ではわずかに三十年、

四十年という早さで進行している、こういう状況があるわけであります。

そういう中で、老齢化社会に対応する政策、こういうことが非常に重要な意味を持ってきたという感じが言われておるわけでありますが、そういう中で、年金というものが何と云っても老後における所得保障の政策として非常に重大である、ウェートの高い問題であるということが言えるわけであります。

しかも、日本の場合でも、いまや八百八十五万の六十五歳以上の老人が存在することになった。これは人口比七・九%に当たりますが、あと二十年足らずで二・四%ぐらいになるであろう、こういうことで、まさに今日のスウェーデンの三%の比率に接近するということでありますから、そういう意味で、老齢化社会に対する対応としての年金制度のあり方、こういうような位置づけをいま改めて非常に重要な政策課題としていかなければならぬと思うのであります。

私どもは、しばしばこの委員会でも問題にし、またかつて代表質問の際、本会議において三本総理にもたされたことがあるのですけれども、年金というものは一体何なんだという位置づけでありますが、われわれは、やはり老後の生活保障である、国際的に確立された社会保障に関する国際憲章というふうなもの本旨から言ってもそういうことが当然である、このように考えておるわけでありますが、この共済年金制度における年金あるいは厚生年金保険における年金あるいは国民年金における年金、こういうものについて、あるべき正しい姿としての年金とは一体何なんだということについて、ひとつ大蔵、運輸商政事務官にまずお伺いをしたい。

○松下政府委員 わが国がたゞいま老齢化社会の入り口に差し加かかってまいっているという点は、ただいまの先生の御指摘のとおりでございます。したがって、私どもは、年金の問題は、これまでも社会保障の中の非常に大きな柱でございますけれども、今後その重要性はますます高まっ

ていくであろうということは十分理解をいたしておるつもりでございます。

そこで、そういう将来の社会保障全体の中で年金というものがどういふものであるべきかという点につきましては、政府の中でもいろいろと検討もいたしておりますし、また、政府関係の各種の審議会におかれましては、これまでたびたび御議論をしていただいておりますのでございませう。いまちよつと年次を記憶しておりましたが、社会保障制度審議会の御答申の中で、年金、ことに老齢年金といふものは老後の生活の有力な手がかりになるべきものであるというふうな御指摘をいただいておりますのでございませう。

ただいま先生の御指摘になりました生活保障そのものとしてこれを把握せよとおっしゃる御意見に對しまして、若干のニュアンスの違いと申しますか、老後の生活全体は、年金はもとよりでございますけれども、それに伴いますところの各個人の働いておられますときのいろいろな自主的な御努力とかなかにかといふものも当然老後生活の基礎づけの一つにはなるわけであると思っておりますけれども、しかし、いづれにいたしましても——失礼いたしました。これは昭和三十三年の社会保障制度審議会の御答申でございませうけれども、老後の生活設計の有力な手がかりとなるという趣旨で、私どももその将来を見通しながら健全な年金制度の充実発展ということを考えてまいりたいと思っておりますのでございませう。

○広瀬(秀)委員 この点で基本的な論争を繰り返して見ますと、きょうは三十分の予定時間ですから、時間がとうてい足りないものですから……

問題は、私どもはやはりこれからの福祉社会において、特に老人福祉という問題、しかも現実に行進している老齢化社会、六十五歳以上のいわゆる老齢人口が一〇%台に近づいている、そして昭和七十年には一二・四%になるといふような場合に、人生やはり老後ぐらゐはせめて生活するためには無理やりに働かなければならないということから

から解放されて、みづから人間としてゆとりのある老後の暮らし、それはやはりやりたいことをある程度奔放にしようと、そういう言葉は語弊があるかもしれないけれども、したいことをしながらゆとりある老後の生活が保障されるということが今後の老人福祉問題における最も基本的な問題点であると思ふのでございませう。

そういう立場から、老後の生活は、やはり少なくとも六十五歳以上くらいになつたら、これはもうしたいことをして、どうしても賃金を稼得しなければ家族を養えないのだというふうなことでなくて、自分の欲するままに、社会的な仕事をしなければ社会的な仕事をする、あるいは個人の趣味を大事にしたいといふのなら、それなりの仕事をしながら、生活は年金でやはり保障されていくといふようなことが本当に人間らしい生き方をしてこの人生を終わつたといふことになるだらうと思ふのでございませう。そういう立場で言うならば、やはりそれを目指して、老後の生活保障である、年金はそういうものであるといふことで、その実体の備わつた年金制度にアプローチしていくという立場で努力をしていただきたいといふことだけにとどめておきたいと思ひます。

そこで、具体的な問題点に入りますが、今度の改正法につきましては、年金額の改定が行われ、こういうことになりました。これは主として既裁定額の引き上げ、あるいは障害年金、遺族年金等の受給資格の緩和とか遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、あるいはまた任意継続組合員の組合員期間の延長といふようなそれの面について、ある程度の前進を見た。さらに既裁定年金の改定に当たって上薄下厚、こういう姿で六段階方式といふものを取り入れたといふようなことについては、私が冒頭申し上げた基本理念に幾らかでも近づこうといふ努力がそういう面で見られるといふような面においても、ある程度の前進だと評価するわけであります。そういう点はあるにしても、問題はそういういい面があることを認めながらもまだ十分ではない、こ

いう立場で質問をするわけです。最初に、組合員の掛金の問題に関連して、国共済の場合あるいは公企業共済の場合、これは国鉄、専売、電電ですが、こういうものについて財源率を一体いまだどういふ状況になっているか、これをひとつ示していただきたいと思ひます。たしか国鉄等は収支計画策定審議会の結果、五十一年度から千分の百二十七になるはずであります。これは皆相当な違いがあると思ふのですが、国家公務員、それから公共企業体三公社、これは各別に財源率の今日の状況、五十一年度はどうなるかという数字をひとつ示していただきたい。

○松下政府委員 御質問のうちで国家公務員の共済組合連合会加入の長期組合員について申し上げますと、全体の掛金率と申しますか、財源率は千分の百十・五でございませう。そのうち組合員の掛金分が千分の四十六・五、国の負担金分が千分の六十四ということになっております。

それから、地方公務員等共済組合の一般地方職員について申し上げますが、財源率は百十二・〇でございませう。そのうち本人分が四十七・〇、地方公共団体負担分が六十五・〇でございませう。

それから、公共企業体でございませうけれども、国鉄におきましては、財源率は千分の百二十七でございませう。そのうち本人分が五十三・五、公企業負担分が七十三・五でございませう。電電は財源率千分の百十四でございませう。そのうち本人負担分が四十八、公企業負担分が六十六でございませう。それから専売につきましては、財源率は千分の百十五でございませう。そのうち本人負担分が千分の四十八・五、公企業の負担分が千分の六十六・五に相なっております。

○広瀬(秀)委員 続いて伺います。在職者に対する年金受給者の割合を、いまと同じように国公、地公それから三公社別にお示しいただきたい。

○松下政府委員 昭和五十一年三月末の数字でお答えを申し上げます。国家公務員共済組合の全体の平均で申し上げます

と、組合員総数に對します年金受給者数の割合は二〇・三％になつております。

それから公共企業体職員等共済組合の全体について申し上げますと、その割合が三六・七％と相なっております。

それから地方公務員等共済組合におきましては、これも全体でございますが、その割合が一四・四％となつております。

○杉浦政府委員 公企体の全体を大蔵から申し上げましたが、個別に申し上げますと、四十九年度末の割合で専売が三二・五％、それから国鉄が五三・五％、電電が一・三％ということでございます。

○広瀬(秀)委員 いまずっと幾つかの共済組合を比較して数字が示されたわけですが、財源率も国鉄が一番高いわけですね。そして特に在職者に対する年金受給者の割合ということになりますと、国鉄が圧倒的に高い。五三％というのは、要するに二人弱の現職者が一人の年金受給者の年金の支払いを担当している、ざっくりばらんに言えば、そういうことを意味します。電電のときは一二・三％ということでありまして、八人ないし九人弱の現職者対一人の年金受給者、こういう関係になつてゐる。専売の場合には三人に一人という割合になつてゐる。公務員の関係は大体五人に一人という状況になるわけですね。この点について、一体将来にわたって年金財政を支える財政はこのままの姿でいいのか。こういう問題について一体どういふふうにお考えでしょうか。これは大蔵、運輸両方から聞きたいと思ひます。

○杉浦政府委員 ただいま御指摘の国鉄の問題が一番シビアな問題でございます。今後の展望をいたしますと、今後ますます退職者が増加して行く。五年後の状態を考えますと、毎年二万人以上の退職者が出るであろう。それに引きかへまして組合員である在職の職員、これは国鉄財政の見地からいろいろ合理化等も進めてまいらなければいかぬということで、ちょうど逆な方向に向かつてゐるということでございます。したがいまし

て、掛金を拠出すべき者とそれから年金を受ける者との差が非常に大きくなつてゐる、ここに非常に大きな問題があるということは先生御指摘のとおりであります。今後国鉄の財政問題等も絡みまして、国鉄の共済組合の財政問題、非常に樂觀すべからざる状況にあるものと私も判定をしております。今後鋭意検討を続けたいと思ひます。

○広瀬(秀)委員 特に国鉄の場合には、企業体として将来の成長性、これは業務も拡張する、したがって、職員の数も成長の方向、増大する方向、そういうものが少なくとも今日の交通政策の中で将来先細りするような感が現実の姿である。そういうことになれば、まさに、いまおっしゃつたとおり職員の数は減る、企業成長というのともきわめて望み薄であるというふうなことがあるわけですね。これは思い切つた交通政策の転換で、マイカー時代からもう一遍公共大量輸送機関である国鉄あるいはレール輸送というふうなものに大転換でもない限り、そういうものである。そうなれば、国鉄の共済組合財政というものはもう目先間もなく破綻する、一兩年先には財政はまさに真つ暗であるというふうな状況になりかねない今日の数字の状況になつてゐると思ふのです。

そこで、収支策定審議会でことしから修正賦課方式による追加費用の積立率をいままで対準給千分の五であつたものを千分の十にする。しかし、その千分の十だつて、それはどこから出てくるものでもない。国鉄の収入の中から、独算制を強いられて、しかも運賃値上げをするにしても国民的な大抵抗があるというふうなことで、おいそれとできない。そういう不確定なものしか当てにできないということになれば、言葉の上で千分の十追加費用で積み立てましようと言つても、国鉄財政はむしろそれによつてさらに圧迫され困窮の度を加える、加速される、こういうふうな関係に立つ。しかも国鉄には三兆数百億に上る過去勤務債務というものがある。しかも、そのいわゆる不足責任準備金というか、そういうものに対する利子相当額の積み立てというふうなことで追加費用も

積み立ててきたけれども、その利子相当額に至れば、その段階で過去勤務債務は凍結されていくということになるわけけれども、現在そういう状況になつてゐるかどうか。ひとつその辺のところを説明してください。

○杉浦政府委員 過去勤務債務の問題でございますが、御指摘のように昭和四十九年度末の金額を見ますと四兆二千八百八十二億というふうな非常に膨大な数字に達しております。今後、この過去勤務債務に對しまして、責任準備金の積み立て等によりましてこれを担保していくわけでございまして、将来の問題といたしましては、やはり依然としてこの過去勤務債務は増大を続けるだろうというところが予想されるわけでございまして、御指摘のように千分の十ずつの上積みという新しいやり方を収支策定審議会の答申に基づきまして、今回、五十一年度からやつておるわけでございしますが、これらの見通しにつきましては、掛金率の財源率の増大とあわせまして、大体五年ぐらゐの見通しにつきましてはおおむね黒字になるといふような見通しを持っております。

○広瀬(秀)委員 五十何年ですか。

○杉浦政府委員 五十五年でございます。五年間ぐらゐの状況は大体黒字を続けるというふうな見通しを持っておりますが、先ほど申し上げましたように、五年先の人員構成その他の問題がございまして、それから先の状況というのは非常に問題があるというふうな思つております。

御質問の過去勤務債務の利子相当額への到達の状況でございますが、千分の十ずつの上積みによりまして、従来なら千分の五ずつの上積みと比し、二倍の速度でこれが積みまれていくわけでございまして、なお、利子に到達する年次はちよつと何年というふうに申し上げられませんが、まだかなり先ではないかというふうな思つております。

○広瀬(秀)委員 そういうふうなことで、いま国鉄部長がお答えになりましたけれども、何年先に到達し得るかというふうなことは見当がつかない

という状況、そして五十五年あたりまでは何とか大丈夫だろうと言うが、これもこれからの国鉄の人員整理などというのがかなり急速に進行しそうな、そういう計画がどんどん出されてゐる。そういうふうな状況の中で、甘い見通しだけでわれわれはどういふ安心できるところにはならぬわけでありまして、この点をもっとシビアに考えていただきたいわけでありまして、そこで過去勤務債務、そういう積み立てをやります。同じ公共企業体共済組合法の中で、ほかはそういう修正賦課方式による追加費用の積み立てというふうなものも、積み立ての残高においても、三公社ともかなり格段の差があつて、国鉄が一番よけい積み立ててゐる。積立残高もかなり大きな差をもつてほかの公社を凌駕してゐるわけでありまして、それでもなおもはや追いつかないところに来てゐる。そういうシビアな状況にあるわけですね。

そこで私も毎々主張してゐることですけれども、過去勤務債務の中で、本来国が持つべきものを持たない。新法切りかえのときにも、それ以前の、新法施行前の過去勤務債務というこの面も、整理資源として何も国がめんどうを見なかつた。そういうふうなものだけでも八百三十六億もある。さらに恩給公務員期間の吸収による増加額、恩給納付金は全部国のふところに入つて、公共企業体になつた国鉄には一文もそれが利用されない、そういうふうな面が九百四十一億あるし、さらに新法施行時の所要財源率改正による増加額というふうなものが二百五十三億もあるということだし、そのほか年金改定による増加額、これは年金改定が行われるというの職員にとつてはまさに予期せざるものであり、国の政策の失敗によるものが多いということだから、これだけでも五千五百二十億、これは、私の言つてゐる数字は四十九年度の三月末現在でありますから、五十年末になりまして、先ほどおっしゃつたように四千二百億になる数字でありますから、若干の差はあると思ひます。そのほか軍人期間を算入するとか、これも国鉄の場合に、公共企業体等軍人期間という

ものが何の関係がない。これはやはり国の問題として国庫サイドでめんどろを見ろということに興味しているわけですね。さらにまた満鉄等外地特殊法人の期間通算、こういうようなこと、こういうもの等によるものでも百億を超えている、こういうものもろもろの問題があるわけですね。こういうものについて、少なくとも国が当然負担すべきものというのとは仕分けができるわけだと思ふのです。過去勤務債務の中で、そういうものについてはやはり国が応分の助成なり負担なりというものをこの面で行うことが必要だ、こういうように考えるわけでありませう。

時間が余りありませんから一緒に伺つてしまひますが、そういうものが一つありますということ、さらに公共企業体の場合に、これは三公社いづれも同じでありますけれども、法律上のたてまは国の負担分として一五〇という規定がある。しかしながら現実の問題としては、事業主である国鉄なりあるいは電電公社なり専売公社が全部それを肩がわりして、国庫負担分も負担をしてゐる。こういうたてまになつてゐる。いまやそういうものについても、少なくとも厚生年金においても給付費の二〇％は国庫が負担をしてゐるのです。こういう状況にあるし、船員保険の場合は給付費の二五％も持つてゐる。そしてまた農林漁業団体共済組合あるいは私立学校共済等では、給付費のやはり一八％ずつを負担してゐる。さらに国民年金の場合には、保険料の二分の一を負担してゐるし、福祉年金では給付費の全額を負担してゐるという、こういう状況になつてゐる。公共企業体にその独立採算制を強い、あるいは企業性企業性と、黒字を出すように、赤字を出さないようにというふうな独立採算を強いておつて、そういうものを肩がわりさせてゐるということでは、もはや相済まぬ時代になつてゐるのではないかと、こう思ふわけでありませう。したがつて、少なくとも厚生年金並みぐらひには、二〇％ぐらひのものはやはり国が本来的に負担をす。まあ一五％というのが法律のたてまではあるけれども、厚生

年金並みぐらひの負担をしていくような方向を出さなければ、本来筋の通らぬ話ではないか、こういうことなんでありませう。

以上二つの問題点についてひとつ明確な答えをそろそろ、もう何回も繰り返してやつてやうなことです。それから、この辺でひとつ明確に、そういう方向に進むように、いい答弁を願ひたいと思ふわけですね。

○松下政府委員 御質問の、他の一般の年金制度におきまして、国、事業主、被用者、三者負担になつてゐるものについて、公共企業体についても同様、国と使用者と被用者と、この三者負担にすべきではないかという問題が二つに分かれておられます。一つは過去勤務債務の問題と、もう一つは、いわゆる国庫負担部分と言つておるところの問題をあわせて御指摘になつて存じます。

国鉄共済の場合のいまの過去勤務債務の処理についてでございませうけれども、先生よく御存じのとおり、新法の施行前に係りますところの過去勤務債務につきましても、いわば使用主、事業主としての公共企業体がこれを負担しておる。それから、新法施行後のいわゆる過去勤務債務につきましても、これは私もやはり三者構成でございませうと申し上げてゐるわけでございますけれども、いづゆる公経済の主体であるところの公共企業体、それから使用者の三者の構成になつておるといふのが現在の姿でございます。

〔委員長退席、山下(元)委員長代理着席〕これは単に公共企業体のみではございませう。地方公共団体につきましても、やはり公経済の主体としての立場から過去勤務債務の問題、それからいふ、いわゆる国で言いますところの国庫負担の問題については、それぞれの負担をいたしておるところでございます。私も、これも過去長きにわたりました問題の御指摘もいただき、また検討もしてまいつたのでございませうけれども、やはりいろいろの沿革的な事情から申しましても、また現在の制度のバランスという点から考えまし

ても、公経済の主体としての公共企業体の持つておる役割りというものを一概に否定してかかるわけにはまいらぬというふうな思ふわけでございます。それはやはり、元来国の行つておりました事業から分かれてスタートいたしました、公共性の高い事業でございまして、事業体はいろいろ法律上の権限も与えられ、法律上にあるいは事実的に独占的な形で事業を営んでおるもの、また、その事業を営んでまいります場合のいろいろの収入の決定の仕方などにつきましても、法律上その他のいろいろの要件の制約を受けておるもので、公的な活動をいたしておるわけでございます。

○国 国と一概に申すわけではございませうけれども、国の収入も狭く解しますればそれは一般会計の財源の収入ということになるかと思ひますけれども、さらに広く、国としての立場で事業を営んでおります場合の事業収入でありますとか、資産収入でありますとか、あるいは最近でありますれば公債発行の収入でありますとか、収入の態様にはいろいろのものがあろうと思ふわけでございます。いまの話題になりました公共企業体の収入も、一種の国として事業を営む立場で上げておられます収入でございませうから、その中で、その職場で働かれる方々の人件費なりあるいはこういう共済についての負担でありますとか過去勤務債務につきましても、そういう立場で負担をしていただくということ、それなりに理由があろうと存するわけでございます。

ただ、ただいま御指摘になりましたように、国鉄の財政にとりましてこの過去勤務債務なりあるいは一五％の負担部分なりというものが結果的に相当の負担になつておるといふことは、確かに事実であらうと存じますけれども、私もこれに對して、個別にこれは過去勤務債務の負担に對して一般会計に肩がわりをしてまいりますとかそういう形でなしに、国鉄全体の経営をいろいろな方法で国が助成すべきところは助成をいたしまして、それが総合された姿で国鉄の経営が力を持つことによりましてこの問題も解決を図つていくの

が本筋ではなからうか、そういう趣旨で、本年度の予算案におきましても国鉄に對しまして三千六百億近い国の種々の支出金を投入をいたしまして、この国鉄の財政の再建をいたそうということでいろいろ御審議をお願いいたしておるところでございますけれども、そういう方向でこの問題の解決を図つていくように私もよく努力をいたしたいと存じております。

○広瀬(秀)委員 どうもその公経済の主体であるということは、歴代主計局長が常にそのことを繰り返してちつとも前進がないわけですよ。しかし、考えてもらへませう。公共企業体で企業をやしながらその利益を上げていく、そういうような中からやはり年金が支払われていくような形というものは、本来社会保障の一環である年金制度というものは、年金制度なりあるいは社会保険というものは、これはやはり所得再配分という問題を基本に抱えたものなんです。そういうものと、企業体の経理の中でそれを全部賄ふせうというふうなものについては、おのずからやはり筋が違ふと思ふのです。そういう点も考へて、これはまあ大臣相手に長時間にわたつて論争しなければならぬ基本問題を含んでおりますので、時間もありませんからもうこれ以上言ひませんが、その点についてのいま私が申し上げたような点をさらに真剣に検討していただかないと、これはもう国鉄の財政と年金問題、特にその財源問題においてきつめて早急の間にピンチが来る、破綻が来るというふうなことを同時に指摘しながら、しかもこれは、公共企業体がいまのようなままだといつたら、やがて、電電公社ももう赤字に転落をしてゐるというふうな状況もありませう、何年か先にはいまだ人員構成が若い、したがつて年金受給者が少ないというふうな状況の中で、八対一ぐらひの割合である、国鉄のように二対一に對するといふような状況になつてくるのじゃないかと思ふわけ、非常に大きい問題を抱えてゐる問題ですから、これはやはり国庫負担というものについ

て真剣に考えていただきたい。少なくとも厚生年金並みぐらゐの給付額に対する国の負担というものは現ナマで支出をされるというような方向にやはりいかなければいかぬのだらうと思ひます。

時間がもう実は超過しちゃったようですから、遺族年金が今度若干の改正がありました。しかし、それはそれなりに意味のあることで、結構なことだけれども、先ほども申し上げた老齢化社会の中でいまひとり暮らしの老人世帯というのが六十万世帯、これは四十五年比で、わずか五年の間に五二%もふえている。それから、老夫婦のみの世帯が九十一万世帯、これもやはり四十五年対比で、五十年十二月現在で五三・六%の増、こういう割合でふえていっている。これは大変なふえ方ですよ。五年間に五割以上ふえているのです。こういう状況で考えると、遺族の人たちがひとり暮らしになるという場合が非常に多いと見なければならぬわけでありまして。そういうことを考えましても、いまの一律五〇%という形で遺族年金が半分になってしまふという点についてはもう少し、先進諸国では七〇%あるいは八〇%というようになるところまでいっておくところもあるわけですから、この点について将来改善する気持ちがあるかどうか、この点をお伺いしたいと思うのです。

○松下政府委員 本年度の改正案におきましては、遺族年金につきましては遺族年金を受けておられる方々の生活実態に着目をして、特に年金に対する依存度が高いと思われるところの高齢の方々あるいは子供を持っておられる方々に対して、それぞれ事情に応じて一定額の寡婦加算制度というべき制度を設けて改善を図ったところでございます。

遺族年金の問題につきましては、ただいま御指摘の支給率の改善について各方面からの意見もございまして私どもも検討いたしましたところでございまして、ただいま外国との比較も御指摘ございましてけれども、外国の制度とわが国の制度

を比較して考えますと、支給の率につきましては外国の方が高い例がいろいろございまして、また反面で支給の要件につきましては、わが国の場合遺族年金の支給資格は外国に比べればかなり広い範囲で認められておるというような問題がございまして。あるいはさらに、わが国の国民年金に對しまして被用者の妻の方が任意加入できるというようなこともございまして、実際の妻の年金上の位置づけというものは外国と比べても有利なところ、不利なところいろいろあるわけでございます。そういう状態でございますこと、定額の加算の場合には比較的所得の低い方々に対してそれが有利に働く、定率の場合でございますと所得が高い方が額としては余計の額を受け取られるわけでございますけれども、定額の場合比較的低い方に対して刻き目が大きいというような問題。さらに、率を改定いたしますと、それはわが国の公的年金制度全体を通ずる制度の根幹的な問題に触れてまいるわけでございます。また、財源率に対する影響も相当大きくなるものと考えられますので、ただいまの問題につきましては本年度のような改正によりまして、本当に必要とされておられる方々に対して手厚く配慮をするという形を考えたわけでございます。

御指摘の基本的な問題につきましては、今後いろいろな場所でも公的年金全体を通ずる根本の問題を議論されることにならうと思ひますけれども、恐らくそういう根本的な意味での、相当の規模での検討、調査ということが前提となつてまいることであらうと思つております。

○広瀬(秀)委員 時間がありませんから簡潔にあらとを飛ばしながら伺ひますが、老齢年金に對する所得税の所得控除は現在七十八万円ということになっておりますが、これなどもまだまだ低いように考えます。この点については六十五歳以上の年金受給者という制限が一つあります。それで控除額が七十八万円、こういうことになっておりますけれども、これをさらに六十歳ぐらゐまで適用年齢を下げなさいということ、さらに共済年金の場合

合におきましてもあるいはその他の公的年金の場合におきましても、非常に高額のものには別にしまして、少なくとも共済年金の現在の平均的な支給額のものには非課税になるというようなことにしなればいけないだらうという、まあ平均という言い方ではこれはカバーできないかもしれません。現行より少なくとも控除率を大幅に引き上げる、そして特別な高額年金受給者というものを除いては年金非課税というものが実現するようになつてほしいということ、これは要望だけにとどめておきます。

それからもう一つは、最後に短期給付の問題で、最近民間企業の健康保険組合等において、労使の労働協約によつて労使の折半負担ということが七、三の割合で、労働者側三割、使用者側七割負担をする。現在のたてまえはフイティー・フイティーであるけれども、それをそういうことに労働協約で決めていこうという企業がもうすでに三割から四割に達しているだらうと思ふのです。私、そういう数字を拜見した記憶があるのですけれども、そういう状況の中で依然としてこの共済組合がその面においても折半方式というのはいささか時代おくれだらうと思ふ。だから、そういう面についても世界的な傾向も取り入れながら、世界的にはやはりそういうところが非常に多いわけでありまして。日本でもそういうものがもう四割ぐらゐに到達しているのじやないかと思ひます。五分五分から七、三あるいは六、四というところになっていっているところがある。四割程度にはなつていって記憶いたしております。これは正確な数字は留保しますが、そういう状況にある。こういう点についても、折半方式をさらにそういう点で組合員の労働者側の負担を軽減する考え、そういうものに向かつて努力する意思があるかどうか、そのことだけを最後に伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○松下政府委員 わが国の社会保険制度におきましては、種々の制度を通じて労使折半負担というものが原則となつておるわけでございます。

○山下(元)委員長代理 山田趾目君。一、二点伺つておきます。

○山田(趾)委員 時間がございませんで、簡単にいま、広瀬委員の前半の質疑の中心は、最近老齢化が非常に進んで年金受給者がふえてきた。それが、国家公務員、地方公務員、それから公共企業体等の受給者と組合員比率が述べられましたが、膨大なものになった。このまゝいままですと、日本のいまの保険システムによる年金、共済制度というのは必ずどこかにぶち当たる、こういうことがお互いの質疑、答弁の中で明らかになつております。

政治というものは、行き当たるまで行き当たらせて解決策を見つけて出す、今日の国鉄経営にもそれが指摘できるのですけれども、それはとるべき

策ではない。やはり将来の方向にそういう問題点が指摘できるのなら、いまから、気づいたときから具体的な対策、検討に入る。もちろん関係各省も検討なさっているんだと私は思いますけれども、そこで、いまのような議論で終わらしたのでは私は意味がないと思う。少なくともこうした議論を受けて、大蔵省が主管省として、国家公務員年金、当面この委員会でもできる公企体年金、こういう問題の将来方向を具体的に検討する機関をつくる、そして各般の意見を集めて問題を安定させていくような具体策を示す、そういう段階に入る時期だと私は思います。私たちも、こういう議論をするんですから責任を持ってその機関の構成に入りたと思う。もっと進めて言えば、この大蔵委員会に共済年金の問題を検討する小委員会、こういうものを設置してでも積極的に将来に向けての解決策を明示する責任があると私は思います。

将来、これからの政治も、三木さんの内閣の言い方ではないし、全体がそうだと言われているのですけれども、これからの安定経済の中ではどうしても福祉国家へ衣がえしていかなければならない。福祉国家とは何ですか。社会保障なんですよ。そういう社会保障の中に共済年金というものは位置づけられておるのですから、そういう国家の政策目的を達成するためにも、当面直面をしておるこういう年金の非常に困難な状態をもあわせて加味するならば、当然この大蔵委員会に小委員会を設置をして、この問題を各般から検討していく、そういう一つの決意を大蔵省はお持ちなのかどうか、答弁していただきたいと思ひます。

○松下政府委員 たいだいま御指摘になりました、老齢化社会を迎えた将来を見通して年金、共済の制度についてしっかりした検討を行うべきではないかという御趣旨につきましては、私もそのとおりでございますし、その必要は非常に強いものだというふうに思っております。ただ、これは共済の問題に限って申し上げますと、たいだいま国家公務員共済組合審議会がございまして、そこで懇談会を設置せられてまして専門家がお集まりにな

り、使用者の代表、組合側の代表の方も参加をされまして、共済制度の基本に関する種々の問題につきまして、昨年来非常に御熱心に御審議をいただいておりますのでございます。しかし共済の問題は、御指摘もございましたように共済の問題だけで解決ができるものではございませんで、やはり他の公的な年金制度全体のあり方の中でどういうふうに位置づけをしていくかということになってまいりまして、他の公的年金制度ということになりますと、それは大方は厚生省が所管いたしておりますところの各種の年金がその大宗をなすかと思っております。

それで、これらの年金問題全体を検討していただく場といたしましては、現在、社会保障制度審議会もございまして、御審議をいただいておりますところでございます。また、そのほか厚生省当局におきましても、各種年金共通の将来問題に対する勉強は、省の中においていわばプロジェクトチーム的に外部の専門家の方々、学識者の方々の御意見も伺いながらいろいろやってまいりたいという希望を持っておりますのでございます。

そういうことでございますので、共済の問題、各種の公的年金制度全体を通します問題、それぞれの現在ございまして審議の場におきまして、私どもこれから非常に内容の充実した御討議が必ずいただけるものと思っておりますし、また私ども自身も、それから関係各省に対しまして、そういう審議に十分協力を申し上げながら、将来の公的年金制度の本当のあり姿はどうかというものであるかという点については真剣に検討を重ねてまいりたい、そういうふうに思っております。

○山田(社)委員 私は、松下さんがおっしゃっているような答弁は三年前にも聞いたことがあるんです。それは、あなた方はその問題の責任者ですから絶えず御努力いただいているはずだと私は思っているんですよ。それがなぜ今日までの状態か。恐らく来年の本委員会でも同じ答弁をまたなさると私は思う。そして問題が転がっていつて、行き着くところまで行き着いたらさでどうす

るかということになるのが、いままでのいわゆる国民生活に非常にかかわり合いの深いこの種の問題の国会における処理の仕方であつたと思うのです。そういう状態ではいけないと私は思う。時代が違ひますから。少なくとも解決できる方向の機関設置を行つていきたい。あなたのおっしゃっているように共済組合審議会、そしてまたたがるところが大蔵省あり、運輸省あり、厚生省あり、農林省あり、ずっと文部省もある。年金は九つに分離されておりますから、全般にかかわり合いがあらりますから、そういうものを将来統一的にどう結合させるかというの、私はその問題はまた別に考えていきたいが、大蔵省所管にかかわるこうした年金の問題が一番行き着いてきておるのですから、当面やはりこの委員会ですういう方向を考えたい。きょう、ここで、じゃこうしまし

ようという結論は出ませんから、私は、この問題についてはひとつ具体的な方策を検討しておいていただきたいと思う。しかも、この年金問題を審議する時間はきょう全部で二時間しかないのですよ。この二時間の論議でこの委員会が具体的な方策が決まるとは思ひませんから、私どもも努力いたしますから、あなた方もひとつ今後の折衝の過程で努力してください。将来の具体策についてどうしたらいいか、どういう機関を設置したらいいかということを含めて協議して決めていきたいと思ひますから、そのように御判断をいただきたいと思ひます。時間がありませんから、返答が非常に長いので、これはイエスカノーだけで結構です。

○松下政府委員 当委員会におかれましてどういう御審議の方向が出来ますか、その委員会におかれましてところのお話し合いなり結論なり、私どもも十分尊重してまいりたいと思ひます。

○山田(社)委員 ほかの委員の時間に食い込んで恐縮なんです、もう一つだけ。非常に細かい問題ですが、一つは去年出しました附帯決議の第五項、退職手当法五条の二にかかわること、公企体の退職金を三割減らしており

ます。それは、国家公務員共済組合の基礎俸給の策定、それと公企体の基礎俸給の策定の相違からそういうふうな差がつけられてきたのが、退職手当法五条の二の問題でありました。しかしこの点につきましては、公務員は三十九年間の平均を基礎俸給にいたしております。しかし最近ではこれが一年平均になり、そして特に全部がそうだと私申しませんけれども、三月三十一日退職を四月一日付の退職にいたしますと、当該年度のベースアップ、これが全部加算をされていきますから、基礎俸給は上がってまいります。そういうことになりまので、これだけの三割の差をつけておくいはななくなつた、こういうことを私は理解いたしておりますし、先般の質疑でもこの点は明らかになっております。検討するということでは附帯決議に入れてございまして、いまだ具体的なになっておりません。そこできょうは、この質問はいたしません。これはことしの附帯決議にまた出しますで、五項目の検討については、これも別途折衝の段階で片づけていきたいと思ひます。それは、だから答弁は要りません。

もう一つは、今回の法改正で、組合員が退職しまして以後の短期関係の給付に係る任意継続が一年を二年にされております。

〔山下(元)委員長代理退席、委員長着席〕
いままではこの任意加入につきましては、退職してなお所属の共済組合に短期給付、病気になるたとき医者にかかされる権利を継承していくわけですが、この場合の掛金がいままでは退職したときの基礎俸給に負担割合を掛けまして、その掛金額と経営者なり国が負つておる負担金、この合計額をまあ掛金として取り上げていた。ところが共済組合の長期、短期の掛金というのは自分がいまもらつておる賃金、これを基礎俸給としてこれに割合を掛けて掛金を納める、こういうこととなつておるわけですね。それが退職をいたしますと、大体基礎俸給の百分の六十、六十三、六十五、六十七、七十と上がってきたところもございまして、大体年金割合はその程度しか最高額でもらえませんが、

といたしますと、どうしても基礎俸給となるべき年金受給額は下がってくるわけです。下がってきますので退職前の高い掛金と負担割合の合算額を掛金として取り上げるということは、私は共済組合のあり方として許せない。前回も指摘をしたんでありますが、今回はこの制度を二年に延ばして、全組合員の平均の掛金、そうして平均の負担額、これの合算を上回らない、こういうふうな改正になっております。そういたしますと、国家公務員の平均賃金が、いま私幾らかわかりませんが、大体十五万と想定をいたします。公企業の諸君の基礎俸給となるべきベース平均は十五万六千円と想定をいたします。これに対して掛金率を掛けて掛金を納めてもらっていたのですが、退職して年金をもらいますと、高いところでこの百分の七十、低いところで百分の六十と想定をいたしますと、その人の年金受給額は一月十二万ないしは十万ないしは八万となつてきます。これをもって生活していくのです。ところが納める掛金は、退職前の掛金あるいは現在の職員の平均の割合ということになりますと、十五万なりあるいは十五万六千円なりということになるので、それは余分に掛金を取ることになる。こういうことを共済組合はしてはいけないと私は思うのです。この任意継続というものは、おれは元気でまめなとき一生懸命掛金を掛けてきて退職した。おれは今まで一週も病院にかかったことない。にもかかわらず、退職して最近足腰が痛い、医者にかかるようになった。そのときには共済組合の、おれはおまへたちより高い掛金を掛けて短期にめんどうを見てもらっているんだ、こういうやり方は私はいけないと思う。だから、どうかこの掛金は、二年間に延長させていただいて私もありがたいと思うが、この掛金はもらつておる年金に掛け率を掛けていただきたい。それで生活をのぞくのですから、もらつておる年金受給額に掛金率を掛けてそれを本人の掛金にしていただく、私はこれが最も整合性のあるやり方だと思います。合法的だ。そういう方向でひとつ御検討いただくということは

できないか、できるのか、その点を答えていただきたい。

○松下政府委員 本年の任意継続組合員制度の改正につきましても、私も任意継続制度がせっかくあります以上、なるべく多くの退職者の方が積極的にこの制度を活用されることができるよう内容のものにしたいという気持ちで考えたものでございます。

ただいま御指摘の掛金につきましても、私も昨年までの方式を改めまして、いま御指摘のありましたような平均的な水準を基礎といたしまして、その本人の掛金率と国の負担率と合わせたものを原則として決めて考えてまいりました。どうかというふうに考えましたことは、一つは御本人の負担能力を考えると同時に、やはりいま一つには保険の財政のことも考えてまいらなければならぬ。やはり退職者の方が任意継続の制度を御利用になっていただくことはまことに結構なことだと思つておられます。仮にそのために現在の保険財政がやや苦しくなる、あるいは一般の被保険者の方々の掛金率に影響があるということでも、制度の趣旨から考えましていいかということでも、財政の問題と負担軽減の問題と両方ばかりにかけながら見当をつけてまいりましたものでござい

ます。ただ、先生のおっしゃいます本人の退職後の負担能力についてさらに一層検討をすべきではないかと存じます。そのものはごもっともなお考えと存じますので、私もそういう原則的な考え方は考え方をいたしまして、あるいはまた、組合の負担能力等も考えて、特定の場合に負担軽減の措置を講じていくことができないかどうかという方向で検討したいと存じます。

○山田(社)委員 御検討いただくことなんです、検討してください。ただ私が申しますのは、大体三十年も四十年も掛金を掛けて、そうしてそのころは病気に余りならなかった、そうしてやめて病気になる機会が多くなった、向こう二年間はどうかひとつ共済に残つて、病気になる

き治療を受けていただけてやってくさいというその考え方が本当の共済の精神だと思ふのだが、少し余分に銭を取るぞ、そうしたらおまえ残れ、こういう言い方というのは社会保険、共済制度の精神ではないと私は言うのです。だから、特にあの中にある全組合員の平均の掛金、これを納めてくれ、あるいはそれ以下にとどめるぞ、それはそのあたりでどういう行政措置をなさるか、わかりませんけれども、経営者が納めていた負担割合まで掛けていく——せめて二年間ぐらいは残つて病気のときにはかかつてくれというときには、経営者が払う、国が払った負担分ぐらひは免除してやる、こういうことが共済制度としては当然じゃないか。私はそこあたりもひとつ腹に入

れて検討していただきたい、そういうことをお願いするから、よろしくお願いいたします。

○田中委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 時間が無いということなので、できるだけ簡潔に四点ばかり伺いたいと思ひます。

今回の共済年金の改正は恩給法の改定に基づくものでございすけれども、従来の一律方式といひますか、こういう方式から一応上層下層方式に改善をされていくとか、また、いろいろ問題点はありますけれども遺族年金に寡婦年金制度が創設されたとか、これはまだまだ十分なものではございせんけれども、こういう点については私も一定の改善も行われているというふうに見えてい

います。しかし、いま問題になっておりました年金財政の問題は、これは今後相当重大な問題になつていくのではないかと。特に総収入に対する給付の割合というものを考えてみますと、昭和三十五年度では、掛金と負担金など総収入に対して給付の額の割合は一二％であつたけれども、四十九年度では三七％、五十年の見込みでは四五％、五十一年度では五三％にもなるうとしてゐる。一方、組合

員の年齢構成も、昭和四十八年現在の数字ですけれども、国公共共済組合連合会加入組合員全体のうちで四十歳以上が四二％を占めておる。こういう点から、こういう人たちが早晩年金受給者になるということとはつきりしているわけですし、実際にこのような年金財政が困難になつていくという現状の中で、事実年金受給者がふえていくという点から、この財源問題、具体的にどう解決されようとしているのか。まずその点を最初にお伺ひしたいと思ひます。

○松下政府委員 年金の将来の成熟に備へまして、各人の将来の年金給付に必要な財源をあらかじめ積み立てておくという方式が、御承知の積立方式でございす。現在国家公務員の共済組合におきましては完全な積立方式ではございせんが、負担力を考えまして、完全な積立をするに必要なる平準保険料を相当下回る水準の保険料にとどめておりますけれども、考え方としては、現行の修正積立方式はやはり将来の年金成熟化に備へてあらかじめ所要の積み立てをやっていくという基本の考え方ではございす。この方式を基礎にいたしまして将来対策、将来設計というものを経済再計算の都度考えてまいりたいと思ひます。

○小林(政)委員 やはり国の負担割合というものを本当にここでふやしていくという方向で検討していかなければこの問題は解決できないのじゃないか。具体的には、いまですらうかがひがいろいろと出てきてゐる。一つには、連合会が福祉事業計画といふものを立ててゐますけれども、その中身は保健経理とか医療経理とか宿泊経理とか物資経理とか、こういう四つの経理部門に分かれていて、そして具体的には、これは四十九年度の数字では四百九十九億一千三百万からの事業計画といふものを持つてゐるわけですが、しかし、現に組合員から住宅の貸付資金など非常に希望が多くあらわれてきていて、そして五十一年度では約六百五十億円の貸付希望が出てゐるわけですが、これに対して連合会の事業計画では三百六十

八億、約半分近くしか住宅資金の貸し付けという問題については計上していない。一つ一つ例を挙げればいろいろありますけれども、いま住宅を一つ例に挙げれば、こういう実態から見ても、組合員の切実な貸付要求というものがこれから一体どう対応していくかというのがある。自分たちの積み立てた金を自分たちが、住宅をつくることか、必要に応じて借りたいというのは当然のことだと思ふのです。こういう点から、これにどのように対応されていくかというのがある、お伺いをしたいと思います。

○松下政府委員 ただいまの御質問の前段は、現在の一五%の国庫負担の率につきまして、これを引き上げるべきではないかという御指摘であると存じます。後段は、長期の資産運用におきます貸付金の充実についてであると存じますので、順にお答えを申し上げます。

〔委員長退席、森(美)委員長代理着席〕

前段の、共済に対します国庫負担一五%の率は、他の公的年金制度との比較におきましては、厚生年金に對します二〇%の国庫負担の率との比較で考えをいたしたくが、一番適当ではなからうかと思ふのでございます。ただいまの国家公務員共済組合の年金の平均給付の高さと申しますものは、いまの厚生年金の平均の給付の高さと比較いたしますと、共済の方がかなり高い状態でございます。例を申し上げますれば、今回の改正後の姿で申し上げまして、共済組合の五十一年度新規裁定の平均年金額は十一万七千七百円というふうに予想されるところでございますが、一方、厚生年金の今回御審議をいたしております改正案が成立したといたしました場合の水準が九万三千九百九十二円でございます。したがって、両方の年金の間にはかなりの開きが水準であるわけでございますけれども、そのほかに、国家公務員の場合には御承知のように五十五歳から支給開始いたしまして、厚生年金の場合に比較いたしまして五年間支給年限が長くなっております。こういう要素を加味いたしますと、共済の水準を一〇〇といたし

ますと厚生年金の水準は約七割程度になっておるわけでございます。現在の厚生年金の国庫負担二〇%でございますけれども、その水準の差を考えますと実際には一人頭で考えますと……(小林(政)委員「できるだけ簡潔に、時間がないうので」から)「と呼ぶ」二〇%の七割、約一四%程度というところでこの間がバランスのとれた形になっておるわけでございます。

次に、貸付経理の問題でございますけれども、四十九年度末の決算におきます貸付金の残高は二千八百二十六億に達しております……

○森(美)委員長代理 簡潔に答えてください。

○松下政府委員 私どもも今後とも、組合員の御要望の強い点でございますので、これの充実について配慮してまいりたいと思っております。

○小林(政)委員 連合会の資金運用、いま証券に投資したり、そのほか資金運用部も入っておりますが、貸付信託などにも相当の金を融資していただきます、こういうものをもっと事業計画の中で組合員に相当大幅に貸し付けその他の枠を広げていく。そして、具体的には大企業向けに融資されているこういうものは縮小していく、割合を減らしていく。福祉事業というものにもっと、事業計画の中で一般の組合員の期待にこたえたいとい

ますか、要望にこたえようとするものにしていくことが当然じゃないか。そういうことも検討されていく余地が実際にあるのかないのか、この点をもう一回明確に聞きたいと思ひます。

それから、時間がなくなってきましたのでもう一つ。結局は、現行のような財源の積立方式をとって続けている限り、年金改定に応じて掛金もこれから上げていくという方向が出てくるというところを危惧するわけです。

現在組合員の給付水準は非常に高いというお話がありましたが、掛金の水準も非常に高いのです。実際には国公の組合で、長期と短期両方合わせますと、組合員一人当たり平均約十萬円の掛金になっているのです。これはもう限度を超えていないですか。もう負担の限度だ。こういう

ことを考えますと、掛金に求めるということではなくなつて、国庫負担を実際にはふやしていくというものがなければ、この矛盾と現在のこういう財政の状況の根本的解決ということにはならないと思ひます。この点について、ひとつ明確にしかも簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

○松下政府委員 御質問の前段の共済組合の資金の運用について、組合員の意向を十分反映さすべきではないかという点でございますが、現在共済組合の資金運用につきましては、各共済組合にはそれぞれ運営審議会がございまして、また国家公務員共済組合連合会におきましては運営協議会と評議員会とがございまして、いずれもこれは経営側、経営側といふのは言葉が悪うございますが、主管者側と組合員側の双方から代表が出席して十分協議をいたしまして決定をするということになっております。また、その場合の主管者側なり組合員代表なりの人選につきましても、各省庁におきまして不公平がないように十分努力をしておるわけでございまして、したがって、御質問の組合員の意向を反映するような運営をやっておるかという点につきましては、そういう制度のもとにおきまして各団体が努力をしておるところでございます。

それから、後段の国庫負担をふやす問題でございますけれども、現在の国庫負担の水準は、日本の場合、公的年金の制度全体を通じて、国際的に考えてみますと相当の低い水準になっております。将来、年金制度が成熟いたしました場合を考えますと、全体的な年金に對しますところの負担の割合といふものも、全体としては給付を維持してまいるためにはある程度上がっていくかなければならないという状態でございます。ただ、私どもは、いまの資産運用等につきまして十分努力をいたしまして、そういう意味での負担が急激に過大にならないように十分運営に努めてまいりたいと思っております。

○小林(政)委員 大変時間がないので、聞いていただくに率直にお答えいただきたいのです。

私が聞いたのは、現在の負担割合がもう限度ではないかということについてどう思ふのかということ、また運営協議会とか評議員会で民主的に決めているとか言っていますけれども、ここにその問題があるから私は言っているのだ、そういう内容についてということであれば、私どももいろいろと言いたいことはあるのです。だけれども、やはりもっと組合員の人たちの意向というものも、住宅の例一つ挙げてもわかるように、こういう事態に至るところに出てくるから、こういう問題については、もっと運営の民主化はもう願つて同時に、十分意向を尊重して、こういったものに割合をふやしていくべきではないか、こういう点を簡潔に、具体的な答弁をしてもらわないと、時間がなくてこちらも大変困つておりますので、こういう点は委員長からもひとつ御注意願ひたいと思ひます。

○森(美)委員長代理 答弁は簡潔にお願いいたします。

○小林(政)委員 その点だけ指摘をしておきたいと思ひます。

それから、次に遺族年金の問題について、今回の改正によって扶養加算あるいは寡婦加算ということ、六十歳以上の寡婦の場合には年額が二万四千円新たに給付される、あるいは子供二人の場合には幾らという形で、新たにこういう制度が設けられましたけれども、私はこれが、日本で批准したILO百二号との関係で、ILOの場合には夫の生前の所得の四〇%ということになっているのです。これが具体的に年金で計算すると、ではどのぐらいになるのかという点について、ひとつお伺いをしたいと思ひます。

○松下政府委員 遺族年金の水準につきまして、ILOに言いますところの百分の三十、百分の四十との関係でございます。

数字でお答えを申し上げますと、例でございますが、五年間勤務して死亡された方の寡婦が二人の子供をお持ちの場合、ILO百二号条約に言う

ところの従来の勤勞所得の百分の三十というものととの関係について申し上げますと、この方の場合には、平均的なケースで、夫の俸給が年間九十二万七千六百円という想定でございます。この場合の年金額は、最低保障が働きますために、今回の寡婦加算等を入れて四十九万二千円というところでございまして、その割合は五三％になっております。

○小林(政)委員 平均の支給がいま四十九万円です。私は四十九年度の数字しか持っておりませんけれども、新しいのは、寡婦加算や何かは今回の制度で、まだこれは計算もしていないでしょうからわかりませんが、四十九年度の遺族年金額は、国公共済組合で平均で年額三十七万四千八百十六円。そうしますと、これは月額三万幾らですよ。そして公共企業体の場合でも三十一万五千六百八十三円という、これも月額二万六千三百六十六円。実際にこのような年金額で、一家の支柱を失った遺族が、事実上家計をどう維持していくかという点で、これは決めたのは一番最低の基準を決めているのであって、諸外国などではさらにそれを上回っています。たとえばアメリカの場合には、夫の基本給に比べて、六十歳以上の寡婦の年齢の場合には、たしか八一％あるいはドイツの場合には、夫の年金支給額がほぼ全額寡婦に渡されている、こういう実情も出てきているわけです。

私は、日本が、いま五割ということにして、そして寡婦加算とか扶養加算とか、こういうものでもって補助をしているわけですから、むしろ基本の、夫の年金の五割から七割なり八割なりにはやはりしていくことが当然のことじやないか、このように思いますし、また厚生大臣も、予算要求等についてもこれらの意見を強く出していただければ、今回五割ということでは、あと補足的な手段で寡婦加算とか、あるいは扶養加算というように若干の上積みがされ

ていますけれども、当然これは五割からさらにもつと引き上げていくべきではないかと私はこのように考えますけれども、見解を伺いたいと思います、今後の方向についても。

○松下政府委員 遺族年金の支給率の問題は、日本の場合、公的年金全部を通じて調整をしております。したがって、この支給率について調整を行うということは、年金全部につきまして財源上も相当の影響のある問題でございます。また日本の場合、遺族年金の率につきましては、大正十二年の恩給法改正以来五割ということで制度がつくられておりますけれども、確かに御指摘のように、外国の場合それらの率を上回って支給をいたしております国もいろいろございます。

ただ、この場合に私どもとして注意せざるを得ませんのは、一つはそういう高い支給率をつくりましたときに、果たして掛金の負担の方は一方どうなっていくであろうかということでございますし、いま一つは、外国の年金制度をまたはいくつか検討いたしますと、なかなか支給要件の方ではいろいろの制約がございまして、たとえば何年以上結婚生活を送った寡婦でなければ年金の受給資格がないとか、あるいは主人が相当長い年数勤務をしなれば遺族の方に年金が得られないというように、支給率の問題とやらはらの支給要件の問題がいりうろたえるわけでございます。わが国のいまの遺族年金の問題につきまして、私どもも将来の物価、生活費等の上昇に際しまして、遺族の年金につきまして適切な改善を考へるということとは当然といたしまして、私どもがいまそれらの制度としての問題を抜きにいたしまして率の改善の問題をまず取り上げるといことはなかなかむずかしい問題であろうと存するわけでございます。

○小林(政)委員 非常にやはり答弁そのものが私は不満ですね。本当にできるなら、できないならできないという点、もっと明確にきちんとさしていただきたいのです。それで事実、老後の生活保障の問題がどんなに深刻であるかというところで、今後の年金制度の重要性という問題が

先ほど来各委員の中からも意見が出ました。私も全くそのとおりだと思うのです。まして、寡婦の場合の生活という問題がいまどんなに深刻な状態になっているか、そしてまた六十歳以上で配偶者を亡くした男子の場合は、これは年間の統計ですけれども八十三万人いるとされているのです。

ね。あるいはまた婦人の場合は三百四十四万人、非常に夫を失った婦人の方が多いのです。いわゆる寡婦というものが圧倒的に多くなっている、こういう数字が出てきているし、また平均寿命その他を見ても、婦人の場合はそういう点では非常に年齢も高くなっている。こういうことを考えますと、夫を失って、そして年金でもって生活を続けていかなければならない、こういう寡婦の生活状況というものを本当にもつと遺族年金の点についても深刻に考えていかなければならないと思うのです。私は、いまの五〇％でいいのだなというふうなところを、私どもも、もつとこれを引き上げていくということを真剣にやはり検討してもらわなければ困ると思います。こういう点について、これは、時間がもうなくなりましたので御答弁いただいても、納得のいくような答弁が得られるなら答弁してもらいたいと思うのです。

○松下政府委員 遺族年金の問題に関連いたしまして、ただいまの寡婦の生活の実態という点は実は本年の改正でもいろいろと考へた点でございます。本年の改正で設けました寡婦加算制度は、子供二人お持ちの寡婦につきまして年額六万円の加算をいたそうということでございますけれども、六万円の加算をいたしますと、厚生年金の場合でございまして、平均的な遺族年金の受給者について見ますれば、夫の生前所得の約七割程度の給付に相なるわけでございます。定額の加算でございしますから、平均以下の年金をお受けの寡婦にとつてみれば、さらに大きな改善になっているわけでございます。そういうふうな私どもも、一律の率の問題としてでなく、今回は生活の実態に合わせまして、子供さんの数なり寡婦の方の年齢なりと

いうものに応じた額で、必要に応じたという方向での改善を行った次第でございます。

○小林(政)委員 政務次官にお伺いいたします。遺族年金の場合は、先ほど来から質疑を行っておりますとおり、すでに諸外国の中でも、イギリス、イタリアなども、夫の年金支給のほとんど全額支給、これがすでに実現をいたしておりますし、わが国の場合にはいま五〇％ということでございますけれども、これを今後やはり引き上げてほしいという要望が、国民の中から、また事実受給者の中からもきわめて強い要求となつて出ておりますけれども、この問題についての御検討を今後どのように検討していただけるのか、検討の余地がないとおっしゃるのか、具体的に積極的に検討していくというのか、お答えをいただきたいと思うのです。

○唐沢政府委員 きょう先ほどから伺っておりますと、年金が非常に重要であるというお話がございました。

〔森(美)委員長代理退席、委員長着席〕

社会保障と申しますと、掃りかから墓場までということでずっと全部必要なわけでございますが、終わりよければすべてよしということではないけれども、やはり老後の保障ということが一番重要である。そういう意味で老人福祉というものが非常に重要であるということは、もう諸先生御指摘のとおりでございます。その際やはり年金が老後の生活設計の基本であるということでも重要であるということもよくわかっております。また、いま小林先生が女性の立場から、遺族年金について支給率を五〇％と言わず、もっと高めるといってお話でございます。先ほど主計局次長が再々申し上げておりますように、本年は寡婦加算制度を設けまして、その改善に現実第一歩を踏み出したわけでございます。

ところで、その遺族年金の支給率につきましては公的年金制度共通の問題でございまして、国民年金におきます妻の任意加入制度というものもあるわけでございます。これとも関連をいたしま

す。また遺族の範囲の調整等解決すべき問題もあるし、また、先ほどから問題になっております財源率に対する影響ということもやはり財政当局では考えなければならぬわけでございます。しかし先生からもいふ非常に強い御要望がございましたので、今後とも一層慎重に検討してまいらる必要がある、かように考えております。

○小林政委員 それではいま時間がもうぎりぎりだということはお話ございましたので、私はこの問題について、まだ短期給付についての問題点もいろいろお聞きしたかったわけですが、それだけでも……

○田中委員長 質問は制約しませんよ。

○小林政委員 しかし時間が無いということでありまして、それでは一応改めてまた質問をいたしたいと思ひます。

○田中委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 ただいま議題となっておりますこの二法案につきまして、今回の改正では、遺族年金あるいは障害年金の通算制度の創設、こういった問題等につきましては、いまだ主張されたことを相当盛り込んで大分前進している、そのように私も評価するわけです。

しかしながら、この法案を提出されるまでに、いわゆる国共審議会の答申が出ておりますが、一応評価しながら、やはり公務員の、あるいは公企業職員の置かれていた特殊な立場といったものを勘案して、特にこの制度が企業福祉ないしは企業内福祉に当たる分野、こういう制度の基本的な違いということに立脚して、いままでの改正のようには、恩給法並びに年金といった制度と見比べてその均衡を図っていくこと、私はこれは重大なことだと思ふんですね。しかしながら、そういうことだけではなくて、独自に自主的に考えていかなければならない点が抜けているという点を答申の中で指摘しているわけですね。この点に対して、この答申を受けられてこの法案を提出されたわけでありまして、当局としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、基本的にお伺

いしたい。

○松下政府委員 今回の共済法の改正に当たりまして、恩給との関係あるいは厚生年金法あるいは健康法の改正とそれと関連があります事項がいろいろございまして、あるいは御指摘のように、恩給より厚生年金の改正をそのまゝ共済のベースに引き直したものがわりあいに多くて、共済独自の改正が少くないではないかという、いまの御意見であらうと存じます。

共済制度は、基本的には厚生年金制度、それから健康保険制度というものの代行をいたす役割に持っておりまして、同時に、その分だけにとどまりませんで、公務員という特定の一つの職域の中で、一般の基本的な年金の制度の上にある種の企業年金的な上積みをした部分もあろう、また企業の場合に企業主が実施しますところの各種の福利厚生事業的なものを、また共済内部で代行の代行に行つておるといふ点もあるというふうな理解をしております。したがって、改正の方向といたしましては、御指摘のように、共済制度独自のいろいろな問題も当然考えざるを得ないわけでございます。そういうふうな努力もしてきただころでございます。

ただ、最初に申し上げましたように、他の公的年金との関連もございまして、たとえば先ほど来御議論にいたしました任意継続組合の問題でございますとか、あるいは通算遺族年金の新設問題でありますとか、障害年金の通算等の問題につきましても、でさう上がりました姿は他の制度と共通でございますけれども、むしろ共済の制度の中におけるそれらの問題に対する要望なり議論なりというものが一つのきっかけになりまして、そういう公的な年金制度を通じるところの改正の実現が行われた、これはすべて共済が原動力であるというふうな幅の広いことを申し上げるつもりはございませんけれども、それが少なくとも共済の議論が一つの口火を切ったきっかけになったという点があらうと思ひます。

そういうことでございますが、なお、ただいま

国家公務員共済組合審議会におきましては、先ほども申し上げましたように、昭和四十九年以来、共済制度の根本に触れた検討をやらうということ、懇談会を相当頻りに開催をいたしまして、共済制度のあるべき姿はどうか、またどこに当面の問題があるかという重要な事項を取り上げて御議論もいただいておりますのでございます。一つには、そういう根本の御議論が別にございまして、そのほか、今回の改正では、それらの根本問題は、その場での議論がさらに煮詰まるのを待たないという点もないわけではございません。いずれにしても、御指摘のような精神で今後も運営に努めたいと思つております。

○広沢委員 それで、今回の改正を見ましても、たとえば国家公務員の場合の改正点は、趣旨説明にありましたように、大きく分けて十点に分かれていたわけですが、二点は恩給法の改正、それから七点は今回の厚生年金法の改正、あと一点は給与法の改正、こういう前例にならうと整理したという形になつていくわけですね。ですから、恐らくその答申もそういうような技術的というか独自の体制というものがおくれられていることを指摘しているものと思ふのですが、その点については早急に検討されるように要望しておきたいと思ひます。

そこで、きょうは時間の関係もありますし、先ほどもお話がありましたけれども、遺族年金にしばって簡単に伺つておきたいと思ふのです。それは、まず趣旨説明にありました項目の第四項目に、公務によらない障害年金あるいは障害一時金及び遺族年金の受給資格期間については、組合員となつて一年以上とされている、これを、要する期間が一年以上となる、これは、受給資格期間を満したものとみなす、とあります。しかしながら、厚生年金の場合はこれが六カ月になつていくわけですね。この違いはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか。

○松下政府委員 ただいま御質問の共済の障害あるいは障害年金の受給資格期間でございますけれども、これは先生御承知のように、厚生年金、国民年金というものと横並びを考えます場合に、実は国民年金の一年という方に連動してあるわけでございます。これにはまたいろいろと制度の沿革自体からの問題がございまして、まあちよつとよその話でございまして、たとえば公企業共済組合の障害年金の場合は、資格期間が現在二年であるというふうなこともございます。それで、私どもは、共済制度と申しますものが本来公務員という職域の中に長年にわたつて忠実に勤務をしてまいつた者を対象とする制度としてスタートしてまいりましたところから言ひまして、最低限と申しましても、やはり常識的に置いておく必要があるのではないかと。長年忠実に勤務したという言葉の中にぎりぎり読み込まれるのはどのぐらいの期間が適当であるかという観点から見ますと、六カ月というところはやはり若干物足りないのではないだろうか。いまの一年間というのは、その点から申しますと、両方兼ね合わせまして、これらの辺りがぎりぎりの最短期間ではなからうか、そういうふうなふうに考えている次第でございます。

○広沢委員 改善する場合はよりよい方向に、また、より適用ができるような方向に改正をしていくのが至当だと思ふのです。確かに国年の期間に合わせるといふ形もあらうかと思ひますけれども、やはり私は、こういう問題も厚年と比べても、いままでの改正を全部見てみますと、厚年が改正されたとそれに合わせてこの改正が進んでおりますから、当然こういう面も見直すべきではなからうかと考えます。これもひとつ要望として申し上げておきたいと思ひます。

それから、先ほどもお話がありましたけれども、御承知のように、遺族年金の場合、百分の五十、いわゆる半分になるわけでございますが、それは先ほども話があったように、どうも実態に合

われないのじゃないか。年金の性格から言っても、やはり遺族年金の方にまでやはり生活できる年金という考え方は、これも年金制度ができて、きのうきょうじゃないわけですから、改善をしていくべきじゃないかという意見は再々言われたわけですね。そこで今回、趣旨説明がありました第五番目にある程度加算をすることをうたっているわけでありまして、実際この程度加算していったら、これで生活ができるかどうかという問題があるのですよ。

そこです、その最低保障額が今度も上がっておりまして、最低保障額が四十三万二千円ですか、それに、いまだとば子供を二人抱えた寡婦の場合合算したら、年間加算されるのが六万円ですか、ですから四十九万二千円ですかね。そうした場合には、それを月に直しますと大体四万一千円ぐらになるかと思うのです。現実には厚生省の統計情報部社会統計課で出している資料を調べてみると、四十八年で子を二人抱えた寡婦の一カ月の生活の費用というのが六万三千九百円、四十九年が七万三千円かかっているわけですね。そうなりますと、いまの最低保障の額というものは、いわゆる生活できる年金のぎりぎりのところも保障していないという状態になるのじゃないかと思うのです。さらに、これは寡婦だけではなくて老人の場合をとりえて考えてみても、これも最低保障額が四十三万二千円プラス、六十歳以上の場合は月に二万四千円、年間で二万四千円つづきでありまして、これをプラスして、それを十二で割りますと月に三万八千円、こうなりまして、そうですね、最低保障額のところで計算しているのですよ。そうすると、これは五十年のいわゆる老人一人の世帯の生活保護基準、生活保護費をもらっているわけですが、その一級地における基準よりもまだ低い額になるわけです。こういう実態から見ますと、最低保障額、こしも少し上がっているわけでありまして、この考え方、これは共済だけの問題じゃない、全体の問題に影響してきますけれども、しかしそれはそれとして、やは

りこの考え方というものは、右へならえの方式を先ほど冒頭に申し上げたようにやっているからいけないのであって、具体的な実態に合うような改正の方向へ持っていくかなければならないと思うのですが、その点どういうふうな議論され、どういふふうな考えられておられるのか、それを明確にしたい。

○松下政府委員 御質問の遺族年金の最低保障の水準につきましては、一つは、この最低保障の水準をもつて全体の遺族年金水準の高低を御判断になるという点にいささか問題があるかという感じがいたします。それはつまり、一般的に年金の水準が相当の水準に行っておりまして、実際に最低保障の制度によって救済される者が少ないということでありまして、それは年金全体の設計としては大体うまくいっているけれども、その限界の場合合算について高低がどうかという問題になるわけでございます。現在、遺族年金の場合、最低保障の適用される事例は三割を切っている程度でございまして、遺族年金の大多数の方々にとりましては、最低保障よりも上の水準での給付を受けておられるわけでございます。

次に、それではこの最低保障の絶対額の高さ自体はどうかという点でございまして、ただいま申し上げた生活保護の水準との関係についてお話がございましたが、私も、この年金の制度と生活保護の制度はどこかでぶつたりと一致するといふようなたてまえのものでは必ずしもないのではないかと。つまり生活保護は、ほかの財産なり収入なり一切を挙げましても最低の生活ができないという方々に対しまして、文字どおり最低の生活だけは確保して差し上げようという制度でございまして、これは最低の生活費から考えまして必要な水準は必ず維持しなければならぬ性格のものでございまして、他方、年金におきましては、年金が先ほど申しましたような、たとえば老後の生活設計におきまして非常な有力な手がかりになるべきものだといふことはございまして、そのことをもつて、すなわち年金だけによつてすべ

ての人が最低の生活を保障されるようなそういう年金をつくるというところは、実際負担の現実からまいるまでも、また、多くの勤労される方々それぞれ自力で御自分の老後についていろいろの配慮もなさっておられる、そういう自主的な御努力というものの一方であるわけでございます。また、少しづつ老人の同居の割合が下がっていることも先ほど御指摘がございましたけれども、まあわが国の社会の場合、なお老人と子供とが同居するという割合は国際的に見て非常に高いわけでございます。

【委員長退席、森（美）委員長代理着席】

そういう点を総合判断いたしまして、掛金の負担との見合いでどの程度の最低保障額が望ましいかということでございます。私も、毎年、この最低保障額については現実に引き上げられてきておりますけれども、今後も物価なり生計費水準といたしたようなものの上昇に應じて、改善の方向を考へてまいらねばならないと心得ております。現在の最低保障の水準をにわかに生活保護の水準まで持っていくかどうかという点は、先ほど申し上げましたようなことでこれは相当私も慎重であらなければならぬというふうに思っています。

【森（美）委員長代理退席、委員長着席】

○広沢委員 一つの例に最低保障額——まあその最低保障額をもらう人も相当多いわけですね、いままでの制度の関係もありまして、それから見た場合に、たとえば生活保護の問題とこれと一緒に考えるべきじゃないとわれわれは思っています。たてまえは違ふんですから。あなただ、先ほどそういうふうにおっしゃいましたけれども、年金は、やはり生活できる年金というのが年金の目標なんです。いまの一定の老齢年金みたいな、あめ玉年金と言われるものに手当をある程度恩恵的に出そうというものはなくて、それによつて生活をしようということをや年金の一つの主眼に置いていくわけですからね。それは財源の関係があつて一遍にそこまで持っていくけない

いうことはわかります。わかるけれども、いま現在の制度を比べてみたところで、生活保護費にも満たないではないか。ですから、そういう意味から考えていくと、やはり最低保障というものは毎年上がつてはいるけれども、もう少しここに配慮をしていくような議論というものはなされなければならぬし、そういう体制に、議論の上に積み重ねて持っていくかなければならないのじゃないかということを目指しているわけですね。

そこで、これは国家公務員共済と公企体の話をしているわけですから、一年以上二十年未満の国家公務員で、公務によらない傷病によつて亡くなった場合、一つの試算をしてみているのですけれども、これがあながち全部このとおりであるとは言ひ切れないかもしれません。たとえば五年の場合、いろいろな資料から現状を踏まえて試算してみますと、上級職の場合は、五等二号俸で現在の俸給額で十万六千六百円、これは年金法による八十八条三号で計算しますと、遺族年金が十二万七千九百二十円、当然、これは最低保障にかかりません。一般職の場合は七等四号、俸給額が八万七千七百円、遺族年金が十万五千二百四十円。ですから、こういうふうによつていきますと、五年、十年、大体十五年、二十年近くにはいかなんと全部最低保障額の中になつてしまふわけですね。そういうふうな問題から考えてみても、ここに遺族年金をもらう場合においては、先ほどの百分の五十ということでは非常に低過ぎるんじゃないか。ですから、やはりこれは上げていくべきだ。具体的には先ほど寡婦の場合と老人の場合と実際の生活に要する費用と対比してみても、とうていそれは足りない。そういうことからいまい一つ指摘を申し上げたわけです。

いづれにしても、本法案は、われわれとしては一歩前進だと思つておりますので、賛成の法案であります。まだまだどうやって具体的に指摘してまいりますと、もともと改善しなければならぬし、善処していかなければならない問題点がたくさんあります。したがって、またいづれかの

機会に細かい問題をもう少し詰めてやってまいりたいと思ひますので、以上をもって私の質疑は終わりにします。

○田中委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年以後における為家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田中委員長 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して山下元利君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田趾目君。

○山田（趾）委員 ただいま議題となりました共済二法につきまして附帯決議案を提出いたします。提出者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

まず、案文はお手元に配付してございますので、省略をさせていただきます。

現在、公務員関係の共済組合制度については、その特殊性にかんがみ、制度全般にわたって自主的な判断を求められているところであり、附帯決議案は、このような観点から、共済制度の充実を図るため、引き続き検討を要すべき諸点を取りまとめ、その実現を期するよう政府の一層の努力を要請するものであります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

〔昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案〕及び「昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議（案）

政府は、共済組合制度の充実を図るため、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の給付に要する費用の負担及びその給付内容の改善については、他の公的年金制度との均衡等を考慮しつつ、適切な措置を講ずるよう検討すること。

二 国家公務員共済組合等及び公共企業体職員等共済組合からの年金について、国民の生活水準、国家公務員及び公共企業体職員の給与、物価の上昇等を考慮し、既裁定年金の実質的価値保全のための具体的な対策を早急に進めること。

三 長期給付の財源方式については、他の公的年金制度との均衡を考慮しつつ、その負担区分のあり方について検討すること。

四 旧法による年金額の改善については、引き続き一層努力すること。

五 国家公務員共済組合及び公共企業体職員等共済組合間制度間の差異について、早急に是正するよう検討するとともに、国家公務員等退職手当法第五条の二に規定する公共企業体職員の退職手当についてすみやかに改善措置を講ずるよう検討すること。

六 家族療養費の給付については、他の医療保険制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

七 共済組合の運営が一層自主的、民主的に行われるため、運営審議会において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

八 公共企業体職員等共済組合に関する制度について、学識経験者等により調査審議する機関の設置について検討すること。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。大平大蔵大臣。

○大平國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては御趣旨を体し、十分検討したいと思ひます。

○田中委員長 木村運輸大臣。

○木村國務大臣 ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨を体し、十分検討したいと思ひます。

○田中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

任願いたし存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 税制に関する件について調査を進めます。

この際、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案による税制に関する件について、本委員会の決議を行うべしとの動議が山下元利君外四名より提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。佐藤観樹君。

○佐藤（観）委員 ただいま議題となりました税制に関する件につきまして、提案者を代表して、その趣旨を簡単に御説明申し上げます。

なお、案文につきましては、お手元に配付してございますのでごらんいただき、朗読を省略させていただきます。

第一に取り上げましたのは、物価水準の推移による担税力に対する影響への配慮であります。この趣旨から、特に経済的弱者である中小所得者に対する所得税負担が過重とならぬよう、その軽減合理化について常に努力する必要があるものと思われまふ。

次に、通勤手当の非課税限度につきましては、住宅事情等から通勤距離が大になっており、また運賃の推移もあり、それらの実情が税執行に当たってもよく反映される必要がありまふ。

深夜労働につきましても、労働者の払う肉体的、精神的犠牲は大きく、それによって得られる割増し賃金を昼間労働による賃金と同質視することなく、何らかの配慮がされてしかるべきもの

と思われるのであります。

法人の受取配当益金不算入制度及び支払い配当
軽減制度等、法人課税のあり方や利子配当課税の
あり方についてなお検討すべきと思われま

社会保険診療報酬課税の特例につきましては、
すでに税制調査会において課税公平上合理化が行
われるべきことが指摘されておりますが、この問題
は現行法の立法の経緯等も踏まえ、かつ社会保険
診療報酬の適正化など医療制度のあり方とも関連
する重要問題でありますので、今後とも十分検討
すべきであります。

企業経営における交際費の多額の支出は、企業
経営の健全化にも反し、社会通念的にも大きな問
題がありますので、さらに適切な課税をすべく検
討すべきと考えます。

健康で文化的な生活の維持及び社会福祉の充実
増進はともに憲法でも述べられており、その見地
から住宅及び年金の充実増進は望ましいものであ
り、これらの課税の軽減をし、またこれに反する
高公害車については課税の加重を図るなど合理化
が行われるべきものと思われま

税に対する国民の理解がいまだ十分でなく、こ
とに税務職員が職務上接触する納税者にその傾向
が強いなど、国税職員には常に困難で複雑な職務
が課されております。これらの点を留意し、かつ
採用時の特異性等にかんがみ、給与面でもポスト
面でも現在の職員構成の特殊性を織り込んだ改善
が十分考慮されるべきと思われま

冬季積雪地における豪雪は、交通を阻害するの
みならず、はなはだしき場合は家屋の倒壊をもた
らし、また人件費の高騰で除雪費用も膨大になっ
ており、その出費は無視できないところまで来て
おります。これらも税制上一層検討すべきであり
ます。

以上が各事項につきましての趣旨であります。
何とぞ満場一致の御賛同をいただきますことを
お願い申し上げます。(拍手)

税制に関する件(案)

一 政府は、今後においても、所得、物価水準の
推移等に即応し中小所得者を中心とする所得税
負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件であ
る配偶者の所得限度の引上げ等を含む)に努力
すべきである。

一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の
実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべきであ
る。

一 深夜労働に伴う割増賃金については、一定の
非課税限度額を設けることは非について検討す
べきである。

一 法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当
軽減制度等法人課税の基本的あり方や利子配当
課税の総合課税の方向について今後さらに検討
を進めるべきである。

一 社会保険診療報酬課税の特例については、そ
の合理化について早期に実現を図るべきであ
る。

一 交際費の支出が社会に与える影響にかえり
み、課税の強化措置につき、さらに検討すべき
である。

一 社会福祉充実の見地から、住宅、年金及び高
公害車等に関する課税の合理化を検討すべきで
ある。

一 政府は、変動する納税環境の下において、複
雑、困難で、かつ、高度の専門的知識を要する
職務に従事している国税職員について、職員構
成の特殊性等従来の経緯にかんがみ今後ともそ
の処遇の改善に一層配慮すべきである。

一 豪雪雪除費用にかかる災害費用の雑損控除に
ついては、実情に即し適切な配慮を計るべきで
ある。
右決議する。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし
た。

○田中委員長 別段御発言もありませんので、こ
れより本動議について採決いたします。

山下元利君外四名提出の動議のとおり、税制に
関する件を本委員会の決議とするに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
本件を委員会の決議とするに決しました。

本決議に対し、政府より発言を求められており
ますので、これを許します。大平大蔵大臣。

○大平國務大臣 ただいま御決議のありました事
項につきましては、政府といたしまして御趣旨に
沿って十分配慮をいたします。

○田中委員長 本決議に関する議長に対する報告
及び関係各方面に対する参考送付等の手続につ
きましては、委員長に御一任願いたいと存じま
す。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

○田中委員長 昭和五十一年度の公債の発行の特
例に関する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。大
平大蔵大臣。

〔本号末尾に掲載〕

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法
律案

○大平國務大臣 ただいま議題となりました昭和
五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案に
つきまして、その提案の理由及びその内容を御説
明申し上げます。

昭和五十一年度の予算編成に当たりましては、
現下の情勢を踏まえ、国民生活と経済の安定及び

国民福祉の充実に配慮しつつ、景気の着実な回復
と雇用の安定を図るとともに、財政体質の改善合
理化を進めることを主眼としたところであります。

ところで、昭和五十一年度においては、五十年
度に引き続き、租税収入に多くを期待することが
できない状況であります。他方、現下の経済情
勢からすれば、大幅な歳出の削減や、一般的な増
税を行うことも避けるべき時期と考えられること
であります。政府といたしましては、極力財
政体質の改善合理化に努めたところではあります
が、本年度において適正な行政水準を維持して
まいるためには、なお、昭和五十一年度の特例措
置として、財政法第四十一条ただし書きの規定
による公債の発行のほかに、特例公債の発行によ
らざるを得ない状況にあると考えられます。この
ため、同年度の特例措置として、昭和五十一年度
の公債の発行の特例に関する法律案を提出する次
第であります。しかしながら、このことはあくま
でも特例的な措置でありまして、速やかに特例公
債に依存しない財政に復帰することが財政運営の
要諦であることは申すまでもないことでありま
す。政府としては、財政の正常化をできる限り速
やかに実現するよう努力を傾けてまいる決意であ
ります。

以下、この法律案の内容について御説明申し上
げます。

まず、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に
充てるため、予算をもつて国会の議決を得た金額
の範囲内で、特例公債を発行することができると
こととしたしております。

次に、租税収入の実績等に従って、特例公債の
発行額の調整を図るため、この法律に基づく公債
の発行は、昭和五十一年度の出納整理期限である
昭和五十二年五月三十一日までの間行うことがで
きることとし、あわせて、この期間に発行する特
例公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入
とすることとしたしております。

また、この法律の規定に基づき、特例公債の発

行限度額について国会の議決を経ようとするときは、その償還の計画を国会に提出しなければならぬこととしたしております。

なお、この法律に基づいて発行される公債については、償還のための起債は行わないものとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○田中委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る五月六日木曜日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後八時四十一分散會

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「並びに次条第三項及び第七項を」と、次条第三項及び第七項並びに第一条の九第二項及び第四項に改め、同条第五項中「(六十五歳未満の者に限る。)」を削る。

第一条の八第八項中「(六十五歳未満の者に限る。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における特別措置法による

退職年金等の額の改定)

第一条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給(同条第七項若しくは第八項の規定又は同条第九項において準用する第一条第六項の規定により前条第七項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る。次項及び第八項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合において、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員期間の年数から最短期間年限の年数を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の三百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 控除後の年数一年につき前項の規定により俸給とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数

については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 次の各号に掲げる年金については、前三項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金のうち次のイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で實在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で實在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金 イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で實在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で實在職した組合員期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

二 旧法の規定による廃疾年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で實在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で實在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金 イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で實在職した組合員期間が最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円

三 旧法の規定による遺族年金に相当する年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻、子又は孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の妻、子及び孫を除く。が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち實在職した期間が最短期間年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三万七千五百円

5 前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料若しくは次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金たる給付又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子一人を有する場合 三万六千円

二 遺族である子二人以上を有する場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

6 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第四項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定に準じてその額を改定する。

9 第二項、第四項、第六項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定に準じてその額を改定する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第二条第五項中「この項、次条第四項、第二条の六第五項、第二条の七第五項及び第二条の八第七項を」と「第二条の九まで」に改める。

第二条の二第三項中「この項、第二条の六第四項、第二条の七第四項及び第二条の八第六項を」と「第二条の九まで」に改める。

第二条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給(同条第五項において読み替えられた同条第四項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第五項において読み替えられた同条第四項各号に掲げる金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替へるものとする。

2 第一条の九第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短期間年限に達している年金に限る。以下この項及び第八項において同じ)を受ける者が七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合において、同条第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合において、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのは、「殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へるものとする。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十万円を加えた額)

二 殉職年金 五十六万四千二百円

三 障害遺族年金 四十二万三千二百円

4 前三項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者のうち殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額(以下この項において「算定額」という)に二万四千円(扶養遺族一人を有する場合にあつては三万六千円、扶養遺族二人以上を有する場合にあつては六万四千円)を加えた額をもつて当該年金の額とする。ただし、当該年金の額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に達しない場合には、算定額に加える額は、当該各号に掲げる額からその者の算定額を控除した額とする。

一 殉職年金 六十万二千円

二 障害遺族年金 四十五万九千二百円

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料若しくはこれに類する年金たる給付又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、適用しない。

6 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円(配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り四万八千円)を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

7 殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額(第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ第三項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一条の九第八項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)について準用する。この場合において、同条第八項中「第二項」とあるのは、「第二項中「旧法の規定による遺族年金に相当する年金」とあるのを、殉職年金又は障害遺族年金」と読み替へて、同項」と読み替へるものとする。

9 第一条の九第九項の規定は、第二項(同条第二項の規定に係る部分に限る)又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳に達したときについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項若しくは前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第三条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の九 第一条の九の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る)の額の改定について、第二条の九の規定は、前条の

規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

第四條第一項中「第八條」を「第九條」に改め、同條第五項中「及び第八條第二項」を「、第八條第二項及び第九條第三項」に改める。

第四條の八の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における昭和二十五年三月以前の旧法による年金の額の改定）

第四條の九 前條第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第四條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、前條第四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五條の五第一項中「並びに第五條の八第一項及び第二項を」と、第五條の八第一項及び第二項並びに第五條の九第一項に改め、同條第三項

中「及び第五條の八第四項」を「、第五條の八第四項及び第五條の九第三項」に改める。

第五條の八の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十五年三月以前の旧法による年金等の額の改定）

第五條の九 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第二項の規定により年金額を改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた第五條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の舊規等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖繩の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、

前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第六條第一項中「及び第六條の第三項」を「、第六條の第三項及び第六條の四第三項」に改め、同條第二項中「及び第六條の第三項」を「、第六條の第三項及び第六條の四第三項」に改め、同條第四項中「及び第六條の第三項」を「、第六條の第三項及び第六條の四第五項」に改める。

第六條の三の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の旧法による年金の額の改定）

第六條の四 昭和四十七年三月三十一日以前の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第一項の規定により新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ同項各号に掲げる新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の舊規等の年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて

て準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の復帰前の沖繩の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第七條第一項中「次條第一項」の下に「及び第七條の第三項」を加え、同條第二項中「次條第三項」の下に「及び第七條の第三項」を加える。

第七條の二の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の旧法による年金の額の改定）

第七條の三 昭和四十八年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第一項の規定により新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（当該俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる率をその乗じて得た額に加えた額）をそれぞれ同項各号に掲げる新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、昭和四十八年改正前の新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改

定を受ける年金の額の改定について準用する。

定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十八年三月三十一日以前の勤務等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前条第五項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十四条中「第一条」を「第十三条」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「前条」を「第十三条」に、「第三条の八」を「第三条の九」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条中「第二条の八、第三条の八、第四条の八、第五条の八、第六条の三、第七条の二、第八条、第九条の三」を「第一条の九、第二条の八、第二条の九、第三条の八、第三条の九、第四条の八、第四条の九、第五条の八、第五条の九、第六条の三、第六条の四、第七条の二から第九条まで、第十条の三、第十条の四」に、「前二条」を「第十一条の二から前条まで」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項中「新法の規定による通算退職年金」の下に「（次条第一項及び第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）を加え、同条第二項中「第九条の二第二項」を「第十条の二第二項」に、「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第十二条の二 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて

は、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給（前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十二条の二第二項第二号」と、「前項」とあるのは「第十二条の二第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十二条の二第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和四十九年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十二条の二第一項」とあるのは「第十二条の二第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金につ

いては、昭和五十一年七月分（その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの）については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの）については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の通算退職年金の額の改定）

第十三条 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金（第三項において「昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金」という。）で、昭和五十一年六月三十日において支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する

場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十三条第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十三条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十三条第一項及び同条第二項において読み替えられた前項」と読み替えるものとする。

3 昭和五十一年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十三条第一項」とあるのは「第十三条第三項において読み替えられた同条第一項」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 施行法第五十一条の四第三号に規定する沖縄の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る通算退職年金のうち政令で定める年金については、当該年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものにあつては同年七月分以後、同年七月一日以後に給付事由が生じたものにあつては、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分（その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの）については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十条の二第二項中「第九条の二第二項」を「第十二条の二第二項」に、「第十条の二第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条を第十一条

の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第十一條の三 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十一條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十一條の三第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十一條の三第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 昭和四十八年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「昭和五十一年七月分」とあるのは

「昭和五十一年八月分」と、「第十一條の三第一項」とあるのは「第十一條の三第三項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

5 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第十條第一項中「次条第一項の下に」並びに第十一條の三第一項及び第三項を加え、同条第二項中「第九條の二第二項」を「第十條の二第二項」に、「第十條第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条を第十一條とする。

第九條の三第二項第二号中「新法」を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第十條の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年三月以前の通算退職年金の額の改定)

第十條の四 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定俸給(前条第三項の

規定により読み替へられた同条第一項に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第十條の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十條の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第十條の四第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第十條の四第一項及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。この場合において、第一項第二号中「前条第三項の規定により読み替へられた同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、前項中「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第三項において読み替へられた同条第一項」と読み替へるものとする。

4 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものにつ

いては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第四項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 昭和四十七年三月三十一日以前の通算退職年金のうち、昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されているものについては、同年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、同項第二号中「前条第三項の規定により読み替へられた同条第一項」とあるのは「前条第一項」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第十條の四第一項」とあるのは「第十條の四第五項において読み替へられた同条第一項」と読み替へて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 前条第五項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分(その給付事由が同年七月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第一項及び第二項又は第三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

7 前項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分(その給付事由が同年八月一日以後に生じたもの)については、その事由が生じた日の属する月の翌月分以後、その額を、第四項又は第五項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

第九條の二第二項第二号中「新法」を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第十條の

二とする。

第九條第一項中「並びに第九條の第三項及び第三項」を「第十條の第三項及び第三項並びに第十條の第四項及び第三項から第五項まで」に改め、同條第二項第二号中「新法」を「昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第二條の規定による改正前の新法(以下「昭和五十一年改正前の新法」という。))に改め、同條を第十條とする。

第八條第一項中「遺族年金」の下に「(次條第一項において「昭和四十九年三月三十一日以前の年金」という。))を加え、同條第二項中「遺族年金」の下に「(次條第三項において「昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金」という。))を加え、同條の次に次の二條を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の新法による年金の額の改定)

第八條の二 昭和四十九年三月三十一日以前の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前條第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改

定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 第一條第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前條第六項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前各項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の新法による年金の額の改定)

第九條 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(第三項及び第六項の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二條第二項若しくは施行法第二條第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 仮定新法の俸給年額 当該年金の額(その年金の額について年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号において同じ。)の計算の基礎となつた新法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するか

応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該新法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額をいう。

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 当該年金の額の計算の基礎となつた恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該恩給法の俸給年額又は旧法の俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額をいう。

2 第一條の九第四項から第七項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三條の二から第十三條の四まで、第十三條の六又は第十三條の七の規定による退職年金、減額退

職年金、廃疾年金又は遺族年金で昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについて準用する。

4 昭和五十一年四月一日以後に新法の退職をした組合員に係る新法による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、第一條の九第四項から第七項までの規定に準じて年金の額を改定する。

5 第一條第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 施行法第五十一條の四第三号に規定する沖繩の組合員であつた者のうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうち政令で定める年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の十一の仮定俸給

別表第一の十一の仮定俸給	仮定俸給
四三、七八〇円	四八、八一〇円
四五、七六〇	五一、〇二〇
四七、七九〇	五三、二九〇
四九、八一〇	五五、五三〇
五一、八六〇	五七、八三〇
五三、一四〇	五九、二五〇
五四、四三〇	六〇、六八〇
五五、九二〇	六二、三一〇
五八、〇三〇	六四、六一〇
五九、八六〇	六六、六〇〇
六一、五五〇	六八、四五〇

六三、六二〇	七〇、七〇〇
六五、六九〇	七二、九六〇
六七、九七〇	七五、四四〇
七〇、二六〇	七七、九四〇
七三、一〇〇	八一、〇六〇
七四、九〇〇	八三、〇四〇
七七、二三〇	八五、六二〇
七九、四九〇	八八、一一〇
八四、〇一〇	九三、〇八〇
八五、二一〇	九四、四一〇
八八、六八〇	九八、二三〇
九三、二八〇	一〇三、三二〇
九八、三八〇	一〇八、九三〇
一〇〇、九八〇	一一一、八〇〇
一〇三、四五〇	一一四、五三〇
一〇六、九九〇	一一八、四三〇
一〇九、〇八〇	一二〇、七三〇
一一五、一三〇	一二七、四二〇
一一八、一三〇	一三〇、七二〇
一二一、二七〇	一三四、一八〇
一二七、三一〇	一四〇、八五〇
一三三、四二〇	一四七、五八〇
一三四、九九〇	一四九、三二〇
一四〇、〇三〇	一五四、八八〇
一四七、一八〇	一六二、七七〇
一五四、二七〇	一七〇、五八〇
一五八、六三〇	一七五、四〇〇
一六二、九〇〇	一八〇、一〇〇
一七一、五六〇	一八九、六五〇
一八〇、二一〇	一九八、九九〇
一八一、九三〇	二〇〇、八二〇
一八八、八二〇	二〇八、一三〇
一九七、五一〇	二一七、三六〇
二〇六、一八〇	二二六、五七〇
二一四、七八〇	二三五、七一〇
二二〇、一九〇	二四一、四五〇
二二五、九九〇	二四七、六一〇
二三七、一三〇	二五九、四四〇
二四八、四一〇	二七一、四二〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給の額が三六六、三〇〇円を超える場合には、その額に二九二、〇〇〇円を十二で除して得た額を加えた額（その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十一の次に次の一表を加える。

別表第三の十二（第二条の九関係）

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率
二三五、七一〇円以上のもの	二三・〇割
二一七、三六〇円を超え二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割
二〇八、一三〇円を超え二一七、三六〇円以下のもの	二四・五割
二〇〇、八二〇円を超え二〇八、一三〇円以下のもの	二四・八割
一四〇、八五〇円を超え二〇〇、八二〇円以下のもの	二五・〇割
一三四、一八〇円を超え一四〇、八五〇円以下のもの	二五・五割
一二〇、七三〇円を超え一三四、一八〇円以下のもの	二六・一割
九八、二三〇円を超え一二〇、七三〇円以下のもの	二六・九割
九四、四一〇円を超え九八、二三〇円以下のもの	二七・四割
八八、一一〇円を超え九四、四一〇円以下のもの	二七・八割
八五、六二〇円を超え八八、一一〇円以下のもの	二九・〇割
八三、〇四〇円を超え八五、六二〇円以下のもの	二九・三割
七二、九六〇円を超え八三、〇四〇円以下のもの	二九・八割

は、当該期間と組合員期間とを合算した期間（以下「公的年金合算期間」という。）。第八十七条第一項及び第二項において同じ。）が一年以上となつた日後組合員である間に改め、同条第二項中「三年」を「一年六月」に改める。

第八十二条第一項中「下欄」を「中欄」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「その額が同表の下欄に掲げる金額より少ないときは、当該金額としを加え、同条第二項中「下欄」を「中欄」に改める。

第八十二条の二第一項後段中「前条第一項ただし書」の下に「（俸給年額に相当する金額とする部分に限る。）」を加え、同項第一号中「二十四万円を三十九万六千円に、十年を十五年に、一万二千円を一万九千八百円に改め、同条第二項中「前条第二項本文」を「前条第二項前段」に改め、同項後段中「前条第一項ただし書」の下に「（俸給年額に相当する金額とする部分に限る。）」を加え、同項第一号中「年数がの下に「一年以上」を、「場合」の下に「及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である場合」を加え、「二十四万円を三十九万六千円に改め、同項第三号中「三十年を三十五年に改め、同項第四号中「三十年を三十五年に、十年を五年に改める。

第八十三条第五項中「第八十条の三」の下に「、第九十二条の三」を加える。

第八十五条第四項中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項の規定又は同項に、第八十二条第一項の規定又は同項」を「第八十二条第一項本文の規定又は同項本文」に改め、同条第五項中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第一項前段の規定又は同項前段」に改め、同項第一号中「三十年を三十五年に、一万二千円を一万九千八百円に改め、同条第六項第二号イ中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第二項の規定又は同項」に、第八十二条第二項の

規定又は同項」を「第八十二条第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同号ロ中「第八十二条の二の規定又は同条」を「第八十二条の二第二項前段の規定又は同項前段」に改め、同条第七項中「同条第二項後段において準用する場合を含む」を「俸給年額に相当する金額とする部分に限るものとし、同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む」に改め、同条第八項中「算定した額」の下に「とし、第二項から第六項までの場合における改定前の廃疾年金の額について、第八十二条第一項ただし書（同条第二項後段並びに第八十二条の二第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の額」を加える。

第八十七条第一項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上に、組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に改める。

第四章第三節第三款中第八十七条の次に次の一条を加える。

（公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付）

第八十七条の二 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間を一年以上有する組合員（以下「公的年金合算期間保有組合員」という。）であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第八十八条第三号中「又は組合員期間」を「、組合員期間」に改め、「公務傷病によらないで死亡した場合」の下に「、公的年金合算期間保有組合員が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により通算年金通則法第三条に規定する公的年金制度（同条第四号及び第五号に掲げる法律に定める制度を除く。以下「他の公的年金制度」という。）からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）又は公的年金合算期間保有組合員で廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合（その死亡した者に係る遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）」を加える。

第八十八条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第九十二条の二第三項に、三十年を三十五年に、十年を五年に改める。

第八十八条の三第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第八十八条の四第一項及び第二項第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十八条の五 第八十八条から前条までの場合において、遺族年金を受ける要が、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、この法律による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するとき、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

2 第八十八条の規定による遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第九十二条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第九十二条の二 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者が廃疾年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から第八十八条第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、同条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の五までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が公務によらないで廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが、第八十八条第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を、政令で定めるところにより組合員に申し出たときは、同号の規定による遺族年金の額は、同号及び第八十八条の二から第八十八条の五までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年

数一年につき俸給年額の百分の一に相当する金額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、その額を遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十六条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相当する金額を控除した金額とする。

(通算遺族年金)
第九十二条の三 第七十九条の二第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第八十八条第三号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者(厚生年金保険法第三十八条第一項その他政令で定める規定により当該年金の全部が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く)であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の額は、その死亡した者に係る第七十九条の二第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第九十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるときは、この限りでない。

第四章第三節第四款中第九十三条の次に次の一条を加える。
(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)
第九十三条の二 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第九十三条第三項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。
第九十五条第一項を次のように改める。
長期給付を受ける権利を決定し又は長期給付の額を改定する場合において、その決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるときは、その全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、その全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第九十六条の五第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

附則第三條の二中「二年」を「四年」に改める。
附則第十三條の二第三項中(その額が三十二万六千六百円より少ないときは、三十二万六千六百円)を削り、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第四号中「超える年数」を「超え三十五年に達するまでの年数一年につき衡視等の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年を超え年数」に、「十年」を「五年」に改める。

附則第十三條の六第一項中「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」とを「二十年」とあるのは「十五年」と「十五年」とあるのは「二十年」に改める。

「二十年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に、「六千円」を「九千九百円」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年を超え年数」を「十年を超え年数」と改める。

「五年を超え年数」を「五年」に、「三十年」を「三十年を超え三十五年に達するまでの年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年に改める」。

附則第十三條の七第一項中「二十年を超え三十五年に達するまでの期間」の下に「及び三十年を超え三十五年に達するまでの期間」を加え、「第八十八条」として「第八十八条」と、第八

十八條の五第一項中「第八十八条から前条まで」とあるのは「附則第十三條の七第一項の規定により読み替えられた第八十八条から前条まで」としてに改める。

附則第十四條の二中「二年」を「四年」に改める。
別表第一中「別表第一」を「別表第一(第七十一条関係)」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第八十条、第八十三条関係)」に改める。
別表第二の二を次のように改める。
別表第二の二(第八十条関係)

別表第三中「別表第三」を「別表第三第二條、第七十七條、第八十一条―第八十二条の二、第八十三條―第八十六條、第八十七條、第八十九條、第九十一条関係」に、

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第八十七

退職の日における年齢		率
一八歳未満		一・〇九
一八歳以上二二歳未満		一・三五
二二歳以上二八歳未満		一・七七
二八歳以上三三歳未満		二・三一
三三歳以上三八歳未満		三・〇二
三八歳以上四三歳未満		三・九四
四三歳以上四八歳未満		五・一二
四八歳以上五三歳未満		六・六七
五三歳以上五八歳未満		八・八一
五八歳以上六三歳未満		一〇・九六
六三歳以上六八歳未満		九・九〇
六八歳以上七三歳未満		八・三三
七三歳以上		六・二四

支給率		最低保障額
(イ)公務上の廃疾	(ロ)公務外の廃疾	
〇・八	〇・五	六六九、〇〇〇円
〇・六	〇・四	五五二、〇〇〇円
〇・四	〇・三	三九六、〇〇〇円

に改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第八十七

条關係」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の三」を「第四十一条の四」に、「第四十八条の四」を「第四十八条の五」に改める。

第十一条第二項第一号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超え、場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七条第一項第一号又は第二号から第四号までの期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第十一條の二第一項中「第七十六條の二」を「第七十六條の二第一項」に改める。

第十三條第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第二十二條第二項中「百五十分の一と三分の一」を「百五十分の一と三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第三号に掲げる場合の区分に及び当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下「扶養遺族」という。)がない場合又は扶養遺族が一人である場合 六十万二千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 六十二万四千二百円

2 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、同項中「六十万二千円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第八十八條第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十一條第三項中「及び第四十一條の三」を「、第四十一條の三及び第四十一條の四」に改める。

第四十一條の二第三項中「第三十二條の三又は第三十三條」を「又は第三十二條の三」に改める。

数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改める。

第三十一條第二項第一号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の場合において、遺族年金を受ける者が、八十歳以上である場合におけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第三十二條の三第一項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特例による遺族年金に係る加算)

第三十二條の四 新法第八十八條の五の規定は、第三十一條の二、第三十二條又は前条の場合について準用する。

第三十三條を次のように改める。

(公務員による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第三十三條 新法第八十八條第一号の規定による遺族年金の額(第三十一條の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して算定した額)が当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に及び当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下「扶養遺族」という。)がない場合又は扶養遺族が一人である場合 六十万二千円

二 扶養遺族が二人以上である場合 六十二万四千二百円

2 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、同項中「六十万二千円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第八十八條第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十一條第三項中「及び第四十一條の三」を「、第四十一條の三及び第四十一條の四」に改める。

第四十一條の二第三項中「第三十二條の三又は第三十三條」を「又は第三十二條の三」に改める。

五まで」とあるのは「同号及び施行法第四十一條第一項において準用する施行法第三十一條の二から第三十二條の四まで」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき停給年額の百分の一」とあるのは「施行法第四十一條第一項において準用する施行法第四十一條第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき施行法第九條の規定の適用を受けた場合又は施行法第四十一條第一項において準用する施行法第四十一條第二項第一号に掲げる者である場合には、その算定した金額から施行法第四十一條の二第一項各号に掲げる金額又は施行法第四十一條第一項において準用する施行法第四十一條第一項各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額)の百分の五十」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「施行法第四十一條の四において読み替へられた第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行法第四十一條の四において読み替へられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条において読み替へられた第一項」とする。

第四十五條第二項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項中「三分の一」とあるのは、「三分の二」(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改める。

第四十五條の三第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第四十七條の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第八十八條の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第四十八條中「舊恩給法の恩給給付年額」と「の下に」、同条第三項中「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加え、「、第三十三條中

万四千二百円

2 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、旧法による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、同項中「六十万二千円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第八十八條第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十一條第三項中「及び第四十一條の三」を「、第四十一條の三及び第四十一條の四」に改める。

第四十一條の二第三項中「第三十二條の三又は第三十三條」を「又は第三十二條の三」に改める。

第七章中第四十一條の三の次に次の一条を加える。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)

第四十一條の四 第四十一條第一項各号に掲げる者に対する新法第九十二條の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(施行法第四十一條第一項において準用する施行法第八條又は第九條の規定による退職年金を受ける権利を有していた者若しくはその死亡した者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く)の遺族」と、「同号及び第八十八條の二から第八十八條の

「第十二条第一項各号」とあるのは「第十二条第一項第一号」と、「当該各号」とあるのは「同号」とを削る。

第四十八條の二第一項中「第八項まで」を「第四項まで及び同条第五項から第八項まで」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第八十八條の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第八章第二節中第四十八條の四の次に次の一條を加える。

(再就職者に係る衛視等の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第四十八條の五 第四十一條の四の規定は、前条に規定する者について準用する。この場合において、第四十一條の四中「施行法第四十一條第一項において準用する施行法第八條又は第九條」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十一條第一項又は第二項」と、「施行法第四十一條第一項において準用する施行法第三十一條の二から第三十二條の四まで」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十八條の二」と、「施行法第四十一條第一項において準用する施行法第四十一條第一項」とあるのは「施行法第四十八條の四において準用する施行法第四十一條第一項」と、「施行法第四十一條第一項」とあるのは「施行法第四十二條第一項において準用する施行法第四十一條第一項」と、「施行法第四十一條の四」とあるのは「施行法第四十一條の五」と読み替えるものとする。

別表中「一、九八四、〇〇〇円」を「二、二二一、二〇〇円」に、「一、二八三、〇〇〇円」を「一、四二九、二〇〇円」に、「八四四、〇〇〇円」を「九四〇、二〇〇円」に改め、同表の備考三中「六万円」

を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万二千元」を「四万八千元」に改める。

第四條 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第十号中「第二條の八」を「第二條の九」に改める。

附則

(施行期日) 第一條 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條中國家公務員共済組合法附則第三條の二及び附則第十四條の二の改正規定 公布の日

二 第二條中國家公務員共済組合法第七十六條第二項ただし書、第七十六條の二、第七十八條第二項から第四項まで、第七十九條第四項及び第五項、第七十九條の二第三項第一号、第八十二條、第八十二條の二、第八十五條第四項から第八項まで、第八十八條の二第一号、第八十八條の三第一項並びに第八十八條の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條の二第三項、附則第十三條の六第一項、附則第十三條の七第一項及び別表第三の長期給付に關する施行法第十一條の二第一項、第十三條第二項及び第三十二條の三第一項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第四十五條の三第二項、第四十七條の二並びに第四十八條の二の改正規定並びに附則第二條の規定 昭和五十一年八月一日

三 第二條中國家公務員共済組合法目次、第二條、第十九條第二項、第四十一條第一項、第四十三條第一項、第四十五條、第七十二條第一項、第七十四條、第八十一條第一項第二号及び第二項、第八十三條第五項並びに第八十七

條第一項及び第二項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、第八十八條第三号及び第九十二條の見出しの改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、第九十三條第一項にただし書を加える改正規定、同条の次に一條を加える改正規定並びに別表第二の二の改正規定、第三條中國家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法目次及び第四十一條第三項の改正規定、第四十一條の三の次に一條を加える改正規定、第四十八條の四の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條から附則第五條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)

第二條 第二條の規定による改正後の國家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十六條第二項ただし書、第七十六條の二、第七十八條第二項から第四項まで、第七十九條第四項及び第五項、第八十二條、第八十二條の二、第八十五條第四項から第八項まで、第八十八條の二第一号、第八十八條の三第一項、第八十八條の四、第八十八條の五、附則第十三條の二第三項、附則第十三條の六第一項並びに附則第十三條の七第一項の規定並びに第三條の規定による改正後の國家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第十一條の二第一項、第十三條第二項、第三十二條の三第二項、第四十七條の二及び第四十八條の二の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第七十九條の二第三項第一号の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(廢疾年金及び廢疾一時金に關する経過措置) 第三條 第二條の規定による改正前の國家公務員

共済組合法(以下「改正前の法」という。)第八十一條第一項第二号又は第八十七條第一項若しくは第二項の規定は、公務によらない病氣又は負傷及びこれらにより生じた病氣(以下「傷病」という。)について附則第一條第三号に定める日(以下「一部施行日」という。)前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による廢疾については、一部施行日以後も、なおその効力を有する。

2 一部施行日の前日において廢疾年金を受ける權利を有しない者について、一部施行日の一年六月前の日から改正後の法第八十一條第二項の規定が適用されていたとしたならば、一部施行日前にその者が廢疾年金を受ける權利を有することとなるときは、その者には一部施行日の属する月から改正後の法第八十一條第一項の規定による廢疾年金を支給する。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第四條 改正後の法第九十二條の二の規定は、一部施行日の前日において現に改正前の法の規定による遺族年金を受ける權利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置) 第五條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第十九條第一項又は第二項に規定する者は、改正後の法第九十二條の三の規定の適用については、改正後の法第七十九條の二第二項第一号に該当するものとみなす。

(掛金の標準となる俸給に關する経過措置) 第六條 改正後の法第百零三條第三項の規定は、昭和五十一年七月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

(端数処理に關する経過措置) 第七條 改正後の法第百十五條の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた事由に基づいて行ふ長期給付を受ける權利

の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行ふ長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第八条 改正後の法第二百六条の五第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第九条 改正後の施行法第二十一条第二項及び第三項、第二十二項、第三十一項第二項及び第三項並びに第四十五項第二項及び第三項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(公務員による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第十条 改正後の施行法第三十三条及び別表の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び廃疾年金についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期在職者等の退職年金等の最低保障)

第十一条 組合員又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(以下「施行法」という。)第二条第一項第七号に規定する更新組合員(施行法第四十一条第一項各号に掲げる者及び施行法第四十二条第一項に規定する恩給更新組合員を含む。)が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はその遺族に係る国家公務員共済組合法(以下「法」という。)の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金(施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)で次の各号に掲げるものについては、その額が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲

げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金 二十七万五千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十万七千五百円

三 法の規定による遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者、子又は孫が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十万七千五百円

員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十万七千五百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の者、子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)に達しているものに係る年金 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、前項の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

3 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

4 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。)において、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

て、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を当該各号に掲げる額に改定する。

5 第一項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

国家公務員共済組合等からの年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるほか、退職年金等の最低保障額の引上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

(昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)
第一条 昭和四十二年以後における公共企業体

職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第一条の七第二項中「並びに次条第三項、第五項及び第七項を」と、次条第三項、第五項及び第七項並びに第一条の九第二項、第四項及び第六項に改める。

第一条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給(同条第四項若しくは第六項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第七項若しくは第八項の規定により同条第七項の表の下欄に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金)については、同条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第五項の規定により改定された年金については、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給に對する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第二項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「算定した額」とあるのは「算定した額に、その額の計算の基礎となつた組合員期間の年数と最短期間年限との差年数のうち、五年(当該年金が八十歳以上の者に係る年金である場合に於ては、十年。以下この項にお

いて同じ。)に達するまでの年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の二(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の二)、五年を超える年数についてはその差年数一年につきその俸給とみなされた同表の仮定俸給の額の三分の一(旧法の規定による遺族年金に相当する年金については、六百分の一)に相当する金額の十二倍に相当する金額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短期間年限に達している年金に限る)については、その年

金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く)、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第一項又は第四項の規定により改定された額の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間の区分に對する同表の下欄に掲げる額に満たないときは、その額を当該区分に對する同表の下欄に掲げる額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

年 金		実在職した期間		金 額
旧法の規定による退職年金又は廃疾年金に相当する年金で六十五歳以上の者が受けるもの	旧法の規定による退職年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間年限以上	九年以上最短期間年限未満	九年末満
	旧法の規定による廃疾年金に相当する年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間年限以上	九年以上最短期間年限未満	九年末満
	旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期間年限以上	九年以上最短期間年限未満	九年末満
旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳未満の者(妻、子及び孫を除く)が受けるもの	旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期間年限以上	九年以上最短期間年限未満	九年末満
	旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期間年限以上	九年以上最短期間年限未満	九年末満
	旧法の規定による遺族年金に相当する年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	最短期間年限以上	九年以上最短期間年限未満	九年末満

7 第一項、第三項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫

が六十歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

8 第一項又は第三項から前項までの規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、これらの規定により算定した年金の額に、当該各号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。ただし、その者が当該年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、次条第一項に規定する殉職年金若しくは障害遺族年金若しくはこれらに類する年金又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千円

9 第一項、第三項又は第六項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第二条の八の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法による障害年金等の額の改定)

第二条の九 前条第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、

その額を、その算定の基礎となつてゐる別表第一の十一の仮定俸給（同条第五項の規定により改定された年金又は同条第九項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給、同条第八項の規定により改定された年金については、その改定された年金額の算定の基礎となつてゐる仮定俸給）に対応する別表第一の十二の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十二」と読み替へるものとする。

2 第一条の九第二項の規定は、前条第二項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間金年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対して前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、第一項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十一年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

- 一 障害年金 別表第四の十二に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十二万円を加えた額）
- 二 殉職年金 五十六万四千二百円
- 三 障害遺族年金 四十二万三千二百円
- 4 前三項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又

は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、これらの規定により算定した年金の額に、二万四千円（その者に扶養遺族が一人ある場合にあつては三万六千円、扶養遺族が二人以上ある場合にあつては六万円）を加えた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

- 一 殉職年金 六十万二千円
- 二 障害遺族年金 四十五万九千二百円

5 前項の規定は、同項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者がこれらの年金に係る当該組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法の規定による扶助料若しくはこれに類する年金又は殉職年金若しくは障害遺族年金に類する年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、適用しない。

6 第三項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については七万二千円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき二万四千円（配偶者である扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人に限り四万八千円）を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

7 第三項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、同項第二号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第一号に掲げる額を加えた額又は第三項第三号に掲げる額（第四項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

一 扶養遺族一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき二万四千円）

二 前号に掲げる金額の十分の七・五に相当する金額

8 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短期間金年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）、又は八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

9 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第三条第一項中「第三条の八」を「第三条の九」に改める。

第三条の八の次に次の一条を加える。

（昭和五十一年度における法による退職年金等の額の改定）

第三条の九 昭和四十九年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項、第三項又は第四項の規定により改定された年金額（法第五十九条、第五十九条の二又は附則第六条の四（法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の年金額）の算定の基礎となつてゐる俸給年額（前条第二項又は第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年

金額とした年金については前条第一項又は第四項の規定により、同条第六項又は第八項の規定により同条第六項の表の下欄に掲げる額（減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額）をもつて改定年金額とした年金については同条第一項、第三項又は第四項の規定により、それぞれ年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額（法第五十九条、第五十九条の二又は附則第六条の四の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用がないものとした場合の改定年金額）の算定の基礎となるべき俸給年額（その額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）とし、当該俸給年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えて得た額とする。）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て得た額）とし、当該俸給年額が六十五

定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項若しくは第二項、同条第三項において準用する第四条の第二第三項、前条第六項又は同条第七項において準用する第四条の第二第三項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつてゐる通算退職年金の仮定俸給（前条第四項又は第八項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第三項又は第七項において準用する第四条の第二第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給）に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えて得た額を十二で除して得た額）その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額を第四条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第八の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる俸給年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該中欄に掲げる率を乗じて得た額を加えて得た額を十二で除して得た額）その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額を第四条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

ける率を乗じて得た額に加えて得た額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額を)第四条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第四条の二第三項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金について準用する。この場合において、同条第三項中「昭和四十九年九月分以後」とあるのは「昭和五十一年七月分以後」と、「前二項の規定により」とあるのは「第四条の四第一項又は第二項の規定により」と読み替えるものとする。

4 第一条第六項の規定は、前項において準用する第四条の二第三項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

6 前各項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の算定については、昭和五十一年八月分以後、第四条第一項第一号及び第四条の二三項第二号中「千円」とあるのは、「千六百五十円」とする。
第七条第一項中「第二条の八」を「第二条の九」に改め、同条第二項中「第四条の三」を「第四条の四」に改める。

別表第一の十一の次に次の一表を加える。
別表第一の十二(第一条の九、第二条の九関係)

別表第一の十一の仮定俸給	仮定俸給
四三、七八〇円	四八、八一〇円
四五、七六〇	五一、〇二〇
四七、七九〇	五三、二九〇
四九、八一〇	五五、五三〇
五一、八六〇	五七、八三〇
五三、一四〇	五九、二五〇
五四、四三〇	六〇、六八〇
五五、九二〇	六二、三一〇
五八、〇三〇	六四、六一〇
五九、八六〇	六六、六〇〇
六一、五五〇	六八、四五〇
六三、六二〇	七〇、七〇〇
六五、六九〇	七二、九六〇
六七、九七〇	七五、四四〇
七〇、二六〇	七七、九四〇
七三、一〇〇	八一、〇六〇
七四、九〇〇	八三、〇四〇
七七、二三〇	八五、六二〇
七九、四九〇	八八、一一〇
八四、〇一〇	九三、〇八〇

八五、二一〇	九四、四一〇
八八、六八〇	九八、二三〇
九三、二八〇	一〇三、三二〇
九八、三八〇	一〇八、九三〇
一〇〇、九八〇	一一一、八〇〇
一〇三、四五〇	一一四、五三〇
一〇六、九九〇	一一八、四三〇
一〇九、〇八〇	一二〇、七三〇
一一一、一三〇	一二七、四二〇
一一八、一三〇	一三〇、七二〇
一二一、二七〇	一三四、一八〇
一二七、三一〇	一四〇、八五〇
一三三、四二〇	一四七、五八〇
一三四、九九〇	一四九、三二〇
一四〇、〇三〇	一五四、八八〇
一四七、一八〇	一六二、七七〇
一五四、二七〇	一七〇、五八〇
一五八、六三〇	一七五、四〇〇
一六二、九〇〇	一八〇、一〇〇
一七一、五六〇	一八九、六五〇
一八〇、二一〇	一九八、九九〇
一八一、九三〇	二〇〇、八二〇
一八八、八二〇	二〇八、一三〇
一九七、五一〇	二一七、三六〇
二〇六、一八〇	二二六、五七〇
二一四、七八〇	二三五、七一〇
二二〇、一九〇	二四一、四五〇
二二五、九九〇	二四七、六一〇
二三七、一三〇	二五九、四四〇
二四八、四一〇	二七一、四二〇
二五四、〇八〇	二七七、四四〇
二五九、五七〇	二八三、一五〇
二七〇、七七〇	二九四、八三〇
二七五、八七〇	三〇〇、一三〇
二八一、九六〇	三〇六、二九〇
二九三、一一〇	三一七、四四〇
三〇五、三二〇	三二九、六五〇
三一、五九〇	三三五、九三〇
三一七、五三〇	三四一、八六〇

三二三、七五〇	三四八、〇八〇
三二九、七八〇	三五四、一一〇
三四一、九三〇	三六六、二七〇
三五四、一一〇	三七八、四四〇
三六〇、一三〇	三八四、四七〇
三六六、三〇〇	三九〇、六三〇
三七九、八二〇	四〇四、一五〇
三九三、三六〇	四一七、六九〇
四〇〇、〇三〇	四二四、三六〇
四〇六、八八〇	四三一、二一〇

別表第三の十一の次に次の一表を加える。

別表第三の十二(第二条の九関係)

別表第一の十二の下欄に掲げる仮定俸給	率
二三五、七一〇円以上のもの	二三・〇割
二二七、三六〇円を超え二三五、七一〇円未満のもの	二三・八割
二〇八、一三〇円を超え二二七、三六〇円未満のもの	二四・五割
二〇〇、八二〇円を超え二〇八、一三〇円未満のもの	二四・八割
一四〇、八五〇円を超え二〇〇、八二〇円未満のもの	二五・〇割
一三四、一八〇円を超え一四〇、八五〇円未満のもの	二五・五割
一二〇、七三〇円を超え一三四、一八〇円未満のもの	二六・一割
九八、二三〇円を超え一二〇、七三〇円未満のもの	二六・九割
九四、四一〇円を超え九八、二三〇円未満のもの	二七・四割
八八、一一〇円を超え九四、四一〇円未満のもの	二七・八割
八五、六二〇円を超え八八、一一〇円未満のもの	二九・〇割
八三、〇四〇円を超え八五、六二〇円未満のもの	二九・三割
七二、九六〇円を超え八三、〇四〇円未満のもの	二九・八割
六四、六一〇円を超え七二、九六〇円未満のもの	三〇・二割
六二、三一〇円を超え六四、六一〇円未満のもの	三〇・九割
六〇、六八〇円を超え六二、三一〇円未満のもの	三一・九割
五九、二五〇円を超え六〇、六八〇円未満のもの	三二・七割
五七、八三〇円を超え五九、二五〇円未満のもの	三三・〇割
五五、五三〇円を超え五七、八三〇円未満のもの	三三・四割
五五、五三〇円以下のもの	三四・五割

別表第四の備考二中(大正十二年法律第四十八号)を削る。

別表第四の十一の次に次の一表を加える。
別表第四の十二(第二条の九関係)

障害の等級	年	金	額
一級		二、四四五、〇〇〇円	
二級		一、九八〇、〇〇〇円	
三級		一、五八九、〇〇〇円	
四級		一、一九八、〇〇〇円	
五級		九二九、〇〇〇円	
六級		七〇九、〇〇〇円	

備考
別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「一、一九八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「一、三九三、五〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第三条の九、第四条の四関係)

俸給	年	率	金	額
六五二、〇〇〇円未満のもの		一・一一五		
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの		一・〇九〇		一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上二、一〇二、四三九円未満のもの		一・一〇三		五、一〇〇円
二、一〇二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの		一・〇六二		九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七一円未満のもの		一・〇四二		一五二、二〇〇円
三、三二八、五七一円以上のもの		一・〇〇〇		二九二、〇〇〇円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

2 短期給付の額について、一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げ、長期給付の額について、五十円未満の端数があるときは又はその金額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは又はその金額が五十円以上百円未満であるときはこれを百円に切り上げるものとす

る。

第十八条第二項及び第二十三条前段中「遺族年金」を「遺族年金、通算遺族年金」に改める。

第二十五条第一項中「次に掲げる者」の下に「(第六十一条の四の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの)を加える。

第二十六条第一項中「給付」の下に「(通算遺族年金を除く。次条において同じ。)」を加える。
第四十八条第七号から第九号までを次のよう

に改める。

七 通算退職年金

八 返還一時金

九 通算遺族年金

第五十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その年額が五十五万二千円に満たないときは、五十五万二千円とする。

第五十条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十条の二第三項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額とし、改定前の退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に改め、同条第四項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十三條の二第二項中「同条第二項の規定又は同項」を「同条第二項本文の規定又は同項本文」に、「年額」を「年額とし、改定後の退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額とする。」に、「差額」を「差額とし、その退職年金の年額について、同条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の年額として算定した減額退職年金の年額を基礎として算定した減額退職年金の年額とその退職年金の年額との差額とする。」に改める。

第五十四條第四項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第五十五条第一項中「組合員となつて二年以上経過した」を「組合員期間（通算年金通則法昭和三十六年法律第八十一号）第四條第一項各号に掲げる期間（組合員期間以外の期間で政令で定めるものに限る。以下「公的年金期間」という。）を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、当該公的年金期間と組合

員期間とを合算した期間（以下「公的年金合算期間」という。）が二年となつた」に、「三年」を「一年六月」に、「なかつた時又はなならない」を「治つた時又は治らない」に、「第五十七條」を「次條」に改め、「状態にあるとき」の下に、「又はその退職の時から五年以内に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」を加え、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該金額が、第一号の場合にあつては六十六万九千円、第二号の場合にあつては五十五万二千円、第三号の場合にあつては三十九万六千円に満たないときは、それぞれその金額を廃疾年金の年額とする。

第五十五条第三項第一号中「年数が」の下に「二年以上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が二年以上である場合」に、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第五十六條第一項中「軽減したとき」の下に「、又は退職の時から五年以内に増進した場合において、その期間内にその者の請求があつたとき」を加える。

第五十七條第一項中「退職の時」の下に「（療養又は療養費の支給開始後三年を経過しない組合員がその資格を喪失した後第三十六條第一項の規定により継続してこれらの給付を受けている場合においては、これらの給付の支給開始後三年を経過するまでの間に治つた時又は治らないがその期間を経過した時。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「組合員となつた後二年を経過しない間」を「組合員期間（公的年金期間を有する組合員で組合員期間が二年未満であるものにあつては、公的年金合算期間）が二年となる前」に改め、同条の次に次の二條を加える。

（廃疾年金と退職一時金等との調整）

第五十七條の二 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者（その後再びその組合の組合員となつた者を除く。）でその後廃疾年金を支給すべき事由が生じたものに廃疾年金を支給するときは、その者に、政令で定めるところにより、第五十五条第二項又は第三項の規定により算定した額からその支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として算定した額を控除した額に相当する金額を支給する。

（公的年金合算期間を有する組合員に係る廃疾年金等）

第五十七條の三 組合員期間が二年未満であり、かつ、公的年金合算期間が二年以上である組合員であつた者に係る廃疾年金又は廃疾一時金については、第五十五条から前条までに定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第五十八條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「死亡したとき」の下に「、又は組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である組合員が死亡したとき（その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はその遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有するものを除く。）」を加え、同条第二項第二号中「一年以上」を削り、同条第三項中「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第五十九條第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第五十九條の二中「三十五万四千円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第五十九條の三 前三條の場合において、遺族年金を受ける妻が次の各号の一に該当する場合に、これらの規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族

年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による扶助料、旧国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の法律による改正前の日本専売公社法第五十一条及び日本電信電話公社法第八十条第一項において準用する場合を含む。以下「旧法」という。）の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

2 遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいないう者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者として、同項の規定を適用する。

（遺族年金の額の調整）

第五十九條の四 組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡した場合において、その者の遺族が同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、遺族年金の年額は、第五十八條第二項第二号及び第三項並びに第五十九條から前条までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の俸給年額の百分の一に相当する額に組合員期間の年数乗じて得た金額（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につ

き、俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額。次項において同じ」とする。

2 組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡した場合において、その者の遺族で同一の事由により一の公的年金制度から通算遺族年金又は通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが、遺族年金と併せて当該通算遺族年金又は当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を、政令で定めるところにより、組合に申し出たときは、遺族年金の年額は、第五十八條第二項第二号及び第三項並びに第五十九條から前条までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金又は当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の俸給年額の百分の一に相当する額に組合員期間の年数を乗じて得た金額とする。

3 前二項の規定により算定した遺族年金の年額が、一万九千八百円と俸給年額の百分の一に相当する額の合算額に組合員期間の年数を乗じて得た額の二分の一に相当する金額（退職一時金の支給を受けるべき者で再びもとの組合の組合員となつたものが死亡した場合にあつては、その金額から当該退職一時金の基礎となつた組合員期間の年数一年につき俸給年額の百分の〇・四五に相当する額を控除した金額）に満たないときは、その金額を遺族年金の年額とする。

第六十一條の二第一項中「昭和三十六年法律第六十一條」を削り、同条第三項中「千円」を「千六百五十円」に改める。

第六十一條の四第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者があるときは、この限りではない。

第六十一條の四第二項中「前条」を「第六十一條の三」に改め、同条を第六十一條の五とし、

第六十一條の三の次に次の一条を加える。

（通算遺族年金）

第六十一條の四 第六十一條の二第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により一の公的年金制度から遺族年金（政令で定めるものに限る。）又はその遺族年金に相当する年金として政令で定める年金を受ける権利を有する者（厚生年金保険法第三十八條第一項その他政令で定める法令の規定により当該年金の全部が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。）であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に係る第六十一條の二第三項から第五項までの規定による通算退職年金の年額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九條、第五十九條の二、第六十條第三項、第六十一條、第六十三條、第六十四條及び第六十六條から第六十八條まで並びに通算年金通則法第四條から第十條までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第六十二條の前に次の一条を加える。
（公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族年金等）

第六十一條の六 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族年金、通算遺族年金又は死亡一時金については、第五十八條から第六十一條まで、第六十一條の四及び前条に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第七十三條第二項中「昭和二十九年法律第十五号」を削る。

第八十二條の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するもの」を「を基礎」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二

年」に改める。

附則第二條中「旧国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。この法律による改正前の日本専売公社法第五十一條第一項、日本国有鉄道法第五十七條第一項及び日本電信電話公社法第八十條第一項において準用する場合を含む。）以下附則第二十九條までにおいて「旧法」という。）を「旧法」に改める。

附則第三條の二中「二年」を「四年」に改める。
附則第四條第二項中「（大正十二年法律第四十八号）」を削る。

附則第六條第四項中「組合員期間一年以上二十年未満の更新組合員が死亡した場合におけるその者」を「第五十八條第一項の場合において、当該組合員が組合員期間二十年未満の更新組合員であるときにおける当該更新組合員」に、「第五十八條第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改める。

附則第六條の二第一項第一号中「三分の一」を「三分の二」に改める。その超える期間の年数が五年を超え、三分の二に超える部分の年数については、三分の二に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」に改める。その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年数が五年を超え、三分の二に超える部分の年数については、三分の二に改め、同条第三項を次のように改める。

3 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうち第一項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替へるものとする。

附則第六條の二第七項第一号中「六百分の一」を「六百分の二」に改める。その超える期間の年数が五年を超え、六百分の二に超える部分の年数については、六百分の二に改め、同項第二号中「六百分の一」を「六百分の二」に改める。その超える期間の年数と前号の超える期間の年数とを合算した年

数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、六百分の一に改め、同条第九項を次のように改める。

9 更新組合員又は更新組合員であつた者が死亡した場合において、その者の組合員期間のうち第七項各号に掲げる期間があるときは、その者に係る遺族年金を受ける者が八十歳以上の者である場合における同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「五年」とあるのは、「十年」と読み替へるものとする。

附則第六條の四第一項中「四十二万一千二百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第二項中「三十五万四千円」を「四十三万二千円」に改める。

附則第十七條の二の次に次の一条を加える。
（再就職者に係る遺族年金の特例）

第十七條の三 更新組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつたものに対する第五十九條の四の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その者の遺族」とあるのは「その者（附則第十七條の二において準用する附則第九條から第十一條までの規定による退職年金若しくはこれに基づく減額退職年金を受ける権利を有していた者又はその者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。）の遺族」と、「第五十八條第二項第二号及び第三項並びに第五十九條から前条まで」とあるのは「第五十九條、第五十九條の三並びに附則第十七條の二において準用する附則第六條第四項及び第五項、第六條の三第二項、第六條の四第二項並びに第十四條の三」と、「組合員期間の年数を乗じて得た金額」とあるのは「組合員期間の年数を乗じて得た金額から、その者に係る附則第五條第一項各号に掲げる期間につき、附則第六條第一項の規定の例により算定した減算すべき金額の二分の一に相当する額を減じて得た金額」と、同

条第三項中「前二項」とあるのは「附則第十七条の三において読み替えられた前二項」と読み替へるものとする。

附則第二十四条第七項中「第八十八条第一項第一号」を「第八十八条第一号」に改め、同条第十一項中「第六十一条の四第二項」を「第六十一条の五第二項」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第四十三

条関係）に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二（第五十二

条関係）に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三（第五十四

条、附則第七条の二、附則第八条関係）に改め

る。

別表第三の二を次のように改める。

別表第三の二（第五十四条関係）

退 職 時 の 年 齢	率
十八歳未満	一・〇九
十八歳以上二十三歳未満	一・三五
二十三歳以上二十八歳未満	一・七七
二十八歳以上三十三歳未満	二・三一
三十三歳以上三十八歳未満	三・〇二
三十八歳以上四十三歳未満	三・九四
四十三歳以上四十八歳未満	五・一二
四十八歳以上五十三歳未満	六・六七
五十三歳以上五十八歳未満	八・八一
五十八歳以上六十三歳未満	一〇・九六
六十三歳以上六十八歳未満	九・九〇
六十八歳以上七十三歳未満	八・三三
七十三歳以上	六・二四

別表第四中「別表第四」を「別表第四（第二十五

条、第五十一条、第五十五条―第五十七条、第

六十条、第六十一条関係）に改める。

別表第五中「別表第五」を「別表第五（第五十七

条関係）に改める。

別表第六中「別表第六」を「別表第六（附則第八

条、附則第十八条関係）に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法附則

第三条の二の改正規定 公布の日

二 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五

十条第二項にただし書を加える改正規定、同

条第三項第一号、同法第五十条の二第三項及

び第四項第一号、第五十三條の二第二項並び

に第五十四条第四項の改正規定、同法第五十

五条第二項にただし書を加える改正規定、同

条第三項第一号の改正規定（次号に掲げるも

のを除く）、同項第三号及び第四号、同法第

五十八条第三項、第五十九条第一項並びに第

五十九條の二の改正規定、同条の次に二条を

加える改正規定（次号に掲げるものを除く）、

同法第六十一条の二第三項、附則第二条、附

則第四条第二項及び附則第六條の四の改正規

定並びに附則第三条 昭和五十一年八月一日

三 第二条中公共企業体職員等共済組合法第十

八条第二項、第二十三条前段、第二十五条第

一項、第二十六条第一項、第四十八条第七号

から第九号まで及び第五十五条第一項の改正

規定（次号に掲げるものを除く）、同条第三

項第一号の改正規定（年数が「二」に「二」以

上」を加え、「場合」を「場合及び組合員期間が

二年未満であり、かつ、公的年金計算期間が

二年以上である場合」に改める部分に限る）、

同法第五十七條第二項の改正規定、同条の次

に二条を加える改正規定（次号に掲げるもの

を除く）、同法第五十八條第一項及び第二項

第二号の改正規定、同法第五十九條の二の次

に二条を加える改正規定（同法第五十九條の

四に係る部分に限る）、同法第六十一条の二

第一項の改正規定、同法第六十一条の四第一

項にただし書を加える改正規定、同条第二項

の改正規定、同条を第六十一条の五とし、第

六十一条の三の次に一条を加える改正規定、

同法第六十二条の二に一条を加える改正規定、

同法第六十三條第二項及び附則第六條第六

項の改正規定、同法附則第十七條の二の次

に一条を加える改正規定、同法附則第二十四

條第十一項及び別表第三の二の改正規定並び

に附則第四條第一項、第五條、第六條及び第

十條 公布の日から起算して一年を超えない

範囲内において政令で定める日

四 第二条中公共企業体職員等共済組合法第五

十五條第一項の改正規定（「三年」を「一年六

月」に、「第五十七條」を「次条」に改め、「状態

にあるとき」の下に、「又はその退職の時から

五年以内」に同表に掲げる程度の廃疾の状態に

なつた場合において、その期間内にその者の

請求があつたとき」を加える部分に限る）、同

法第五十六條第一項及び第五十七條第一項の

改正規定、同条の次に二条を加える改正規定

（同法第五十七條の二に係る部分に限る。）並

びに附則第四條第二項及び第三項 公布の日

から起算して一年六月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日

（端数処理に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体

職員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）

第十七條第二項の規定は、この法律の施行の日

（以下「施行日」という。）以後に給付事由又は改

定すべき事由が生じた長期給付について適用

し、同日前に給付事由又は改定すべき事由が生

じた長期給付については、なお従前の例によ

る。

（退職年金等の額に関する経過措置）

第三条 改正後の法第五十条第二項ただし書及び

第三項、第五十条の二第三項及び第四項、第五

十三條の二第二項、第五十五條第二項ただし書

及び第三項、第五十八條第三項、第五十九條第

一項、第五十九條の二、第五十九條の三、第六

十一条の二第三項並びに改正後の法附則第六條

の四（改正後の法附則第十七條の二及び第二十

六條第一項において準用する場合を含む。）の規

定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事

由が生じた給付についても、同年八月分以後適

用する。

（廃疾年金及び廃疾一時金に関する経過措置）

第四条 第二条の規定による改正前の公共企業体

職員等共済組合法（以下「改正前の法」という。）

第五十五條第一項又は第五十七條第二項の規定

は、業務によらない病気又は負傷及びこれらに

より生じた病気（以下「傷病」という。）について

附則第一条第三号に定める日前に療養又は療養

費の支給を受けたことがある者の当該傷病によ

る廃疾については、その日以後も、なおその効

力を有する。

2 前項に規定する者の当該傷病による廃疾につ

いては、同項の規定によりなお効力を有するも

のとされた改正前の法第五十五條第一項中「三

年」とあるのは「一年六月」と、「第五十七條」と

あるのは「第五十六條」と、「あるとき」とあるの

は「あるとき、又はその退職の時から五年以内

に同表に掲げる程度の廃疾の状態になつた場合

において、その期間内にその者の請求があつたときとする。

3 附則第一条第四号に定める日(以下「一部施行日」という。)の前日において廃疾年金を受ける権利を有しない者について、一部施行日の一年六月前の日から改正後の法第五十五条第一項の規定が適用されたときとならば、一部施行日前にその者が廃疾年金を受ける権利を有することとなるときは、その者(組合員となつて二年以上経過した後に業務によらないで病氣にかかり、又は負傷した者に限る。)には一部施行日の属する月から同項の規定による廃疾年金を支給する。

(一の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第五条 改正後の法第五十九条の四の規定は、附則第一条第三号に定める日の前日において現に改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第六条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第三十八条第一項に規定する者は、改正後の法第六十一条の四の規定の適用については、改正後の法第六十一条の二第二項第一号に該当するものとみなす。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第七条 改正後の法第八十二条の三第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、同日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第八条 改正後の法附則第六条の二(改正後の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の年額の最低保障)

第九条 施行日以後の退職(死亡を含む。)に係る改正後の法の規定による次の表の上欄に掲げる年金(改正後の法第五十九条の四の規定の適用がある遺族年金を除く。)については、その年金の額(遺族年金については、その額につき改正後の法第五十九条の三の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、同表の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間)について改正後の法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

年	金	実在職した期間	金	額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年金で六十五歳以上の者が受けるもの	改正後の法の規定による退職年金を受ける最短期間(以下この表において「最短期間」という。)以上	五十五万円		
退職年金又は減額退職年金で六十五歳未満の者が受けるもの	九年以上最短期間未満	四十一万二千五百円		
九年以上最短期間未満	二十七万五千円			
最短期間以上	四十一万二千五百円			
廃疾年金で六十五歳未満の者が受けるもの	最短期間以上	四十一万二千五百円		
最短期間以上	二十七万五千円			
遺族年金で六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受けるもの	九年以上最短期間未満	二十七万五千円		
九年以上最短期間未満	二十七万五千円			
最短期間以上	二十七万五千円			
遺族年金で六十五歳未満の者妻、子及び孫を除く。)が受けるもの	九年以上最短期間未満	二十七万五千円		
九年以上最短期間未満	二十七万五千円			
最短期間以上	二十七万五千円			

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規定を適用するものとする。

3 第一項に規定する年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族年金

いて改正後の法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年金にあつては、その掲げる額から、その掲げる額の百分の四に相当する額に五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する時のその者の年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た額。以下この項において同じ。)に満たないときは、当分の間、その年金の額は、当該区分に対応する同表の下欄に掲げる額とする。

の規定により算定した金額に当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年金の年額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定による扶助料、旧法(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百九十九号)第二条第一項第二号に規定する旧法をいう。)の規定による遺族年金その他の年金の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である者が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である者が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千円

5 第一項の規定による遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である者がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第三項及び第三十六条中「第六十一条の四第一項」を「第六十一条の五第一項」に改める。

(政令への委任)

第十一条 附則第二条から第九条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

理由

公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、退職年金等の最低保障額の引上げ、廃疾年金及び遺族年金の受給資格の

緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

（特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例）

第三条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十二年五月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十一年度所屬の歳入とする。

（償還計画の国会への提出）

第四条 政府は、第二条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

（国債整理基金特別会計法第五条の特例）

第五条 第二条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附 則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

理 由

財政法第四条第一項ただし書の規定による場合のほか、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、一般会計において公債を発行することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。